

第五章 国語改革の見直し——当用漢字から常用漢字へ——

第一節 国語施策の改善についての諮問

一 文部大臣諮問「国語施策の改善の具体策について」

前章で見えてきたとおり、戦後の国語審議会は「当用漢字表」「現代かなづかい」をはじめとする答申・建議を次々と行い、新しい時代の国語施策の方向に対する提言を行ってきた。しかし、その一方で、国語審議会内部には、国語の簡素化・平易化を急ぎ過ぎることや、国語施策の実施方法などについて批判的な意見を持つ委員もあり、「送りがなのつけ方」について」の建議以後、意見の対立が目立つようになった。その結果、第五期の最終総会では、次期委員推薦協議会の委員の選出方法をめぐって紛糾、委員五名が退場するなどの事態も生じた（第四章第一一節参照）。

その後、第六期・第七期の国語審議会では、これまでの国語施策に対して新たな国語施策を打ち出すのではなく、それまでに実施された国語施策についての再検討が行われた。また、第七期では、数次にわたって、国語の表記を漢字仮名交じりをもって正則とすることが提案され、議論されている。

このような流れを受けて、昭和四一年六月一三日に開催された第八期国語審議会の最初の総会（第五八回総会）

において、中村梅吉文部大臣から、国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問がなされた。その内容は、「これまでの国語施策には、実施の経験にかんがみ、種々検討を要する問題があるので、この際、再検討を加え、その改善を図る必要がある」という理由の下に、次の四項目を「検討すべき問題点」として掲げるものであった。

一 漢字について

(一) 当用漢字表（別表を含む。）の取り扱い方ならびに漢字の選定に関する方針およびその取捨選択について検討する必要がある。

(二) 音調の整理に関する方針および音調の取捨選択について検討する必要がある。

(三) 字体の標準に関する方針および各字の字体の標準について検討する必要がある。

二 送りがなのつけ方について

送りがなのつけ方に関する方針およびその内容について検討する必要がある。

三 現代かなづかいについて

現代かなづかいの内容上の問題点について検討する必要がある。

四 その他上記に関連する事項について

このうち、「現代かなづかい」の問題点が他と相違することに關して、委員の質問に審議官が答える形で、「送りがなについては、まだ実施の経験も浅いが、批判や問題点も多いので、その内容を検討するとともに、方針についても検討し、現代かなづかいについては、根本問題もさることながら、まず、その内容上の問題点を中心に、検討願いたいというわけである。」との説明があった。

なお、諮問の際の文部大臣のあいさつの中で、「今後のご審議にあたりましては、当然のことながら国語の表記は、漢字かなまじり文によることを前提とし、また現代国語の表記を平明にするという趣旨とともに、従来の諸施策との関連をご考慮の上、広い立場から国語の諸施策の改善の方途をじゅうぶんご検討願いたいのであります。」と述べられたことが注目される。

二 国語施策の見直しの出発

文部大臣の諮問を受けて、国語審議会は、結果として、第八期から第一八期まで約二五年間にわたって、「当用漢字音訓表」、「送りがなのつけ方」、「当用漢字表」、「現代かなづかい」などの国語施策の見直しに携わることになる。

その出発の期に当たる第八期国語審議会（昭和四一・六・四三・五）は、第五八回総会で、前田義徳委員、古賀逸策委員を会長・副会長に選出した（以後第一〇期まで）。最初の数回の総会では、諮問に関連する一般的な意見交換を行い、何をどのような順序で取り上げるべきかなどを話し合ったが、結論を得ぬまま、取りあえず、第六一回総会（昭和四一・一一・一二）で、運営委員会（二〇名、漢字部会（二〇名、かな部会（二二名）を発足させることとした。第六二回総会（昭和四二・一一・二六）では、部会審議にゆだねる事項について協議し、文部省文化庁作成の資料「国語施策の改善の具体策について 検討すべき問題点の説明資料」（『国語審議会報告書』文部省、昭和四四）を部会における審議の目安とすることとした。また、第六二回総会では、最後に前田会長から、「文字の問題は国語の問題、現代国語の問題として考えるべきである。国民の生活能力を高め、文化水準を向上させることを国語改善の目標

とすべきである。」という発言があり、了承された。

漢字・かな両部会は、第一回合同部会（昭和四一・一二・一二）で、漢字部会長に岩淵悦太郎委員、同部会長代理に阿部吉雄委員、かな部会長に久松潜一委員、同部会長代理に佐々木八郎委員を互選し、部会の運営方針などについて審議した。

漢字部会は、昭和四二年に入って本格的な審議に入った。初め、前記「検討すべき問題点の説明資料」を基に、漢字をめぐる問題点の総ざらいを行い、前期以来続いている、当用漢字表を漢字使用の範囲を示すものと考え、漢字をめぐると考えるべきかの問題、適用範囲の問題などを検討したほか、小委員会を設けて漢字字種の問題を検討するなどした。しかし、結局、部会としては、社会一般で早急な解決が望まれている「当用漢字音訓表」（昭和三三・二・一六、内閣告示・訓令）を最初に取り上げるのが適当であると考え、総会の了承を得てその再検討に入った。しかし、その審議は、第八期のうちには終了せず、次期に引き継がれることとなった（第五章第三節一参照）。

かな部会も、初め、「検討すべき問題点の説明資料」を基に、仮名をめぐる問題点の総ざらいを行ったが、社会一般の実情等を考慮して「送りがなのつけ方」（昭和三四・七・一一、内閣告示・訓令）を先に取り上げることとし、総会の了承を得てその再検討に入った。しかし、その審議も、第八期のうちには終了せず、次期に引き継がれた（第五章第三節二参照）。

漢字部会、かな部会の審議がある程度進んだところで、その両部会では取り上げにくい、しかし、総会でしばしば議論の対象となる、国語施策の性格や国語施策と義務教育の関連などの問題点の整理を行う委員会が必要であるということになった。第八期第六八回総会（昭和四三・三・一八）で、そのための小委員会（西島芳二委員長ほか一〇

名を設置することとした。小委員会は、残り少ない期間の中ながら、小委員会審議経過報告をまとめ、これを小委員会の最終結論として第六九回総会（昭和四三・五・二七）に報告し、了承を得た。主に、「現行施策の性格および適用分野」「国語施策の方法」について望まれる考え方をまとめたものである。この中で、特に注目されるのは「国語施策の基本として、国語を平明にするという見地から国語の表記についてのなんらかのよりどころとなるような基準が必要であると認めるが、国語の美しさ・豊かさ・正しさ・厳密さを保つために、その基準を厳格に制限的なものとし、ない配慮が必要である」という考え方を明確にしたことである。このことは、「当用漢字音訓表」「送りがなのつけ方」の再検討にとどまらず、国語施策全体の再検討を進める上で重要な意味を持つものと言える。

「当用漢字音訓表」「送りがなのつけ方」の再検討は、共に第八期（昭和四一・六・四三・五）、第九期（昭和四三・六・四五・六）、第一〇期（昭和四五・七・四七・六）の三期にわたって行われた。その間に、総会を、第八期において一回、第九期において五回、第一〇期において六回開催した。ほかに、全員協議会、各種委員会、漢字・かな部会などをそれぞれ複数回開催した。

第二節 「送りがなのつけ方」の改定

一 「送りがなのつけ方」をめぐる動き

昭和三四年に内閣告示・訓令された「送りがなのつけ方」は、

- (一) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
- (二) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
- (三) 慣用が固定していると認められるものは、それに従う。

の三条を方針として、品詞別に二六の通則を立てたものであるが、特に方針（一）と（二）から、一般の慣用に比して多めに仮名を送る性格のものとなった。このことが一部に違和感を与えたことは否めないようである。また、その折の審議の進め方や結論が、漢字の表意性を軽視するものと見なされたところから、戦後の国語施策に関する論議を白熱化させるきっかけの一つになったとも言われている。

「送りがなのつけ方」の実施状況を見ると、一般の公用文や学校教育においては、許容事項を適用しない形が用いられた。一方、法令関係では、単独の語、複合の語ともに、名詞関係の許容を大幅に採用することにしたため（法制局通達「法令用語のおくりがなのつけ方」（昭和三四・一二・四）による）、同じ公用文関係の中で分野によって異なる送り仮名が行われる結果となった。一方、新聞関係では、逆に、従来各社によって送り仮名の付け方がまちまちであったが、「送りがなのつけ方」制定後、新聞用語懇談会で取決めを行い、「送りがなのつけ方」の許容事項を適用しない形で足並みをそろえる方向に向かった。

二 「送りがなのつけ方」の再検討

第八期第六一回総会（昭和四一・一一・一二）で漢字部会とともに設置が決まったかな部会は、第八期において、二四回の会議を開催したほか、漢字部会との合同部会を二回開催した。

第二節 「送りがなのつけ方」の改定

かな部会は、第一回から第四回部会で、文部省作成の「検討すべき問題点の説明資料」に基づき、仮名に関する施策の問題点について一通り検討した。第五回から第六回部会では、かな部会として「現代かなづかい」と「送りがなのつけ方」のどちらを先に取り上げられるかを審議した結果、社会一般の実情等を考慮して、「送りがなのつけ方」の問題を先に審議することとした。送り仮名の付け方について検討するに当たって、まず、資料「各種「送りがなのつけ方」一覧表」(「国語審議会報告書」)を基に、告示「送りがなのつけ方」と、過去の送り仮名法や新聞社の送り仮名の付け方とを比較しながら、告示の各通則や語例を検討した。その過程で、「送りがなのつけ方」について、送り過ぎの嫌いがあること、また、「まえがき」に掲げられている三か条の方針が並列の関係で並べられていること、の二点が、特に大きな問題点であることが確認された。以上の審議経過は、第六四回総会(昭和四二・五・二九)に報告された。

かな部会は、続く第七回から第一〇回部会で、三か条の方針の(一)を特に尊重して「活用語尾を送る」という単一原則だけで処理したら送り仮名の付け方の実際はどうなるかということについて、資料「活用語尾に限定した送りがなについて」(「国語審議会報告書」)などを基に審議した。その結果、活用語尾以外の部分でも送った方がよいと考えられるものや、また、活用語尾であっても送らない方がよいと考えられるものもあり、この原則だけで送り仮名を決めることは適切でないという結論に達した。そこで、第一一回から第二二回部会では、新しい送り仮名の付け方の法則を考えるために、「送りがなのつけ方」で行っているような、品詞別にまとめること以外に、単独の語と複合した語、活用する語と活用しない語などの、別の観点を加えて語を分類し直して仮に作った「送りがなのつけ方」に関する構造別語例一覧」(「国語審議会報告書」)に基づいて、各語群ごとに語例の審議を行った。これによって、送り仮名の付け方について問題となる語例が多く指摘され、その扱いについて種々検討

を行ったが、結論を得るに至らなかった。また、この審議の過程で、語分類そのものにも修正、加筆が施された。第二三回から第二四回部会では、これまでのかな部会の審議の内容を総会にどのようにまとめて報告するかについて審議した。この過程で、送り仮名というものの本質について、かな部会としての見解をまとめた。また、送り仮名の付け方に関する新たな基準をどのようなものにすべきかについても一定の討論を行った。

以上の内容は、第八期の「かな部会審議経過報告」(「国語審議会報告書」文化庁、昭和四四)として、第六九回総会(昭和四三・五・二七)に報告された。送り仮名の付け方の審議は、音訓表の審議と並んで、次期に引き継がれることになった。

なお、かな部会の審議経過報告の中で、送り仮名の本質と送り仮名の付け方の基準の在り方について、かな部会の考え方を述べた部分の骨子は次のとおりである。

一 送りがなは、これを本質的に見ると、一語を漢字とかなで書き表す場合に漢字を訓読することから起こる現象であって、漢字に二つ以上の訓がある場合や音読を避けようとする場合に送りがなによって読み分けようとするところから起こってくるものである。しかし、送りがなによって読み分けるということは、その語の用いられる場面や文脈によって一律にはいかないもので、送り仮名を定型的に設定することは本質的にむずかしいものである。

二 送りがなは、これを歴史的に見ると、漢文を読むための必要から付けた捨てがなから発展してきたものと考えられ、また、和語に漢字をあてることから起こってきたものもあると考えられる。このように送りがなは、その発生が便宜的なものであって、一律に法則化することはむずかしいものである。(以下略)

三 実用面からみると、一般社会においては、それぞれの必要に応じて送りがなを送る慣例となっていて、

単一の基準をたてて、これによって統一することは困難な実情にある。

以上のように、送りがなは、法則的にとらえ難推によって判断できるものもあるが、個別的なものも少なくない。また、送りがなは、時代によって変わる可能性も強いので、厳密な基準はたてにくいものである。

しかし、送りがなが、人により、また、社会の各分野によってまちまちであるということは、国語の正しい機能の上から問題があるので、よるべきなんらかの基準が必要である。ことに、学校教育の分野では、教育上の観点から特別の配慮が望ましい。

送りがなのつけ方については、以上のような事情を考慮して、標準となるべきものを、なお慎重に検討すべきであると考ええる。

三 かな部会試案「改定送りがなのつけ方(案)」

かな部会は、第九期においても存続することが、第七〇回総会(昭和四三・七・一二)で決まった。次いで、第七一回総会(昭和四三・七・二九)で会長から部会に所属する委員の指名があった(二一名。部会長・村上俊亮、同代理・熊沢龍・佐々木八郎。後、佐々木部会長代理が部会長に就任)。かな部会は、第九期の間に、三七回の会議を開催したほか、整理委員会二回、起草委員会九回、漢字部会との合同会議三回を開催した。

かな部会は、第二回から第三回部会で、今期も引き続いて「送りがなのつけ方」について審議することを了承した。また、この場合の送りがな名のつけ方について、次のことを確認した。

一 現代国語を書き表すためのものであること。

二 対象を一般社会とすること。

三 教育に対しては、併せて十分検討するが、具体的には適用の面で考慮すること。

第四回から第八回部会では、まず、単独の語の語群を取り上げ、資料として作成した「送りがなのつけ方の語例審議のための参考資料(単独の語)」に従って、一語一語の審議を行った。その過程で、単独の語の送りがな名のつけ方の一般的な法則について、次のような考え方が出された。

一 活用語は活用語尾を送る。

二 自他の対応関係や派生関係にある語は、元の語の活用にあたる部分から送る。

ただし、この一と二の原則だけで処理しようとすると、社会的習慣等の上から、著しく抵抗が感じられ、また混乱を招くおそれもあるので、何らかの措置を講ずる必要がある。

三 接尾語的成分を伴っている語は、その部分から送る。

ただし、この考えは、接尾語的成分をどう見るかという基本的な問題があるので続けて検討する。

四 本来の名詞は、原則として送りがな名を付けない。

ただし、語によっては必要に応じて送ることを併せて認めることが实际的であろう。

五 副詞・接続詞・連体詞等は現行どおりとする。

なお、動詞の連用形の名詞的用法のものについては、動詞の意識の強いもの、名詞の意識の強いものという分類はせず、できれば送りがな名を付けるということで統一し、基準を明らかにした方がよくはないかなどことが話し合われた。

第九回から第二回部会では、「送りがなのつけ方の語例審議のための参考資料(複合した語)」に従って、複

合語について、一語一語の審議を行った。また、その過程で、次のような考え方を得た。

- 一 複合した語は、単独の語に準じて送り仮名を付けることを第一原則とする。
- 二 慣用的な送り方を第二原則とする。

また、これまでの語例の検討を整理して、資料「送りがなのつけ方に関する第1読会のまとめ」を作成した。

第三回から第一六回部会では、「送りがなのつけ方に関する第1読会のまとめ」を検討し、送り仮名の付け方をできるだけ単純包括的な原理で一貫したものにすることに努めた。次いで、これまでの審議を統合し、送り仮名の付け方の法則を具体的にまとめるために、整理委員会（五名）を設けた。なお、この段階で、送り仮名の付け方に関してなお検討すべき問題点として次の三点があることが確認された。

- 一 自他の対応関係や派生関係にある語。
- 二 動詞の連用形で名詞として用いられる語。
- 三 複合名詞。

第一七回から第二二回部会では、整理委員会の整理した「かな部会検討資料」を中心にして、自他の対応関係や派生関係にある語について審議した。これと並行して、送り仮名の付け方の基本的な考え方として、改めて次の点を確認した。

- 一 現代国語を書き表すためのものである。
- 二 一般社会を対象とする。
- 三 標準を示すものである。
- 四 一応、当用漢字音訓表の範囲内で検討する。

五 原則として、できるだけ単純包括的な法則、しかも、原理的に一貫した法則にまとめることを第一とする。あわせて、社会的習慣を重視し、また、送りすぎにならないように十分考慮する。

第二三回部会では、動詞と関連があると思われる名詞の処理について、これまでに出ている意見を整理し、次のようにした。

- 一 活用を伴わないもの。（例：山、川）……送り仮名を付けない。
- 二 名詞として固定したと認定したもの。（例：帯、趣）……送り仮名を付けない。
- 三 連用形が名詞として使われるもの。（例：動き、戦い）……送り仮名を付ける。
- 四 許容……省くことができる。（語を限定しない。）

第二四回部会では、複合した用言の送り仮名の付け方について最終的な検討を行い、次のようにまとめた。

- 一 構成する各用言の、それぞれの送り仮名を付ける。
- 二 構成する前部分の動詞の送り仮名は、他と紛らわしくないと考えられる場合は、省くことができる。
- 第三五回から第二六回部会では、複合名詞の送り仮名の付け方について審議し、おおむね、単独の語に準じて送り、記号的なものや慣用的なものについては、送り仮名を省くことになった。これで、単独の語、複合語を通しての送り仮名の付け方の審議を終え、総会に提出するためのまとめを作成するための小委員会を設置した。

第二七回から第三七回部会では、小委員会が作成した「現行の「送りがなのつけ方」とこれまでの審議のまとめの比較」に基づいて審議し、「改定送りがなのつけ方（案）」を作成した。これを第一回から第三回の漢字部会との合同会議に提出し、そこで出された意見を基にその都度修正を加え、「改定送りがなのつけ方（案）」をまとめ、これを、部会の試案として公表したい旨の希望を付して、総会に提出することとした。なお、総会には、参

考資料「現行の「送りがなのつけ方」と「改定送りがなのつけ方」との対照表」(『国語審議会報告書9』文化庁、昭和四六)も同時に提出された。

国語審議会は、第九期の最終総会に当たる第七四回総会(昭和四五・五・二七)で、漢字部会試案「当用漢字改定音訓表(案)」とともに、「改定送りがなのつけ方(案)」(『国語審議会報告書9』)をかな部会試案として世間に公表し、意見を求めることを承認した。なお、その際、一部で反対意見が出され、やや討論が長引いたが、結局、その反対意見のようなものも含めて広く世間の意見を聞くためということで、了承された。

かな部会試案「改定送りがなのつけ方(案)」に関して、第七四回総会においてかな部会長の行った補足説明の概要は次のとおりである。

「前文」の「1性格」の(1)を「…送りがなのつけ方のよりどころを示すものである。」とした。これは、初め考えた「標準」という言葉が誤解を招きやすいので、より弾力性のある「よりどころ」を採用したものである。

「2改定の方針」については、「法則をできるだけ簡明にするとともに、一貫性を保つようにする。」という柱を立て、これにただし書きを付ける形とした。

「改定送りがなのつけ方」は、従来の品詞別の分類ではなく、便宜上、大きく「単独の語」と「複合語」とに分け、さらにこれを「活用語」の場合と「活用のない語」の場合とに分けて構成した。そして「単独の語」の「活用語」を受けて「通則1」と「通則2」がある。「通則1」は、単純な活用語、「通則2」はやや複雑な活用語といったところである。「通則1」の中に「ただし書き」として例外が、「なお書き」として許容が規定されている。

「通則1」で現行の「送りがなのつけ方」と違っていている点は、「表す(表わす)」、「著す(著わす)」、「現れる

(現われる)」、「行う(行なう)」の類である。括弧内の許容の送り方が現行のものである。現行の送り方も昭和三四年の制定以来ある程度定着していることから、このように許容として取り上げることとした。この点は、世論に問うた上で最終決定したい。

「通則2」の「なお書き」で、読み間違えるおそれのない場合に活用語尾以外の部分について「照らす」を「照す」とするように送り仮名を省くことができるとした点は、現行と異なるところである。

「通則3」から「通則5」は「単独の語」で「活用のない語」に関するものである。「通則3」では、「ただし書き」にある「迈り、幸せ、便り、自ら」などが現行と違う点で、これらは、今回、新たに当用漢字の音訓に加わったものである。また、「なお書き」で「公け」などを許容することとした(この許容は、答申案では削除された)。

「通則4」の「ただし書き」は、現行のもの以上に送り仮名を付けないとするものを四段に分けて書いた。

「通則9」(活用語を含む複合名詞で、慣用が固定していると認められる語について「小売り」を「小売」とするように送り仮名を省くことができるとした規定)は、法則の立て方から言えば、「通則8」のただし書きになるべきものとも思われる。しかし、該当する語数が多いこと、実際世間で通用していること、現行でもこのような規定になっていることなどを考え合わせて、特に「通則9」として設けた。

一方、第七四回総会の際に出された主な反対意見は、おおよそ次のとおりである。

まず、現行の「送りがなのつけ方」に対する批判はそのまま今回の案にも当てはまるのではないかという意見が出された。

構成に関するものとしては、活用語はその活用語尾を送り、活用のない語は送り仮名を送らないということ为主要な原則とする以上、これを大分類の基準とすべきであるにもかかわらず、「単独の語」「複合語」というよう

な、自ら便宜的と認めている分類を第一に持ってきているという分類上の混乱があるという意見が出された。

また、活用のない語は送りがなを付けないとしながら、副詞・連体詞・接続詞は「又」を除いて送り仮名を付けることになっている。先の主要な原則に従うなら、これらは例外として扱うか、活用語及び副詞・連体詞・接続詞は送り仮名を送るということを原則として、論理的に一貫して整理すべきである。

通則1から通則9まで、必ずしも同じ重みで並んでいない。通則9は通則8のただし書きにしかすぎない。また、通則2は通則1の、通則4は通則3のそれぞれ例外でしかないというように不均衡がある。したがって、全体の構成を組み直す必要がある。

規則の内容に関する批判としては、現行の「送りがなのつけ方」と明確に異なるのは「係」「並」の二語だけである。仮に本則だけに限っても一六語しかないのに、「改定送りがなのつけ方(案)」と称して世間に公表することは、世間を混乱させるだけであるという批判が出された。

また、当初、かな部会では「送りすぎないようにする」ということを改定方針に掲げていた。しかし、今回の案を見ると、これが削除されている。また、「前文」にある「本則」「通則」「法則」「原則」という四つの語が非常に分かりにくい。さらに、そもそも「前文」では、送り仮名法を決めたのか、決めないのか、あるいはどうでもよいとしたのか理解できないという意見もあった。

そして、結局のところ、「改定送りがなのつけ方(案)」をそのまま公表することに賛成しかねるということも述べられている。

四 答申「改定送り仮名の付け方」

文化庁は、第九期の最終総会(昭和四五・五・二七)の直後、かな部会試案「改定送りがなのつけ方(案)」を、漢字部会試案「当用漢字改定音訓表(案)」とともに、報道機関に公表し、続いて各省庁関係機関、地方自治関係団体、報道機関等に資料を配布し、九月末日を期限として意見を求めた。報道関係のうち新聞関係については、日本新聞協会、日本専門新聞協会、全国地方新聞協会のほか、各新聞社一一五社に、放送関係については、NHK、民間放送連盟のほか、各放送局八二社に配布した。さらに、日本文芸家協会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本図書教材協会、全日本広告連盟、日本広告協会、日本速記協会等の関係団体にも資料を配付したほか、国語学会会員、全国大学国語国文学会関係者、各都道府県教育委員会などの各機関、団体、個人に対しても、文書で意見を求めた。

第一〇期国語審議会は、第一回に当たる第七五回総会(昭和四五・七・三二)で、前期と同様、漢字部会とともに、かな部会を設置することを決めた(二二名、部会長・佐々木八郎、同代理・熊沢眞、後に代理が遠藤慎吾に交代)。また、文化庁主催で、「当用漢字改定音訓表(案)」と「改定送りがなのつけ方(案)」に関する説明会を東日本地区(東京、昭和四五・八・二四)、西日本地区(名古屋、昭和四五・八・二九)の二か所で実施することを了承した。

かな部会は、第一〇期の間に四三回の会議を開催したほか、説明会四回、小委員会一七回を開催した。

第七六回総会(昭和四五・一〇・一四)では、文化庁国語課長から、東京と名古屋で開いた試案の説明会の概況、及び、試案に対する新聞・雑誌等に掲載された意見、また、その他の方面から文化庁に寄せられた意見等について

て報告があった。

試案に対しては、各省庁・団体や個人から合わせて三百数十件の回答があった。かな部会は、第一回から第二回部会で、試案に対して寄せられた意見について審議し、検討すべき事柄として、「改定送りがなのつけ方（案）」の構成の仕方、許容の取扱いの二点を取り上げることとした。

第三回部会では、佐藤喜代治委員提出の「新しい構成による改定送りがなのつけ方（案）」を基にして構成を検討したが、一応試案どおりとしておくこととした。第四回から第一〇回部会では、「通則1」及び「通則2」の許容について、明治以降公表されている各種送り仮名法を参考にしながら検討した。第一二回から第一六回部会では、「通則1」、「通則3」、「通則4」の例外について検討した。「通則3」の例外は、(一) 形容動詞又は副詞的に用いるもの、(二) 二様の読み方があるもの、(三) 慣用が固定しているものを条件として一七語を掲げることとした。「通則4」の例外の「限定された意味を持つ」という言い回しは、分かりにくいので削除することとした。第一七回から第二二回部会では、「複合の語」について検討した。複合語の許容について、単独の語の場合とは違う方式で省くことを認めることとした。複合名詞のうち、送り仮名をすべて省く語を、各種の辞典及び各新聞社などで使っている手引きや用例集から拾い出し、「通則9」に掲げる語を決定した。第二三回から第二四回部会では、「当用漢字改定音訓表（案）」の付表に掲げてある語の送り仮名を検討した。以上で、試案に対して提出された意見を基にしての、試案の再検討が終わったので、かな部会以外の委員に対する説明会を開くこととした。

第二五回部会では、前記第一回説明会（昭和四六・七・一六）で出た意見のうち、(一) 送り仮名の定義、(二) 単独の語・複合の語の分類、(三) 構成、(四) 本則と許容の関係、などの検討を含め、「前文」の修正案を起草す

るための小委員会（七名）を発足させることとした。

第二六回から第四三回部会では、小委員会や、第二回説明会（昭和四六・二・一〇）、第三回説明会（昭和四七・一・二八）、第四回説明会（昭和四七・四・二六）などの議論を基にしつつ、試案の修正、整備を重ねた。この間、第二八回部会で、複合の語の通則の立て方を変更し、「通則6」から「通則8」を単独の語の送り方に準じて送る複合の語として一つにまとめ（新しい「通則6」、「通則9」を新しい「通則7」とすることとした。また、第三九回部会で、「改定送りがなのつけ方（案）」の許容として掲げるべき語は、「部会として、読み間違えるおそれがなく、かつ、慣用に反しないと判断した、いわゆる模範的なもの」という共通理解をした。また、「売り上げ」、「取り扱い」、「乗り換え」、「引き換え」、「申し込み」などは、送り仮名をすべて省く許容をも設けることとした。以上を経て、第四三回部会で、部会としての「改定送りがなのつけ方（案）」を最終決定した。

かな部会は、これを「改定送りがなのつけ方（案）」の取扱いを決める全員協議会（昭和四七・五・一八、さらに第七九回総会（昭和四七・五・二四）に提出した。総会は、これを次回の総会において文部大臣に正式に答申することとを了承した。

「改定送りがなのつけ方（案）」の内容に関して、第七九回総会でかな部会長の行った補足説明の概要は次のとおりである。

「前文」は、試案よりもかなり簡明にした。第二節で「この「改定送りがなのつけ方」は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活で現代の国語を書き表わす場合の送りがなのつけ方のよりどころを示すものである。」としたのは、「当用漢字改定音訓表」と平仄を合わせたものである。

「方針」の第二節では、今回の送り仮名の付け方の改定に当たって、できるだけ簡明な法則にまとめることを

目指したこと、しかし、送り仮名には、法則だけでは処理することのできない慣用の事実があり、これを考慮して、慣用を尊重するとともに、表記上の実際に即して弾力性を持たせることとしたことを述べた。

それを受ける形で、送り仮名の付け方を「本則」「例外」「許容」の三つに分けて考えた。なお、かな部会試案を公表した際に「このように許容を多くしたのは、どっちを使っていかが迷う。」という批判・質問が出された。これについては、部会としては、「個々の語に適用するに当たって、許容に従ってよいかどうか、判断したい場合には、本則によるものとする。」という合意に達した。このことは、「運用」の第1に盛り込んだ。

全体の「構成」については、かな部会試案の通則が九項目であったものを、更に整理し、七項目とした。

「通則4」の例外の語例の配列については、下の段ほど動詞の意識が幾らか残っていると思われるものを並べてある。ちなみに、一段目は動詞的な意識の全くなっていると見られるものである。このうち、「謡、虞、趣、氷、印」の五語は改定音訓表でも名詞形しか出ていないもの、「頂、帯、畳」は、それ以外のものである。二段目以下では、「隣」「煙」などは現行の音訓表で名詞だけしか掲げていないものである。

「通則7」は、「通則6」の例外に相当するものとも言えるが、該当する語が多数に上るため、別の通則として立てた。ただし、これは飽くまでも本則とは言えないので、「通則7」には本則を入れていない。また、ここに挙げたものは、限定列举ではない。特定の例に、「通則7」を適用すべきか、「通則6」を適用すべきかは個人の判断によるが、迷う場合は、「通則6」を適用すればよい。それだけの幅を持たせてある。

国語審議会は、第一〇期最終の第八〇回総会（昭和四七・六・二八）で、「改定送り仮名の付け方」（国語審議会報告書¹⁰）を、「当用漢字改定音訓表」とともに、正式に答申することを決定した。その後、答申書が文部大臣に手渡された。その際、会長から次のような発言があった。

実施の方法としては、従来の内閣告示・訓令で行うことが適當であろうと考えたが、ただ、その表現は、細心の注意を払って、全国民を「告示」及び「訓令」で拘束するかのような感じを与えないように、当局においては善処してくれるよう希望したい。

五 内閣告示・訓令「送り仮名の付け方」

国語審議会第八〇回総会で「当用漢字改定音訓表」とともに採択され、答申された「改定送り仮名の付け方」は、昭和四八年六月一八日に、内閣告示第二号、内閣訓令第二号により「送り仮名の付け方」として実施された。これに伴って、昭和三四年内閣告示第一号、内閣訓令第一号「送りがなのつけ方」は廃止された。

答申から告示・訓令に至るまでに約一年間を要したことはやや異例である。これについては、国語審議会第一期第八五回総会（昭和四八・七・一七）で、文化庁文化部長から、次のような説明があった。

・ 答申の趣旨の徹底を図るため、全国を八つのブロックに分け、約半年間をかけて説明会を開いたこと。

（これには、国語審議会から、古賀副会長、岩淵漢字部会長、佐々木かな部会長が参加した。）

・ 一度告示したものを改定するということで、その手続きについて、内閣官房・内閣法制局と協議を重ねたこと。

・ これが訓令として出された場合、政府部内でこれを公用文においてどのように取り扱うかということ、を、関係各省市と協議を行ったこと。

「送り仮名の付け方」の公用文関係での取扱いについては、事務次官等会議の申合せに基づき内閣官房長官が第二節「送りがなのつけ方」の改定

ら各省庁事務次官あてに出された通知「『当用漢字音訓表』及び『送り仮名の付け方』に関する内閣告示・内閣訓令並びに公用文における当用漢字の音訓及び送り仮名の付け方について」(昭和四八・六・一八)で、次のように指示されている。

公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」(昭和四八年 内閣告示第二号)の通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」(1のなお書きを除く。)によるものとする。ただし、必要と認める場合は、通則2、通則4及び通則6の「許容」並びに「付表の語」の1のなお書きを適用して差し支えない。

これには、別に、次のような項目がある。

法令における音訓使用及び送り仮名の付け方は、別途、内閣法制局からの通知による。

これに基づき、内閣法制局次長から各事務次官あてに、内閣法制局通知「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」(昭和四八・一〇・三)が出された。この中で、特に複合の語の送り仮名について、次のように指示されている。

原則として、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「本則」の送り仮名の付け方による。ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」の送り仮名の付け方により、次の例に示すように送り仮名を省く。

これに続いて、「明渡し、預り金」以下一三八語が例示されている。また、別に、通則7を適用する語例一七五語も示されている(この語数は、後に増補された)。

これに伴い、内閣官房内閣参事室首席内閣参事官・文化庁文化部長から各省庁あてに通知「『公用文』における

当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」の具体的な取り扱い方針について」(昭和四八・一〇・九)が出され、公用文と法令とで共通して、例示された語の範囲で、その送り仮名の一部又は全部が省かれることとなった。

一方、「送り仮名の付け方」の学校教育での取扱いについては、告示・訓令の出された直後に、文部省初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長あてに通知が出され、小学校、中学校、高等学校における送り仮名の指導については、原則として「本則」「例外」による、なお、中学校、高等学校では許容のあることを説明する程度としている。

六 「送り仮名の付け方」の特徴

「送り仮名の付け方」の特徴を、「送りがなのつけ方」と比較しながら、見ておく。

1 適用分野を限定して示したこと

「送り仮名の付け方」では、同時に公布された「当用漢字音訓表」と歩調をそろえるように、「前書き一」で、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、『当用漢字音訓表』の音訓によつて現代の国語を書き表す場合の送り仮名の付け方のよりどころを示すものである。」とし、同二で、「科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。」として、適用分野を明確にしている。

「送りがなのつけ方」では、その内閣告示文で、「現代国語を書き表わすため各行政機関においてよるべき送りがなのつけ方の標準を、次のように定めた。」とし、同訓令文で、「今後、各行政機関においては、この方針によるものとし、あわせて広く各方面にその趣旨が徹底するように努めることを希望する。」としているだけで、適用分野はややあいまいなままであった。

なお、「前書き 三」で、「漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合や、固有名詞を書き表す場合を対象としない。」とある点は、適応分野というより、対象範囲に関する断り書きであるが、これは、長い間行われてきた、表の中で名詞の送り仮名を省いて書く習慣を、積極的に否定する趣旨のものではないと考えられる。また、固有名詞についても、従来、「当用漢字表」以来（したがって、「当用漢字音訓表」や「送りがなのつけ方」でも）、対象範囲から除かれていたものであり、特に「送り仮名の付け方」において扱いが変わったと考える必要はないであろう。

2 規範性を緩やかなものとして確認したこと

「送り仮名の付け方」では、前書きにも掲げたように、「ゝの送り仮名の付け方のよりどころを示すものである。」として、弾力性のある「よりどころ」という語を使用している。

ただし、「送りがなのつけ方」では、内閣告示文では、「ゝ送りがなのつけ方の標準を、次のように定める。」としているが、「送りがなのつけ方」そのものの「まえがき」では、「ゝの送りがなのよりどころを示したものである。」としており、この点、両者に大きな差はないといえる。

3 法則を立てる基本方針を変えたこと

「送りがなのつけ方」では、法則を立てる基本方針として、次の三か条を並列している。

- (一) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
- (二) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
- (三) 慣用の固定していると認められるものは、それに従う。

これに対し、「送り仮名の付け方」では、(一)を中心として、国語表記の実態を踏まえて、系統的で簡明な法則にまとめることを基本方針とし、さらに、この法則だけでは処理できない慣用の事実を考慮して、例外・許容を設けて、弾力性を持たせている。例外は、本則以外の形で慣用の一定しているもの、許容は、慣用として二通り以上の形があるもののうち、本則以外のものに相当する。

なお、国語表記の実態を知るために用いた資料は、次のようなものである。

○「送りがなのつけ方」以前の資料

内閣官報局「送仮名法」(明治三二)

国語調査委員会「送仮名法」(明治四〇)

文部省国語調査室「中等国語の送りがな」(昭和二三)

総理府・文部省「公用文の手びき」(昭和二四)

○「送りがなのつけ方」以後の資料

日本新聞協会、朝日・毎日・読売の各新聞社、日本放送協会の用字用語集(昭和四二―四四)

文部省「公用文送りがなのつけ方用例集」(昭和三四)

第二節 「送りがなのつけ方」の改定

内閣法制局「法令用語の送りがなのつけ方」(昭和三四)

○その他の参考資料

国立国語研究所『送り仮名法資料集』(昭和二七)

国立国語研究所『電子計算機による新聞の語彙調査』(昭和四五)など

4 本文の構成を簡明にしたこと

「送り仮名の付け方」では、本文を、語の構造別に、「単独の語」と「複合の語」、「活用のある語」と「活用のない語」に大別して、七通則にまとめている。ほかに、「当用漢字音訓表」の「付表」に見合うものとして、「付表の語」の送り仮名の付け方が掲げられている。なお、各通則には、本則のほか、必要に応じて例外・許容さらに注意が設けてある。

これに対し、「送りがなのつけ方」では、品詞別に二六通則に分けて示している。両者の本文の構成を比較すると次のようになる。

〔送りがなのつけ方〕

〔送り仮名の付け方〕

- | | | |
|--------------------|----------|--------|
| 第1 動詞(通則1)通則6) | 通則1 単独の語 | 活用のある語 |
| 第2 形容詞(通則7)通則11) | 通則2 | |
| 第3 形容動詞(通則12)通則15) | 通則3 | 活用のない語 |
| 第4 名詞(通則16)通則21) | 通則4 | |
| 第5 代名詞(通則22) | 通則5 | |

第6 副詞(通則23)通則26)

通則6 複合の語
通則7
付表の語

5 「送り仮名の付け方」の本文の内容で、「送りがなのつけ方」と相違する点

一点目は許容が多くなったことである。例えば、次のようなものがある。なお、許容は、通則1の許容を除いて、いずれも、読み間違えるおそれのない場合に適用されることになっている。

ア 「送りがなのつけ方」にない許容を設けたもの。単独の語、複合の語を通じて、活用のある語の許容を認めた。

通則2の許容：例「浮かぶ(浮ぶ)」など

通則6の許容の一部：「書き抜く(書抜く)」など。

イ 「送りがなのつけ方」にも許容としてあるが、その幅を更に広げたもの。

通則4の許容：例「狩り(狩)」など

通則6の許容の一部：「売り上げ(売上げ、売上)」など

ウ 「送りがなのつけ方」で本則としていたものを許容とし、別の形を本則としたもの。

通則1の許容：例「表わす↓表す(新本則)」など6語

通則2の許容の一部：「押える↓押さえる(新本則)」など。

二点目は、送り仮名の付け方を別の形に変更したものが挙げられる。具体的には、通則4の例外の

第二節「送りがなのつけ方」の改定

一部（例「折り↓折」など）、通則4の本則の一部（雇↓雇い）など）、通則7の一部（売り値↓売値）である。

三点目は、今回新たに設けた事項である。具体的には、通則5で副詞に加えて、連体詞や接続詞を扱った。また、通則6では、複合の語の副詞その他を扱った。

四点目は「当用漢字改定音訓表」で新たに採用した音訓を用いて書き表す語があることであり、五点目は適用上の注意事項を加えたことで、通則1・2・4・6・7に「注意」が付せられている。

第三節 当用漢字音訓表の改定

一 「当用漢字音訓表」の再検討

第八期第六一回総会でかな部会とともに設置が決まった漢字部会は、第八期において二七回の会議を開催したほか、小委員会一回、かな部会との合同部会二回を開催した。

漢字部会は、第一回〜第四回部会で、まず、漢字に関する諸施策の問題点について一通り検討した。第五回〜第九回部会で、当用漢字の性格を「範囲」又は「基準」とした場合の長短・得失について比較検討を行った。第一〇回〜第一二回部会では、部会審議の進め方を話し合い、「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」のうちで特に社会一般で早急な解決が望まれている「当用漢字音訓表」（昭和三・二・一六、内閣告示・訓令）から検討を始めることとし、第六五回総会（昭和四二・七・二四）に報告し、了承された。漢字部会は、この間、さら

に、当用漢字音訓表制定当時の選定方針の検討を行った。一方、漢字表の構成・字数・字種の問題については、別に小委員会を設置して考えることとし、実際に小委員会を一回開いて、漢字表の構成について話し合ったこと。小委員会が開かれたのはこの一回だけであるが、漢字表の構成・字数・字種の問題は、以後も、第八期〜第一〇期を通じて、総会、部会その他で適宜討議された。

「当用漢字音訓表」については、実施以来、音訓を制限し過ぎたことが最大の争点となってきた。そこで、漢字部会は、第一三回〜第一五回部会で、音訓の整理に関する基本原則を「当用漢字表」音訓整理の考え方について」としてまとめ、第六六回総会（昭和四二・一〇・六）に報告した。その内容は次のとおりである。

- 1 現行「当用漢字表」内の漢字について、その音訓を検討する。
- 2 音訓は一般社会に行なわれる現代の文章を対象として考える。
- 3 音訓は、漢字の面からだけ考えるのではなく、国語を書き表わすためのものとして考える。ただし、漢字の訓は、漢字の表意性に関するものとして、慎重に考慮すべきものと思われる。
- 4 漢字の音訓については、次の観点から検討する。
 - (1) 使用度数、使用範囲から見たらどうか。
 - (2) 熟語構成度、字の機能度から見たらどうか。
 - (3) 体系的（対義語）から見たらどうか。
 - (4) だいたい同じ意を表わす訓は、なるべく避けるかどうか。
 - (5) 異字同訓はなるべく避けるかどうか。
 - (6) 伝統的な音訓にかたよることなく、現代普通に行なわれる音訓を取り上げるべきかどうか。

(7) 「当用漢字表」の「使用上の注意事項」に、副詞、接続詞等はなるべくかなで書くところがあるが、それに該当する訓をどうするか。

(8) 熟字訓をなるべく避ける方針をとるとしても、慣用度の高いものを考慮する必要があるかどうか。

(9) 熟語を構成する場合に起こる連濁・連声や転音は、認めるかどうか。

(10) 慣用度の高いものは、特殊な音訓も認めるかどうか。

(11) あて字も、慣用度の高いものは、認めるかどうか。

(12) 名詞として使うものは、動詞その他として使ってもよいこととするかどうか。

(13) 助詞・助動詞は、すべてかな書きにしてよいかどうか。

(14) 特別なものは、読みがなつきで出すことを考慮してはどうか。

(15) 固有名詞にだけ用いるものは、認めないことにしてよいかどうか。

(16) 音訓整理は、教育面で使用する場合にはどうか。

第一六回から第一八回部会からは、具体的な音訓の審議に入った。先の「当用漢字表」音訓整理の考え方を基に、国立国語研究所編『現代雑誌九十種の用語用字』（昭和三七・三九の中から、当用漢字表にある漢字について、音訓表で認められていない音訓を取り出して、使用度数の高いものから順次検討を行った。なお、その際、次のような考えに立つことが確認された。

一 音訓表の性格を一応「基準」と考える方向での「わく」作りである。

二 この「わく」は一般社会のためのものであり、義務教育については後で考える。

三 これからの文章を書き表すためのものという立場からと、過去の文献をも読めるように配慮するという

立場からとの、二とおりの立場から検討する。（後の審議では、實際上、大体、書く立場からの検討が行われた。）

第一九回と第二二回部会では、引き続き音訓の審議を進め、字数六二一字、音訓総数八四四個について第一次の検討を行った。第二三回と第二七回部会では、上記の音訓について、特に異字同訓、同字異訓の角度から第二次の検討を加え、おおむね審議を終了した。

以上の審議経過は、逐次総会に報告されたが、第八期最終総会に改めて全体の概要が第八期の「漢字部会審議経過報告」（『国語審議会報告書』）として報告され、次期に引き継がれることとなった。

二 漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」

第九期に入って、最初の総会に当たる第七〇回総会（昭和四三・七・一二）で、前期と同様に、漢字部会がかな部会とともに設置されることが決まった。次いで、第七一回総会（昭和四三・七・二九）で会長から部会に所属する委員（二名）の指名があった。（部会長、同代理は前期と変わらず。）漢字部会は、第九期の間に、二三回の会議を開催したほか、音訓小委員会四一回、整理・起草委員会五回、かな部会との合同会議三回を開催した。

漢字部会は、第二回から第四回部会で、今期も音訓の問題を優先的に審議することを確認すると同時に、「音訓に関する小委員会」（二名）を設置して音訓についての前期からの継続審議を押し進めることを決めた。第五回と第八回部会では、部会としては漢字表の字種・字体の問題についての自由討議を行ったが、この間、音訓に関する小委員会が、前期漢字部会の音訓の検討結果を踏まえながら、改めて一八五〇字の一字一字について音訓の検討を始めた。検討に際しては、『現代雑誌九十種の用語用字』のほか、新聞社で使用しているもの、また使

用を希望しているもの、文芸家協会その他各方面からの意見や要望などを資料として用いた。

第九回から第十四回部会では、当用漢字表の音訓について、前提となる考え方、選定の方針、最終的な報告のまとめ方等について討議した。その内容は、第四回総会（昭和四四・一二・五）に報告された。前期の討議の内容を再確認する部分が多いが、特に選定の方針に関する次の項目などは、考え方を前期より更に具体化したものと言える。

・ いわゆる異字同訓はできるだけ避けるが、使用上漢字で区別する必要があると考えられるものは採用する。

・ 専ら副詞又は接続詞にだけ使われる訓で、特に必要なものは採用する。

・ 「金物（かなもの）」、「納得（なっとく）」、「海女（あま）」、「景色（けしき）」のような類は漢字で書き表せるようにする。

この間、音訓に関する小委員会は、一字一字の音訓の検討を継続し、各委員の判定に基づいて、一八五〇字の音訓を整理した「音訓整理表」を作成した。

第一五回から第一八回部会では、音訓に関する小委員会で作成した「音訓整理表」に基づいて具体的な検討を行った。さらに、「音訓表」の前文や凡例の文案について審議し、一応の成案を得て、第一回漢字部会・かな部会合同会議（昭和四五・三・一三）に提出した。この間、音訓に関する小委員会は、熟字訓及び異字同訓について採否の検討を行った。異字同訓については、専門調査員（昭和四五・一・一四発令、三名）に委嘱して資料を整備した。また、この間に、整理・起草委員会を三回開いた。

第一九回から第二〇回部会では、「音訓表」の前文、本表、付表の構成、内容について検討し、第二回、第三

回の合同会議の議を経て、一応の成案を得た。

漢字部会は、この案を「当用漢字改定音訓表（案）」（「国語審議会報告書」）として第九期の最終総会となる第七四回総会（昭和四五・五・二七）に報告した。なお、参考資料として「異字同訓」の漢字の用法、「訓の一覧表」を併せて総会に提出した。

「当用漢字改定音訓表（案）」は、当用漢字・一八五〇字の音訓について考えたものであるが、当用漢字表の「使用上の注意事項」との関連で問題となることがある。それは、当用漢字表の「本表」の「備考」欄に副詞や接続詞はなるべく仮名書きとするとしているのに対し、現行の音訓表や今回の案では漢字を副詞や接続詞として用いるための訓を認めているといったことである。この問題について、岩淵漢字部会長は「あまりこだわらないで考えていきたいという気持ちである。」と述べている。

次に「当用漢字改定音訓表（案）」の構成について見ておく。まず、この案は、前文・表の見方・本表・付表とから成り、ほかに「異字同訓」の漢字の用法と「訓の一覧表」とが参考資料として付けられている。

「本表」における漢字の配列は、字音（字音のないものは字訓）に従って五十音順に並べている。各漢字の音訓は、音を片仮名、訓を平仮名で表記し、音を先に掲げた。「本表」の例欄に掲げた語などの送り仮名は「送りがないのつけ方」（昭和三四・内閣告示・訓令）によっている。またこれら語例は、飽くまでも例として掲げたもので、該当の音訓を含む語のすべてを掲げたものではない。「本表」の「備考」欄は、個々の音訓の使用に当たって留意すべき事項や異字同訓、その漢字を含む熟字訓・当て字（これらは「付表」にも掲げている。）など、問題のあるものの注記として示したものである。

「付表」には、いわゆる熟字訓など主として一字一字の音訓として挙げられないものを掲げた。「付表」の語

の読みが音か訓かについては、問題があるため便宜上平仮名で記し、五十音順に並べた。

漢字部会は、以上の案を答申の原案とはせず、漢字部会試案として世間に公表し、一般社会から意見・批判を求めたい旨を希望した。総会は、審議の上、これを了承した。

三 最終答申「当用漢字改定音訓表」

文化庁は、第七四回総会での決定どおり、漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」を、かな部会試案「改定送りがなのつけ方（案）」とともに新聞に公表し、続いて各省庁関係機関、地方自治関係団体、報道・出版・印刷関係団体、都道府県教育委員会、教育関係団体、学校関係団体、その他団体・個人に資料を送付し、意見を求めた。

第一〇期国語審議会は、第七五回総会（昭和四五・七・三二）で、前期と同様に、かな部会とともに、漢字部会を設置することを決めた（二〇名、部会長、同代理は前期と変わらず）。また、文化庁主催で、「当用漢字改定音訓表（案）」とかな部会試案「改定送りがなのつけ方（案）」に関する説明会を東日本地区（東京、昭和四五・八・二四）、西日本地区（名古屋、昭和四五・八・二九）の二か所で実施することを了承した。

漢字部会は、第一〇期の間に、一六回の会議を開催したほか、音訓に関する小委員会二七回、説明会二回、前文検討委員会二回を開催した。

第七六回総会（昭和四五・一〇・一四）では、文化庁国語課長から、東京と名古屋で開いた試案の説明会の概況、及び、試案に対する新聞・雑誌等に掲載された意見、また、その他の方面から文化庁に寄せられた意見等につい

て報告があった。

試案に対しては、文書で、各省庁や団体から五七件、個人から二六三件の回答があった。内容的には、賛否両論があり、さらに、それぞれが論点によつて種々に分かれるといった具合であった。そのような中でも、個々の音訓の取捨に関する意見が多数にのぼった。一方、主な批判意見としては、「目安」の解釈に関するもの、教育との関係に関するものなどがあった。

漢字部会は、第一回から第二回部会で、試案に対して各方面から寄せられた意見に関する資料を検討しながらその後の審議の進め方を話し合い、結局、音訓の追加・削除等の具体的な問題は、前期同様に「音訓に関する小委員会」（二名）を設けて検討していくこととした。

第三回から第四回部会では、基本的な考え方などについて話し合った。その中で、音訓審議の基本方針として、

・ 「現代の漢字かなまじり文」を前提とすること。

・ 「一般の公共生活」における漢字使用のためのものであること。

・ 現代の国語を「書く」ためのものであること。

・ 漢字を使用する場合の「目安」であること。

などを再確認した。また、各方面から特に多くの意見が寄せられている、副詞や接続詞にだけ使われる訓を広く認めるべきかどうかの問題について検討を重ねた。一方、音訓に関する小委員会では、試案に寄せられた意見の分析、音訓の追加・削除についての検討を行った。

第五回から第七回部会では、音訓に関する小委員会での審議の結果を基に、試案の音訓の出し入れについて審

議した。この間、第一回漢字部会説明会（昭和四六・五・三二）を開いて、漢字部会に所屬していない委員から音訓に関する小委員会での審議の結果について意見を聞いた。

第八回から第一四回部会では、引き続き音訓に関する小委員会での審議の結果を基に、また、第一回漢字部会説明会で出た意見を参考にして、試案の音訓の出し入れについて審議を重ねた。この間、前文検討委員会を二回開いたほか、漢字・かな両部会から部会長を含む数名ずつが出席して、「当用漢字改訂音訓表（案）」と改定送りがなのつけ方（案）にわたる問題点を協議する会」を三回（昭和四六・七・五、七・二七、九・二〇）開いて、品詞の問題や文法上の取扱いに關して両者の調整を行った。この段階で、第二回漢字部会説明会（昭和四六・一一・一五）を開き、漢字部会以上のように審議した結果について、漢字部会に所屬していない委員の意見を聞いた。さらに、「当用漢字改定音訓表（案）」と改定送りがなのつけ方（案）の共通事項に關する協議会」（昭和四六・一二・二二）を開いて、前文中の用語、言い回し、考え方に關して両部会の間で問題となつてゐる点を調整した。

第一五回部会では、第二回漢字部会説明会で出た意見、その後審議会委員から提出された意見を参考にして、「前文」「表の見方」を検討し、修正した。また、参考資料「異字同訓」の漢字の用法」について検討した。こうして得られた漢字部会成案を、答申の原案として第七八回總會に提出することとした。

第七八回總會（昭和四六・一二・二〇）では、漢字部会から提出された「当用漢字改定音訓表（案）」について審議を行った。

その折、同案について漢字部会長の行った補足説明のうち、前期にまとめた「当用漢字改定音訓表（案）」（漢字部会試案）と今回の案（答申案）との相違についての説明の概要は次のとおりである。

前文〔漢字仮名交じり文と戦後の国語施策〕 試案で「明治以来、漢字とかなを交えて文章を書くのが一般的

であった。」とあつたのを、答申案では「わが国では、漢字とかなを交えて文章を書くのが明治以来一般的になつてゐる。」と改めた。これは「明治以来」を前に出すと、それ以前には漢字仮名交じり文が全くなかつたかのように読まれるおそれがあるという意見に配慮したものである。

前文〔当用漢字音訓表の改定〕 試案で「今回の改定音訓表は、選定した限りにおいては、漢字一字一字の音訓の一定のわくを示したものであるが」としてゐたものを、答申案では「今回の改定音訓表は、一般の公共生活（社会生活）における、よい表現のための目安として設定された。」とした。抵抗のあつた「わく」を除くと同時に、後半を「目安」というものの本体を明らかにするための表現に改めた。

前文〔適用の範囲〕 試案で「學術・技術などの専門用語や、文芸または個々人の表記にまでこれを及ぼそうとするものではない。」としてゐたものを、答申案では「科学・技術・芸術をはじめとする各種専門分野における音訓使用や、個々人の表記にまで」と改めた。これは、音訓表適用の対象外にそのほかの専門分野も含まれることを一層明確にしたものである。

また、試案で「ここにいう一般の公共生活の表記は、当然、義務教育における学習を終えた後、ある程度の社会生活を経た人々を対象とする。したがつて義務教育でどの程度、どの範囲の音訓を学習すべきかは、別途の研究に待つこととした。」としてゐたものを、答申案では「ここに言う一般の公共生活（社会生活）における音訓使用は、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象とする。従つて、義務教育でどの程度、どの範囲の音訓を学習すべきかは、別途の研究に待つこととした。」と改めた。これは、音訓表の音訓をすべて学校で教育することは難しいと考え、義務教育を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々が使つたり理解したりすることを前提として検討したものである。この場合の「学校」に高等学校

が入るのは当然としても、高等学校だけでよいかどうかは決められない。そのため、あいまいな表現にしてある。また、「別途の研究」の研究主体は、おそらく文部省初等中等教育局が中心になると思われる。

前文「書くための音訓」 試案で「今回の音訓表では「例」の欄および付表にあげた限りに於いて、音訓使用の目安を示した。」としていたものを、答申の原案では「改定音訓表では「例」の欄、及び「備考」の欄に音訓使用の実例を示すにとどめた。」と改めた。これは、音訓欄に音訓を掲げただけでは実際にどのようなように使うか見当が付かないので、音訓の使い方を例示するために「例」欄・「備考」欄に使用例を掲げたということを明らかにしようとするものである。

前文「音訓の選定の方針」 具体例の項目数と中身がかなり変わっている。

試案の具体例「1 固有名詞だけに使用する音訓は取り上げない。」は、当然のこととして答申案では削除し、その趣旨を「音訓の選定の方針」の本文の中に組み入れて述べた。

答申案「3 新しい慣用の訓も取り上げる。」は、新しく加えたものである。「危（あぶない）」、「易（やさしい）」、「触（さわる）」、「試（ためす）」など、まだ漢和辞典などで取り上げていないかもしれないが、近年になつて多く使われるようになった訓は取り上げた。

答申案で「5 副詞・接続詞としてだけ使用される訓は、広く使用されるものを取り上げる。」とあるのは、「当用漢字表」の「まえがき」で、副詞や接続詞はなるべく仮名書きするとしていたこともあつて、仮名で書く習慣が強くなったという認識に立ち、広く使用するものだけを取り上げるということを明確にしている。そのため、試案で例示した「予め」、「未だ」、「却つて」、「先ず」、「漸く」などは削除した（例示からも音訓表そのものからも削除。ただし、「殊に」、「即ち」、「遂に」、「専ら」は例示からははずしたが、音訓表そのものには含まれる）。この（注）で「和語の副詞・

接続詞は仮名でも書くが、「一体全体」、「多少」、「突然」、「決して」、「切に」など、漢字の字音による副詞は、漢字で書く。」としたのも同じ趣旨である。必ずこれに従わなくてはならないという意味ではないが、「一体全体」「多少」などの字音による副詞は漢字で書くのがよいだろうということで、そのことを掲げた。

「表の見方」 大きく変わったのは、答申案で「9」を加えたことである。ここには、他の字又は語と結び付く場合に音韻上の変化を起こす例のうち、単純な音便や連濁以外のやや特殊な例を示した。これは、音韻上の変化を起こすものは、本表に出ているもの（大体は単純な音便や連濁のものにとどまる。）が、すべての例を尽くしているわけではないことを示したものである。なお、試案では、「例」欄の語について、濁音や促音になる場合に星印を付けてそのことを注意したが、これは個人的、あるいは地域的なゆれがあつて問題であるので、答申案では削除した。

第七八回総会における漢字部会長の補足説明では、右に先立って、「当用漢字改定音訓表（案）」全体についての説明があつた。その概要は次のとおりである。

同案は、試案と同様、「前文」「表の見方」「本表」及び「付表」から構成されている。

「前文」には、まず音訓を漢字に即してというより、文章を書く場合の漢字の使い方という観点から選んだということが述べられている。つまり、漢字仮名交じり文において漢字を余り少なくすると、文章の内容を受け取りにくくなったり、意味を区別できなくなったりすることや、文章を書くのに必要な音訓はどういうものかという考え方から音訓を選んだということである。

次に「前文」にある「目安」という表現が、試案では意味がはっきりしないという意見が出されていた。それを受けて、試案で「これは一般の公共生活における漢字使用の場合の、音訓の一応の目安として世に行なわれる

ことを期待しているものである。」となっていたのを、答申案では「今回の音訓表は、一般の社会生活における、良い文章表現のための目安として設定された。従って、これは、運用に当たって個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。」と改めた。

音訓表の適用範囲については、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送」といった「一般の社会生活」に使うものということに限定している。また「書くための音訓」という項を設け、今回の音訓が現代語を書くためのものであつて、過去の文献を読むためのものでないことも断っている。

「本表」における音訓の示し方についても改めている。従来の音訓表では、「使用上の注意事項」に自他の対応関係や派生関係にあるものは大体これを認めるということを述べ、本表には代表的な音訓のみを示している。

今回の改定では、自他の対応関係・派生関係にある音訓について疑義が起らないように詳しく示すこととした。そのため、音訓の数は現行と比べて実質的に三五七増加している。このほか熟字訓など付表に掲げたものが一〇六語ある。また、音訓「街」の音「カイ」「街道」という語でしか使われないもの。のように使用範囲の狭いものについて、従来の音訓表で備考欄に入れたりしていたのを今回は音訓欄に入れて一字下げで示すこととした。

異字同訓のうち、特に慣用として広く使われているものは取り上げている。例えば「丸」と「円」に「まるい」という訓を認めている。「丸い」「円い」の書き分けは難しいかもしれないが、両方とも従来から慣用として使ってきたという事で取り上げた。なお、参考資料「異字同訓」の漢字の用法は異字同訓の書き分けの大体を用例で示したものである。

「付表」には、慣用として広く用いられている熟字訓などを中心に取り上げた。この熟字訓などを取り上げたのも改定案の大きな特徴である。

なお、漢字部会長の補足説明では、今回の案は、当用漢字表内の漢字の音訓を検討したものであつて、当用漢字表には手を付けていないこと、そのため、将来当用漢字表が改定されるときに再び改められることになるものであることが述べられている。また昭和二十九年の当用漢字表の補正資料は、国語審議会で正式なものになつていないことから、今回補正資料には触れていないことも述べられている。

また、個々の音訓で非常に議論のあつたものとして、「育」の訓に「はぐくむ」を認めるべきかどうかについての議論があつたことが紹介されている。これについては、結局漢字の「育」と「はぐくむ」という言葉の結び付きが弱いということで取り上げないとしたこと、ただし、それは「はぐくむ」という言葉を使うことを制限するものではないことが述べられている。

以上のような説明の後、質疑応答があり、最終的に「当用漢字改定音訓表（案）」を、第一〇期の最終総会で文部大臣に答申することに決定した。

この総会の後に開かれた第一六回部会では、「当用漢字改定音訓表（案）」の「前文」の「適用の範囲」についての考え方及び言い回しを、「改定送りがなのつけ方（案）」とそろえるために、「一般の公共生活」とある箇所を「一般の社会生活」と改めるなど、必要な修正を加えることを了承した。

国語審議会は、第一〇期最終の第八〇回総会（昭和四七・六・二八）で、「改訂送り仮名の付け方」とともに、「当用漢字改定音訓表」（「国語審議会報告書10」）を正式に答申することを決定した。その後、会長から、答申書（及び建議書）が文部大臣に手渡された。

四 内閣告示・訓令「当用漢字音訓表」

国語審議会第八〇回総会で「改定送り仮名の付け方」とともに採択され、答申された「当用漢字改定音訓表」は、昭和四八年六月一八日に、内閣告示第一号、内閣訓令第一号により「当用漢字音訓表」として実施された（送り仮名の付け方）も、同時に、内閣告示第二号、内閣訓令第二号として。これに伴って、昭和二十三年内閣告示第二号、内閣訓令第二号「当用漢字音訓表」は廃止された。

答申から告示・訓令に至るまでに約一年間を要した事情については、国語審議会第一期第八五回総会（昭和四八・七・一七）で、文化庁文化部長から説明があった（第五章第二節参照）。

なお、学校教育での取扱いについては、文部省初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長あてに通知が出された。その内容は、小学校、中学校における「音訓表」の取扱いについては、なお十分議論を重ねて検討する必要があるので、別に通知するまでは従来どおりとし、高等学校においては、昭和四八年度に入学した生徒から新たに加えられた音訓及び付表の語を含めて当用漢字音訓表のすべての音訓が卒業するまでに読めるようになるように配慮するものとする、というものであった。なお、その後、昭和五二年九月に、文部省から、「音訓の取扱いについて」が、各都道府県教育委員会や教科書会社に通知され、小学校・中学校・高等学校の各段階で取り扱うべき音訓が明確にされた。

五 「異字同訓」の漢字の用法

「異字同訓」の漢字の用法」は、国語審議会の漢字部会が作成して、「当用漢字改定音訓表」の答申が行われた第一〇期第八〇回総会（昭和四七・六・二八）に参考資料として提出したものである。初め、第九期第七四回総会（昭和四五・五・二七）に、漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」の審議の参考資料として提出され、その後、音訓表案そのものの修正に伴って修正されて、第一〇期第八〇回総会に改めて参考資料として提出された。複数の漢字を同訓で用いる場合の一一五組について、使用上の使い分けの大体を用例で示している。

国語審議会は、「当用漢字表」の答申の後、当用漢字表に掲げる漢字一八五〇字の一字一字の音訓の審議に進み、最初の音訓表として、昭和二十二年に「当用漢字音訓表」を答申したが、その際の音訓選定に当たっては、異字同訓は努めて整理するということを基準の一つとして立てていた。これに対して、昭和四七年の「当用漢字改定音訓表」の審議では、音訓の選定基準の一つとして、「異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの、漢字で書く習慣の強いものは取り上げる」という方針が採用された。その結果、字訓が増補されて、新たに異字同訓の書き分けを要するものが生まれた。そこで、総会における審議の参考資料として「異字同訓」の漢字の用法」が作成されることになったわけである。なお、その作成に当たっては、専門調査員（三名）に負うところが大きかった。

異字同訓の書き分けの方針は、「異字同訓」の漢字の用法」によれば、次の三か条である。

一 慣用による。

二 慣用上どちらを使ってもいいものがある。また、一方の漢字が広く一般的に使われ、他方の漢字は限られた範囲にしか使われないものもある。

三 どちらも適切でない場合は仮名で書く。

「異字同訓」の漢字の用法」には、一一五組の異字同訓が取り上げられているが、このうち五七組が従来の「当用漢字音訓表」からあったもの、五八組が新しく採用された訓によるものである（ほかに、「折る／織る」、「川／河」、「行く／逝く」など、使い分けに紛れがないものとして、最初から取り上げられなかったもの、また、「差す／指す／刺す／（挿す）」の「挿す」のように、訓の組からはずされているものなどがある）。

各組は、同訓の漢字を並べ、それぞれについて、意味を掲げるのではなく、次のように用例を掲げて使い分けの大体を示す形をとっている。

堅い — 堅い材木。堅炭。手堅い商売。

固い — 団結が固い。固練り。頭が固い。固く信じる。

硬い — 硬い石。硬い表現。

用例中に、次のように、かつこ書きで、同訓の別の漢字が書いてある場合がある。

直す・直る — 誤りを直す。機械を直す。服装を直す。故障を直す。ゆがみが直る。

治す・治る — 風邪を治（直）す。けがが治（直）る。治（直）らない病氣。

これは、大部分は、昭和二年答申の「当用漢字音訓表」で、括弧の外の漢字の代わりに括弧の中の漢字を用いることになっていたことを配慮して、昭和四八年以降もそのどちらを用いてもよいという扱いにしたものである（別の事情のものも幾つかある）。

「異字同訓」の漢字の用法」は、漢字部会作成の参考資料にとどまるものであるが、昭和四八年に音訓表が内閣告示により実施されてからは、公文文、新聞、学校教育などで実際に漢字を使い分けて書く場合の参考として利用されている。

六 新「当用漢字音訓表」の特徴

昭和四八年内閣告示・訓令の新「当用漢字音訓表」の特徴を、昭和二三年内閣告示・訓令の旧「当用漢字音訓表」と比較しながら見ておく。

1 適用分野をより明確にしたこと

「当用漢字表」の「まえがき」の第一項に、「この表は、法令・公文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。」とあるが、旧音訓表の「まえがき」には適用分野を示す項目はない。これに対し、新音訓表では、「前書き」の第一項で、「この表は、法令・公文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、「当用漢字表」に掲げる漢字によって現代の国語を書き表す場合の音訓使用の目安を示すものである。」と述べて（共に傍線執筆者）、「一般の社会生活」が限定された意味であることが分かりやすい表現になっている。これと表裏関係にあるのが、「前書き」の第二項（この表は、科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人人の表記にまで及ぼさずとするものではない。）である。

2 音訓表の使用の目的を「現代の国語を書き表すため」のものと明記したこと

このことは、新音訓表の「前書き」の第一項にあるとおりである。これと表裏の關係にあるのが、「前書き」の第三項「この表は、過去の著作や文章をいかに読むかを示すものではなく、また、過去に行われた音訓を否定するものではない。」である。これに対し、旧音訓表では、告示文には「現代国語を書きあらわすために、日常使用する漢字の範囲を、次の表のように定める。」とあるが、音訓表そのものの「まえがき」では、第一項に「この表は、当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものである。」（傍線執筆）とあって、必ずしも書き表すためという限定が明確に示されているとは言えなかった。

なお、告示・訓令の「当用漢字音訓表」には特に言及されていないが、答申の「前文」の趣旨から見て、この場合の「書き表す」「現代の国語」は、漢字仮名交じりを前提としていると考えられる。

3 規範性を緩やかなものにしたこと

旧音訓表は、「当用漢字表」体制の中で、制限的な色彩の強いものと受け取られがちであったが、新音訓表では、「まえがき」の第一項で「音訓使用の目安を示すものである」と述べ、さらにその「目安」の意味合いを、第四項で、「この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な配慮を加える余地のあるものである。」と説明している。

4 音訓選定の基準を明確にしたこと

新音訓表の音訓の選定は、「当用漢字表」に掲げる一八五〇字の一字一字についてだけ行ったものである。その際の選定基準については、答申の「前文」に「音訓選定の方針」という項を立て、「音訓を漢字一字一字のためのもつと見ず、語あるいは語の成分を書き表すものと認め、且つ文章の流れの中で、読み分けが可能であるか否かに留意した」と述べられている。また、次のような具体的な方針も示されている。

一 現代の国語で使用されている音訓の実態に基づいて、使用度・使用分野・機能度を考え合わせる。

二 語根を同じくすると意識される語で、且つ、同一の漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。

煙・煙る・煙い、 分ける・分かれる・分かる・分かつ

三 新しい慣用の訓も取り上げる。

危 — あぶない、 易 — やさしい、 触 — さわる、 試 — ためす

四 感動詞・助動詞・助詞のための訓は取り上げない。

五 副詞・接続詞としてだけ使用される訓は、広く使用されるものを取り上げる。

（注）和語の副詞・接続詞は仮名でも書くが、「一体全体」、「多少」、「突然」、「決して」、「切に」など、漢字の字音による副詞は、漢字で書く。

六 異字同訓はなるべく避ける。しかし漢字の使い分けのできるもの、及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。

油	乾く	丸い
脂	あぶら	円い
	渴く	まるい

七 二字以上の漢字による熟字や、いわゆる当て字のうち、慣用の広く久しいものは取り上げる。

田舎、為替、五月雨、相撲、眼鏡、景色、時計、お父さん、お母さん

こうした方針により、異字同訓が増加したこと、二字以上の漢字による熟字・当て字が新たに採用されたことなどが特に注目される。

5 掲げられた音訓の数が増加したこと

音訓表改定によつて、結果として、旧音訓表に掲げられた音訓の削除は行われなかった（ただし、「奥 おく」、「州 す」、「匹 ひき」は、字音扱いから字訓扱いに変更）。

一方、追加された音訓は、字音が八六、字訓が二七一（合計三五七）で（ただし、の中には、派生形・対応形などを明示した形で増えた音訓は含まれていない）、ほかに、付表に掲げられた一〇六語がある。

6 音訓表の構成・内容を大幅に整備したこと

新音訓表は、旧音訓表と異なり、本表と付表とから成る。また、本表での漢字や音訓の掲げ方にも工夫が凝らされている。

まず、漢字の配列については、旧音訓表では、「当用漢字表」と同じく、部首別画数順が用いられていたが、新音訓表では、字音の五十音順に並べられ、同音の場合は画数順になっている（字音を掲げないものは、字訓によってい

る）。

次に、音訓を掲げる順序は、各漢字について、音を片仮名で先に、訓を平仮名で後に掲げる。音については、代表的なものを先に掲げる（使用度数、機能度などを参考にして判定。判定しがたい場合は、漢音を優先。訓については、①代表的なものからそうでないもの、②基本形から派生形、③名詞から動詞、形容詞、形容動詞、副詞・接続詞の順、④五十音順などの原理によつた。一字下げで掲げた音訓は、特別なもの（音韻変化形など）、又は用法のごく狭いものである）。

個々の音訓の掲げ方は、旧音訓表では、基本形だけを掲げ（例「暖 ダン、あたたかい」、それが派生形や対応形に及ぶことが一般的に「まえがき」の「使用上の注意事項」で示されていただけであるが、新音訓表では、すべてを示す形になっている（例、「暖 ダン、あたたか、あたたかい、あたたまる、あたためる」）。

また、音訓の例欄を設けて使用例を掲げたこと、備考欄を設けて問題のあるものの注記をしたことなども旧音訓表にはなかったことである。これにより、旧音訓表では「まえがき」の「使用上の注意事項」で一般的に注意されていたことが、例欄、備考欄で各訓に即して個々に例示したり、注記したりすることができるようになった。例えば、新音訓表では、「さわぐ」の訓に対し、「さわぎ」という名詞形が可能なることを、例欄に「騒ぐ、騒ぎ、騒がしい」という語例を掲げることによって示したり、「王 オウ」の備考欄に、「親王」、「勤王」などは、「シンノウ」、「キンノウ。」と注記したりしている。

新音訓表の付表には、漢字一字一字の音訓としては掲げにくいもの、掲げるのが適当でないもの、すなわち、漢字二字以上で構成される熟字訓・当て字などが、語の形で五十音順に掲げられている。もともと、このような音訓は、旧音訓表では取り上げられていなかったものである。

第四節 建議「国語の教育の振興について」

昭和四一年の文部大臣の諮問を受けて戦後の国語施策の見直しに入った第八期国語審議会は、漢字部会とかな部会を設置して、最初に、それぞれ、「当用漢字音訓表」「送りがなのつけ方」を取り上げ、その再検討を行った。両部会の審議がある程度進んだところで、その両部会では取り上げにくい、しかし、総会でしばしば議論の対象となる、国語施策の性格や、国語施策と義務教育の関連などの問題点の整理を行う委員会が必要であるということになり、第八期第六八回総会（昭和四三・三・一八）で、そのための小委員会（二〇名、委員長・西島芳二）を設置することになった。小委員会は、五回の委員会を開催し、「現行施策の性格および適用範囲」「国語施策実施の方法」について望ましいと思われる考え方をまとめ、その内容を、小委員会審議経過報告として、第六九回総会（昭和四三・五・二七）に報告した（第五章第一節参照）。

第九期では、第七〇回総会（昭和四三・七・一二）で、漢字部会・かな部会と並んで、一般問題小委員会（二二名、後に三名追加、委員長・西島芳二）が設置され、漢字・かな両部会に共通の問題や両部会の谷間にある諸問題について審議することとなった。一般問題小委員会は、第九期に、一八回の委員会を開催し、主に国語施策と教育との関係について検討した。その審議内容は、第七四回総会（昭和四五・五・二七）で審議経過報告として報告された。その中で、特に、国語教育に関連して、教育関係機関の教育的配慮が期待されることは当然として、国語審議会としても国語の教育の振興を図る必要があるとし、次のような事柄に関する検討が必要であるとの認識が示された。

一 義務教育における国語科の学習時間を増加すること。

二 教員養成機関における国語教育を充実すること。

三 国語科以外の他教科を受け持つ教師にも、国語に関する事からについての知識・教養を高めるための措置をすること。

四 国語教育関係諸機関が行う諸研究を拡大・進展すること。

第一〇期でも、第七五回総会（昭和四五・七・三二）で、一般問題小委員会（二二名、委員長は前期と同じ）の設置が決まった。一般問題小委員会は、一三回の委員会を開催し、初め、「国語施策の実施の方法・形式」の問題を審議した後は、委員の意見で、国語の教育の振興についての建議を目指すことになり、そのための審議に入った。一般問題小委員会は、委員に対するアンケート、国語審議会全委員に対する説明会（昭和四七・二・一七）での意見などを参考に、「国語の教育の振興について」の最終案をまとめ、全員協議会（昭和四七・五・一八）で報告した後、第八〇回総会（昭和四七・六・二八）に提出し、採択された。総会は、これを文部大臣に建議した。

この建議は、「前文」「1 基本的事項」「2 学校教育に関する事項」「3 社会教育、家庭教育などに関する事項」「4 研究体制に関する事項」から成っている。まず、「前文」で、平明で、的確で、美しく、豊かな国語の実現への希望を表明し、「1 基本的事項」で、

- (1) 国語は、我々にとって人間活動の中樞をなすものであり、人間の自己形成と充実、社会の成立と向上、文化の創造と進展に欠くことのできないものである。
- (2) 国語は、我々が祖先から受け継ぎ、更に子孫に伝えていく歴史的伝統的なものであり、国民の思想・文化の基盤をなすものである。
- (3) 国語は、教育の全体を貫く基本をなすものである。

という基本認識に基づき、学校教育、社会教育、家庭教育などを通じて、国語の教育について適切な方策が講じられる必要性を述べ、続く「2 学校教育に関する事項」「3 社会教育、家庭教育などに関する事項」「4 研究体制に関する事項」で、それぞれの分野で講ぜられることが望まれる諸方策を掲げている。

この建議に関して、第六回総会で一般問題小委員会委員長の行った補足説明の概要は、次のとおりである。

一 この建議案を作成することになったのは、第九期での小委員会の審議を通して、国語の教育の重要性を強調する必要があると痛感したためである。

二 学校教育に対する注文としては、

- (1) 国語の授業時間を増やすべきだという意見。
 - (2) ほかの教科でも国語の指導を行うべきだという意見。
 - (3) すべての教科の教員免許状の付与条件として、国語の単位を必修にすること、または、教員養成課程の必修科目として、あるいは、基礎科目として国語を取り入れるべきだという意見。
 - (4) 大学における論文指導などで、国語としての表現についても指導すべきだという意見。
- のようなものがあつたが、このような具体的な事柄は、文部省や学校自体が専門的立場から綿密な検討を加えて結論を出し、実施すべきものと考えたので、この建議案では基本的な考えだけを述べ、国語教育のゆがせにできないことを強調した。

この建議は、その後の、広い意味での国語の教育の重要なよりどころとなっている。

文化庁では、この建議を受けて、昭和四八年度から、冊子「ことばシリーズ」(解説編・問答編)を作成し、全国の小学校、中学校、高等学校、大学、図書館、公民館などに配布するとともに、政府刊行物として一般に販

売している。また、昭和五五年度からは、音声・映像効果を活用したビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」の配布を行っている。

第五節 「当用漢字表」の改定

一 「当用漢字表」の再検討

昭和三〇年代後半になると、漢字の制限により文字生活の支障、伝統文化との断絶が生じているという批判、意見が各方面から出されてきた。国語審議会は戦後の一連の国語施策に対して再検討を開始し、昭和三八年一月一日開催の第五一回総会(第六期)で三部会の報告案を審議可決し、これらをまとめて「国語の改善について」として文部大臣に報告した。これを受けて、中村梅吉文部大臣は昭和四一年六月一三日「国語施策の改善の具体策について」を国語審議会に諮問した。

この諮問の中で、「当用漢字表」の検討を要する問題としては、次のことが挙げられている。

- (1) 当用漢字表(別表)の取り扱い方ならびに漢字の選定に関する方針およびその取捨選択について検討する必要がある。(2の音調整理、3の字体の標準については本文略)

右の検討すべき問題点を受けて、第七期国語審議会は審議を開始し、第一部会で「当用漢字表」及び「送りがないのつけ方」の再検討を行うこととした。このうち、「当用漢字表」の再検討作業は第一部会の下に「漢字に関する小委員会」を設置し、同小委員会で行うこととした。第一部会は昭和三九年五月から昭和四〇年十一月まで

の間に五回、小委員会は一一回開催された。

まず「当用漢字表」の性格に関し、「日常使用する漢字の」の「範囲」とするか、「基準」とするかについて議論があり、「まえがき」については、「心次のような了解に達している。

(1) この表は法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、普通に使用される漢字の基準を示したもので、今日の国民生活のうえでは、この程度の漢字で用を足すことをめやすとして選んだ。

(2) この表以外の漢字を使用する場合には、読みがなをつけることが望ましい。

字種については、各資料を基に、検討を行い、「当用漢字表」から削つてもよいと思われる字・三一字、「当用漢字表」に加えてもよいと思われる字・四七字、字体変更・一字が考えられるとしている。

しかし、最終的な結論には至らなかったため、第一部会の審議経過として昭和四〇年二月九日開催の第五七回総会に報告するにとどまり、第八期以降に審議を継続することになった。

昭和四一年一月一日開催の第八期の第六一回総会で漢字部会の設置が決まった。この部会は「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」についての問題の審議を任務とした。部会は昭和四一年一月から昭和四三年五月までの間に二七回開かれた。ただし、第一〇回以降は音訓表の改定が急務であるとして、これの検討に当たっている。「当用漢字表」の問題については、表の性格に関する「範囲」及び「基準」の解釈を次のように定めただけで終わっている。これによれば、「範囲」より「基準」の方が制限色が緩やかになっている。

「範囲」 当用漢字表が日常使用する漢字の「範囲」を示しているということは、ここに掲げられていない漢字で書き表わすことばは、別のことばに言いかえるか、かなまたは当用漢字表内の漢字で書きかえるという趣旨である。

「基準」 当用漢字表が日常使用する漢字の「基準」を示すというようにすることは、なるべくここに掲げられている漢字でまかなうことを意味するものであり、これ以外の漢字は、どの字でも使用を禁止するのではないが、なるべく用いないようにしたいという趣旨である。

「当用漢字表」の問題については、小委員会が昭和四三年三月一八日開催の第六八回総会の議により設置され、検討に当たった。小委員会は昭和四三年四月から五月までの間に五回開催され、国語施策の現状と改善の方向について一応の結論に到達している。特に「当用漢字表」及び「当用漢字音訓表」については、「基準とすることを妥当と考える」としているのが注目される。

以上の漢字部会及び小委員会の審議結果は昭和四三年五月二七日開催の第六九回総会への報告で終わり、検討は第一期以降に引き継がれた。第七・八期の「当用漢字表」の再検討は、字数はほぼ現状維持、字種は多少の入替え、性格は制限色の緩和の方向に動いていたと言える。

第一期国語審議会はまず「当用漢字表」「別表」を含むの改善の問題について審議を進めることになった。当分の間、総会を中心に協議することとしたが、審議の内容的な問題点を整理し、総会の審議を能率的にするために昭和四八年一月二五日開催の第八二回総会の議により問題点整理委員会が設けられた。

問題点整理委員会は遠藤慎吾主席以下一二名の委員から成り、昭和四八年二月から昭和四九年一〇月までの間に一三回開催された。同委員会は、従来の審議会での審議の成果及びそれまでの総会で出た意見等を参考に「漢字表」(※新しく考えられる表) 審議に関する幾つかの問題点を整理し、順次三回にわたって質問票により各委員の意見を求め、提出された意見を整理して取りまとめている。委員会の各まとめを受けて、総会でも三回にわたって「漢字表」の性格、その他の基本的な問題について討議を行っている。このような手順により総会での討議を取

りまとめ、「漢字表の具体的検討のための基本方針(案)」を作成し、これを昭和四八年一〇月二六日開催の第八七回総会に提出している。この案は意見交換の後、了承された。

この総会で漢字表委員会の設置が決まり、「漢字表」の具体的検討は、同委員会に引き継がれた。「漢字表の具体的検討のための基本方針」は次のとおりである。なお、問題点整理委員会は字体の審議に入っている。

- 1 漢字表は必要であると認められるが、その性格については、現行の当用漢字表のような制限的なものではない。
- 2 漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など一般の社会生活において使用する場合を考慮して選定するものとする。これを科学・技術・芸術その他各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 漢字表は、現代の国語を書き表すためのものとして考えるものとする。
- 4 学校教育との関係については、初等中等教育との関連に十分配慮するものとし、当用漢字別表その他については、更に総会において検討する。
- 5 固有名詞に用いる漢字その他現行の当用漢字表の使用上の注意事項に掲げられている事項等に関する取扱いについては、これまで各委員から提出された意見を十分参考としつつ、検討を進めるものとする。

「第一期国語審議会審議経過報告」には右の1について「漢字表の性格を、この表の中の漢字だけを使用しようとするというような制限的なものとはしない、という方針で具体的検討を行おうとする趣旨であり、これを「当用漢字改定音訓表」(昭和四七・六・二八、国語審議会答申)の前書きにあるように、いわゆる「目安」の語で示すかどうかは今後の検討に待つこととなった。」とあり、まだ「目安」という言葉は使われていないが、第八期で定

めた「基準」より更に制限色が緩やかになっている。この「漢字表の具体的検討のための基本方針」は「常用漢字表」の「前書き」にほぼ受け継がれている。なお、字数については「現行の当用漢字表と比べ余り急激な変化を来すことは避けようという了解の下に、今後の具体的検討の結果に基づいて判断する」とあって、字数についての穏健な考え方が示されている。

二 漢字選定の方針と字体表審議の問題点

漢字表委員会は第八七回総会で設置が決まり、岩淵悦太郎主査以下二〇名の委員で構成された。委員会は昭和四九年一月一八日から同年一〇月一五日までの間に一一回開催された。また、小委員会(第七回委員会で設置が決定。小委員会は検討資料の作成その他具体的検討に必要な作業を行う。)は同年五月二四日から一〇月八日までの間に八回開催された。

漢字表委員会は第六回委員会まで漢字表検討に当たったの基本的な態度、検討の手順及び資料について協議し、第三項に多少問題があるが、一応「漢字表の具体的検討のための基本方針」によること、日本語における漢字の意義や役割を十分認識しながら検討すること、学校教育に関する問題は、直接取り上げて議論することはないが、絶えず念頭に起きながら検討を進めること、漢字表の検討に当たっては、「当用漢字表」にはとらわれないが、これを資料の一つとして踏まえながら、いろいろな資料を基にして考えていくこと等の了解に達している。また、検討の際の資料として、現代の新聞・雑誌での漢字の使用度数、従来の各種の漢字表での採用状況、「当用漢字表」の制限性による言い換え、書き換え、訓専用の漢字の使用状況等を調べるとしている。この結果

を昭和四九年四月二六日開催の第八九回総会に報告している。

第七回から第九回委員会では小委員会で検討した結果を漢字表委員会で審議するという形で検討作業を進めている。検討は、

一 国立国語研究所が行った四種の語彙調査（昭和二五（四一））

二 森岡委員の「漢字の層別」に使われた明治以来の十種の漢字表等（明治六―昭和四三）

という二つの資料に出てくる約四二〇〇字の漢字のうち、使用度数の高い順に一八五八字について詳細に行われた。また検討に当たっては、使用度数の観点からだけではなく、その漢字がどのような語を表すのに用いられるかという観点からも審議・検討を行っている。以上の経過を昭和四九年七月二三日開催の第九〇回総会に報告し、資料として「これまでの検討で話題になった漢字の問題点別分類」を提出している。

第一〇回委員会及び三回の小委員会で、前述の資料の漢字約四二〇〇字の内の残りの約二三五〇字の検討を一応終えている。その検討の過程で各委員から指摘のあった問題点を整理して「選定の方針に関する具体的観点」という表にまとめた。また、この間、漢字の検討に当たって、漢字表の性格を指す言葉としてのいわゆる「目安」の意味についてしばしば意見の交換があった。そして、以上の経過を昭和四九年九月二七日開催の第九一回総会に報告している。資料として「選定の方針に関する具体的観点」を提出した。第一一回委員会で「漢字表の具体的検討（草案）」について検討を行い、必要な修正を加え、問題点整理委員会の報告案と調整した上で、全員協議会に提出した。

第一期では漢字表については、「漢字表の具体的検討のための基本的方針」、「漢字表の作成に当たったの考え方」、「漢字選定の方針に関する具体的観点」を明らかにしたが、具体案をまとめるまでには至らなかった。こ

れらの審議の結果を踏まえ、更に検討を進め答申をまとめるのは、第一二期以降に引き継がれた。なお、「漢字選定の方針に関する具体的観点」を一部の例字を省略して次に掲げる。

(4) 漢字選定の方針に関する具体的観点

漢字表の漢字の選定に当たっては、「当用漢字表」の表内字・表外字を含め、漢字の持つ一般的特質を考慮してこれらを種々の角度から十分検討することが必要であると考えた。その具体的観点を以下に挙げる。これらの観点は、必ずしもこれで尽きるものではなく、また、種々の角度から検討する必要上、次元の違う各種のものが並べてある。実際の選定においては、これらの観点から選定の基準を考えて、総合的に判断することとなるものである。

なお、観点の意のあるところを明らかにするために、具体的に漢字を挙げてあるが、それらはあくまでも例示にすぎないのであって、これらの漢字を取り上げあるいは取り上げないとは考えていたものではない。

〔注〕①保科説明Ⅱ「当用漢字表」制定当時の国語審議会幹事長保科孝一氏の新聞紙上での解説による。

②漢字右肩の*印Ⅱ「当用漢字表」外の漢字であることを示す。

ア 使用度数等の点から見る。

現代の新聞・雑誌等での使用度数及び明治以降の各種の漢字表での採用状況など。

イ 漢字の機能度の点から見る。

① 語構成能力から考える。

機―機合、機械、機構、危機、動機 現―現金、現在、現状、実現、出現

② 主として音で用いるもの、主として訓で用いるもの、音訓両用のものという点から考える。（執筆者

注、例略）

③ 主として特定の語だけに用いるものはどうするか。(保科説明では、特定の語だけに用いられて、他の字との熟語構成能力の少ないものは省くとしている。) 脂肪 頒布 福祉 矛盾 生涯

ウ 固有名詞に関するものはどうするか。(当用漢字表に「別に考えることとした。」とある。)

① 人名に関するもの(現在、子の名のためのものとして「人名用漢字別表」がある。)

② 地名に関するもの

もし都道府県名を考えるとすれば、当用漢字表以外のものとして次の字がある。(*印省略)

茨 栃 埼 奈 潟 梨 阜 岡 阪 媛 崎 熊 鹿 縄

エ 漢字の表す意味から分類して各方面から考えてみる。(執筆者注、例字略)

① 地形・地勢に関するもの

② 自然現象に関するもの

③ 動植物に関するもの(当用漢字表に「動植物の名称はかな書きにする」とある。)

④ 身体に関するもの

⑤ 親族名に関するもの

⑥ 衣食住に関するもの

⑦ 器財に関するもの(保科説明に「器物の類もかな書きにする方針」がとられたとある。)

⑧ 人事・心情に関するもの

⑨ 色彩・形状・数量に関するもの(特に度量衡に関するものはどうするか。)

⑩ その他

オ 漢字の表す語の品詞から見ると。(執筆者注、例字略)

① 動詞・形容詞に関するものはどうするか。

② 代名詞に関するものはどうするか。(当用漢字表に「なるべくかな書きにする」とある。)

③ 連体詞・副詞・接続詞・感動詞に関するものはどうするか。(同上)

④ 形式名詞・助詞・助動詞に関するものはどうするか。(同上)

カ 次のような、漢字の用法上特別のものはどうするか。

① 漢字一字で音読して語を表すもの(仮名書きにした場合分かりにくくないか。)胃 錠 塔 塾 塀

② 漢字一字で一音節の和語を表すもの(同上) 酢 矢 蚊 餌 藻

③ 意味の似ている同音の漢字(保科説明では、原則として一方を省くとしている。)(執筆者注、例示略)

④ 同訓の漢字(執筆者注「1」は略) 「2」かき一垣 柿 さけ一酒 鮭

⑤ 外来語に当てた漢字(当用漢字表に「外来語はかな書きにする」とある。)罐—カン 頁—ページ

キ 漢字の構成から見る。

① 字画の多いものはどうするか。(保科説明に「字形のむずかしいものは省く」とある。)鬱 餐 籤

② 漢字の構成要素となるものはどうするか。(執筆者注、例字一部略)巾—市・布 皿—盆・益 頁—

項・領

総会は第八八回から、問題点整理委員会は第一〇回から「当用漢字字体表」の改善の問題の審議に入った。その審議を始めるに当たって、新しく考えられるものを、当面、「字体表」と呼ぶことにしている。

問題点整理委員会(第一〇回—二三回)が整理、検討した案を総会(第八九回—第九一回)及び全員協議会に報告し、そ

れを検討する形で審議が行われている。

問題点整理委員会（第二〇回）では、まず第八八回総会の議に基づき、各委員から提出された「字体表の問題に関する意見」等の説明がなされた。続いて「字体・字体表の問題点（案）」等の資料に関して検討がなされた。問題点等について一部修正がされ、第八九回総会に提出された。なお、総会において字体に関する議論に入る前に、「当用漢字字体表」制定の経緯等の字体問題について、当時の関係者の説明を聞いている。次に委員会（第一四回）では、第九〇回総会の議に基づき、「字体表審議の問題点アンケート（案）」が協議され、これが全委員に送付されて、各委員の意見が聴取されている。なお、「字体」の定義は「当用漢字字体表」作成当時の考え方に従っている。各委員の意見をまとめた「字体表審議の問題点アンケートの回答まとめ」は第九一回総会でその大体的傾向が報告されている。最終の委員会（第二三回）では、第一一期の問題点整理委員会がこれまで検討してきた問題点として、「字体表について（案）」が検討され、一部修正された上、大筋は了承された。そして、全員協議会（昭和四九・二〇・二五）に提出された。

最終総会に当たる第九二回総会では「当用漢字字体表」の改善に関する審議経過が報告され、意見交換がなされたが、検討の方針をまとめるまでに至らなかった。なお、同審議経過の（二）「字体表審議の問題点に関する意見調査」の要約、抜粋は次のとおりである。

- ア 字体表の必要性は、ほとんど全員が何らかの意味で認めている。
- イ 字体については、社会の慣用や教育の上から見ても、軽々に変更すべきではないなどの考えから現行の字体表の矛盾或いは新採用漢字の字体を部分的に修正する程度でよいという意見が多くを占めている
- ウ 字体表は、新しく考えられる漢字表との関連を重視して、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など一般

社会において使用するものとするという意見が多くを占めている。

エ 字体を考える漢字の範囲については、新しく考えられる漢字表外の漢字には及ばないという意見と、それにも及ぼして字体の系統性（偏、冠、旁など）を配慮するという意見とがそれぞれ相当ある。

オ 字体表の性格については、現行の字体表と同じく「標準」とするという意見と、「目安」程度のものであるという意見とがそれぞれ相当ある。

カ 旧字体と新字体とのいずれを中心として考えるべきかについては、新字体（現行の字体表に掲げられている字体）を中心として考えるという意見の方が多い。

キ 教育との関連の問題については、当審議会としても十分考慮するという意見と、当審議会が教育上の具體的なことを検討するのは難しいという意見とがそれぞれ相当ある。

ク （執筆者注、「字体検討上のさまざまな具体的な問題」が六項目挙げられているが、項目のみを挙げる。）

- ① 略字体 ② 点画の整理 ③ 活字体と筆写体との関係 ④ 字体の系統性 ⑤ 異体字の統合
- ⑥ 中国簡体字との関連

三 「新漢字表試案」とそれに対する意見

第一二期国語審議会が発足し、昭和五〇年二月二一日開催の第九四回総会において、第一一期に引き続いて、漢字表・字体表の問題を中心に検討するため、漢字表委員会及び問題点整理委員会の設置が決められた。漢字表委員会は岩淵悦太郎主査以下二〇名の委員で、問題点整理委員会は遠藤慎吾主査以下一二名の委員で構成され

た。漢字表・字体の問題については、まず委員会で検討が行われ、その検討結果が総会等に報告され、審議が行われるという手順で審議が進んだ。

問題点整理委員会は昭和五〇年四月から昭和五一年三月までの間に六回開催された。委員会は「字体表については、…中略…前期（第一期）での整理結果および総会での意見を基に、更に問題点を明確にし深めて、各委員の意見を収集、整理していく」という考え方に立つことを決めた。まず委員会は資料「漢字字体検討資料（案）」及び「字体検討の方針に関する問題（案）」（主査・副主査、事務局作成）について検討し、昭和五〇年七月四日開催の第九六回総会に提出した。総会ではこの資料に基づき、意見交換が行われた。更にこの総会の議を踏まえて委員会で資料「字体の検討に関する問題点（案）」を作成し、全委員に送付して意見の提出を求めた。委員会（第五回）は提出された意見について協議を行い、資料「字体検討の問題点 項目別まとめ」及び「字体検討の問題点 各委員の意見等まとめ」を作成し、昭和五〇年一〇月二四日開催の第九七回総会においてこれらの資料が説明され、意見交換が行われた。その結果、小グループによる字体の具体的検討を始めることとなり、その構成等については、漢字表委員会に引き継がれた。

漢字表委員会は、昭和五〇年四月から昭和五一年一月までの間に一六回開催された。委員会は、第八回委員会から字体の問題についても検討を行うことになり、新たに四名の委員を加えて字体について二回にわたり検討を行った。その結果、次のように委員会としての一応の共通理解に達したので、字体小委員会を発足させて、これを基に具体的検討作業を行っている。この審議経過は昭和五一年三月一九日開催の第九八回総会に報告された。

（１）字体については、現行のものに余り大きな変化を与えないようにしたい。新しく加わる字があれば、

その字体を検討する必要がある。

（２）表外字の字体についても考える必要がある。

（３）康熙字典体との関連をどう考えるか。

（４）字体表の性格は、一応、「字の骨格を示すもの」というようなことで検討を進めるか。なお、字体・字形等の用語については今後検討していく。

（５）活字（特に明朝体活字）を中心に考えていく。

字体小委員会は、同年二月から五月までの間に六回開催された。資料「当用漢字体表の新字体について」によって「当用漢字体表」の字体の問題点について検討している。この検討結果をまとめた資料「字体小委員会でのこれまでの検討について」が作成され、漢字表委員会はこれによって協議を行い、ひとまず字体表の検討を終わらせている。この審議経過（第二回～第三回）は昭和五一年七月二日開催の第九九回総会に報告され、資料として「字体の検討について——漢字表委員会のこれまでの検討のまとめ——」が提出されている。

漢字表の問題については漢字表委員会で検討が行われたが、第四回委員会で、漢字表の検討を能率的に行うための作業委員会として小委員会が設置された。小委員会は昭和五〇年七月から昭和五一年一二月までの間に一八回開催されている。漢字表委員会は、第四回委員会までに、漢字表の検討に関する問題点を次に示す項目にまとめ、これに基づいて逐次討議を行った。この審議経過は第九六回総会に報告された。

（１）漢字表の目的・性格との関連。

（２）漢字表を一つの表にするか、二つ以上の表にするか。

（３）漢字表の字数のめどをどう考えておくか。

(4) 教育との関連。

(5) 情報処理や通信との関連。

第五回委員会においても引き続き漢字表の検討に関する問題点についての討議が行われた。また、人名・地名などの固有名詞に用いられる漢字の取扱いについても協議している。結局、これらの問題点については、必ずしも明確な結論を出すには至らなかったが、まず一般社会生活のための目安として一つの表を考えていくとして、一応、小委員会の具体的な漢字の検討を基にした漢字表の討議に入っている。その検討の中で更に問題点を考えるとしている。第六回・第七回委員会では小委員会での検討作業の中間まとめが協議され、また、漢字表の目的・性格や漢字の選定方針等について取りまとめるための検討も行われた。小委員会は第五回委員会以降六回開催された。まず第一期において十分検討できなかった、交ぜ書きを含む言い換え・書換えの語について、日本新聞協会「新・用字用語集」等の資料によって検討し、次いで、第一期の漢字の検討結果を問題点別に分類した資料「漢字の問題点別分類」等によって一字一字の採否について検討を行っている。検討した字数は第一期で検討した約四二〇〇字のうち、重要であると考えられた字を中心とする二三〇〇から二四〇〇であった。

第一四回委員会では、字体の問題についての検討が第八回から第一三回委員会では一段落したので、漢字表の字種選定の具体的作業を再び小委員会で行うこととし、五名の委員を小委員会に補充している。四回の小委員会では、新漢字表の表外字約四五〇字のうち使用度数の高いもの、表内字のうち使用度数の低いものを中心に検討を行っている。資料として第一期以来のもののほか、国立国語研究所「現代新聞の漢字」(全体報告(昭和五二)、凸版印刷株式会社「漢字出現頻度数調査」(昭和五〇・第一回、同五一・第二回)、日本新聞協会編集委員会「当用漢字表の改定に関する意見」(昭和五二)等を参照し、用いている。この審議経過は昭和五一年九月二八日開催の第

百回総会に報告され、これをめぐって意見交換が行われている。第一五回委員会では、三回の小委員会で行った字種の採否の検討結果の協議と漢字表の前文の骨子となる事項の検討とを行っている。この審議経過は昭和五一年一月五日開催の第一回全員協議会に報告され、協議が行われた。資料として「新漢字表の前文の骨子となる事項について」が提出されている。第一六回委員会では、漢字表の前文について協議している。資料と

この審議経過は、昭和五一年一月二六日開催の第二回全員協議会に報告され、協議が行われている。資料として「新漢字表の前文(案)」「新漢字表字種案」等が提出されている。その後、三回的小委員会では字種、音訓、字体等についての必要な検討と、「前文」「説明資料」等の検討が行われ、昭和五一年一月一七日開催の第三回全員協議会に報告されて協議が行われた。資料として「新漢字表案」「新漢字表案の説明資料案」等が提出された。さらにその後、小委員会が一回開催され、全員協議会での協議に基づいて所要の修正が加えられ、最終総会

(第二〇一回) 提出資料とされた。

昭和五二年一月二一日開催の第百一回総会において、漢字表委員会から「新漢字表試案」が提出された。意見交換の後、これが第二二期国語審議会審議結果報告として文部大臣に報告することが了承された。「新漢字表試案」は前文、表の見方、本表、付表から成り立っている。その性格については前文に「一般の社会生活で、分かりやすく通じやすい文章を書き表す場合の目安となることを目指した。」「この漢字表に基づいて文章を書き表す場合にしてもここに挙げられた字種・音訓だけを用いて文章を書くべきであるという制限的なものではない」とあり、「当用漢字表」にあるような「漢字の制限」を示したのではなく、「漢字使用の目安」を示したものである。漢字表の性格は「当用漢字表」の制定から三十年余で変化の節目を迎えたと言うことができる。これを受けて運用面においても、漢字・漢語の使用の制限的な面、規制的な面がかなり緩められている。

次に字種については、「選定の方針」に次のようにあり、この方針による選定の結果、「当用漢字表」と比較したときの入れ替えも以下のようなものである。なお、字数は一九〇〇字、「付表」の語は一〇六語である。

(選定の方針) 表に収める漢字の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、その字の使用頻度・機能度を主として考え、さらに、使用分野の広さを参考にした。

○「新漢字表」にあつて「当用漢字表」にない字(八三字)

猿 凹 渦 靴 稼 涯 垣 穀(穀) 渴 褐(褐) 缶(罐) 頑 挾(挾) 襟 隅
溪(溪) 螢(螢) 嫌 洪 溝 昆 崎 皿 傘 肢 遮 蛇 酌 汁 塾 尚 宵 繩(繩) 唇
甚 据 杉 斉(齊) 逝 仙 栓 挿(插) 槽 藻 駄 濯 挑 眺 塚(塚) 漬 釣 亭 泥
棟 洞 凸 猫 把 霸(霸) 漢 肌 鉢 披 扉 頻(頻) 瓶(瓶) 雰 塀(塀) 泡 俸
褒(褒) 朴 僕 堀 磨 岬 妄 厄 癒 悠 羅 竜(龍) 戾(戾)

○「当用漢字表」にあつて「新漢字表」にない字(三三字) (「当用漢字別表」の字はすべて採用されている。)

芋 謁 殿 翁 虞 効 嚇 且 堪 蘭 侯 嗣 勺 爵 遵 薪 帥 錘 畝 銑 但 嫡
脹 朕 通 奴 痘 婆 陪 畔 勿 濫 隸

これらの字を第七期の「当用漢字表」の再検討の時に「当用漢字表」に加えてもよいと思われる字・四七字」及び「当用漢字表」から削つてもよいと思われる字・三一字」と比べてみると、四七字のうち、「新漢字表」で採用された八三字と重複しているのは、以下の三四字である。

僕 杉 戾 仙 堀 汁 肌 亭 泥 涯 尚 釣 皿 悠 甚 洞 垣 蛇 傘 棟 朴 槽 泡 厄
宵 挑 漢 斉 溪 洪 溝 肢 酌 塾

三一字のうち、「新漢字表」に採用されなかった三三字と重複しているのは、以下の一六字である。

嗣 朕 嚇 脹 謁 虞 効 濫 通 遵 畝 芋 且 但 爵 堪

このように字数や字種の差異が出てきたのは、飽くまで「当用漢字表」の手直しという範囲での字数・字種の入れ替えであるのと、新しい漢字表を作るといふ観点から「選定の方針」・「漢字選定の方針」に関する具体的観点に沿って示されたものとの違いによるものであらう。

字体については、基本的には「当用漢字字体表」の考え方を受け継いでいるが、「通用字」という考え方や康熙字典体に対する考え方・扱い方、また、表外字に対する考え方等に差異がみられる。

音訓については、「当用漢字改定音訓表」の「目安」の考え方を踏襲している。

「新漢字表試案」は世間に対して公表され、広く国民各界各層の意見を聴くことになった。同「試案」に対する機関・団体の文書による意見は、省庁等から三五、都道府県・地方自治団体等から九、各種団体として出版社・文字印刷関係から四、国語関係団体から九、教育委員会から六、教育関係団体から四、学術用語関係団体から四、大学等から一、農業・蚕糸業団体から一一、合計一二三通が、個人の文書による意見・要望は二三通が提出された。新聞・雑誌等に掲載された主な意見は延べ(同一人のもでも、日時、掲載紙・誌、記事が異なれば、一と数えてある。)で二〇四になる。全国五会場で開催された「新漢字表試案」説明協議会で出された意見、質問の主なもの(文化庁まとめ)は六四になる。

内容から見ると、総論については反対意見が数団体から出されているが、他は賛成を前提としての意見である。性格・運用については妥当とする意見が多いが、「目安」が事実上制限になるのではないか、逆に野放しにふながるのではないかという懸念を表明する意見もあった。

「選定の方針」については、おおむね妥当という意見である。固有名詞については、様々な意見が出されており、特に都道府県名の漢字は採用した方が良いという意見が多い。専門用語については、一般の社会生活でも使われるので、一概に別扱いしない方が良いという意見がある。

字種の加除については、削除した三三字の中に必要なものがあるという意見がある反面、削ることは良いが、一字たりとも加えるべきではないという意見もある。これについては、字数とも関連して、意見は様々である。字数については、一九〇〇字で異存がないという意見、加除同数にすべしという意見、一九〇〇字では足りないという意見が出されている。ただし、その賛否の意見の内容は様々である。

振り仮名については、その使用に賛成する意見が多く見受けられる。

仮名書き、交ぜ書き、同音の漢字による書き換え等の問題については、「当用漢字表」の下に行われている行き過ぎを是正する方向に賛成の意見が多い。また、動植物名は仮名書きを原則とすべきという意見もある。

音訓については、緩和を望む意見がある。異字同訓の使い分けについて示してほしいという意見もある。

字体については、総論として、従来のものに手を加えないという方針は妥当であるという意見が多い。字体の示し方は、明朝体だけでよい、楷書体あるいは教科書体を併せて掲げよ、康熙字典字体は不要である、逆に康熙字典体を本体とすべきであるなど、様々な意見がある。略字の問題は、更に検討すべきであるという意見がある反面、慎重論もある。表外字の字体については、「へん」「よう」等の扱いについて具体的に示してほしいという意見が多い。部首・画数については、新しい基準を立てることが望ましいという意見が多い。

教育との関連については、学習上の負担が増加しないようにと望む声が非常に強く出されている。

表の名称については、「常用漢字表」とか「〇〇年制定常用漢字表」とか、様々な意見が出されている。

四 中間答申「常用漢字表」とそれに対する意見

第一三期国語審議会は第一二期に引き続いて、各方面から提出された「新漢字表試案」に対する意見を参考にして、同試案の問題点の検討を行い、新漢字表のまとめに入った。

新漢字表の検討のために、第一三期においても漢字表委員会が設置された。委員は岩淵悦太郎主査（昭和五三年六月からは三根谷徹主査）以下一五名であった。委員会は昭和五二年六月から昭和五四年二月までに二七回開催されている。新漢字表の問題は、まず漢字表委員会で検討され、その検討結果が総会等に報告され、審議が行われるという手順で検討が進められた。

漢字表委員会は、まず初めに「新漢字表試案」に寄せられた各方面の意見を参照しながら、漢字表とその関連事項について自由討議を行い、今後の審議の進め方について協議した。次に、委員会は、字種の採否についての各方面からの意見を集成した資料に目を通しつつ、字種の採否に関する原則的な考え方や方法について協議に入った。各方面からの意見を集成した資料「字種の採否に関する意見」に現れている漢字（追加希望字三三四字、削除希望字一六四字）について、表に追加すべきもの、削除すべきものがあるか否か第一読会としての検討を行った。なお、字種の採否については、法令・公用文書等と関連するので、事務局（文化庁）と関係方面との協議の結果を待って第二読会を行うとして、字体の検討に入っている。

字体の問題については、各方面から寄せられた意見を参照しながら、「当用漢字字体表」の字体の選定の方針、漢字表に掲げた個々の字の字体の問題点等に関して検討を行った。その結果、字体は活字の場合について考

え、手書きの場合とは区別すること、「当用漢字字体表」の字体は原則として変えない等の方針を確認した（試案で取り上げた「灯」（↑燈）を除く）。また、表外字に対する字体整理の問題について検討が行われ、この問題は、慎重に考えるべきだという結論に達している。

第一一回委員会では、字体の示し方等、字体に関する具体的な検討作業を行うために字体小委員会が設置された。この回では、略字の問題についてこれまでの検討結果を確認し、部首の問題についても協議している。第一二・一三回委員会では、計八回行われた字体小委員会の審議経過が報告され、字体の示し方について協議を行い、主な考え方・方針として次のことが挙げられた。この審議経過は、第一〇六回（昭和五三・四・七開催）及び第一〇七回総会（昭和五三・六・三〇開催）に報告されている。

- 1 字体は文字の骨組みであり、骨組みに一定のスタイル、デザインで肉付けをした書体とは異なる。
- 2 漢字表の見出し漢字に明朝体活字を用い、それによって字種・音訓とともに字体が示されたものとする。
- 3 表に用いた活字によって、世間一般に行われている明朝体活字の書体設計（デザイン）上の差異を問題にしようとするものではないことを明記する必要がある。
- 4 明朝体の書体設計の上で、字体として問題にする必要がないと考えられる差異を分類して例示する必要がある。
- 5 活字と筆写の楷書との関係について例示、解説する必要がある。

字体の問題については、第一四・一五回委員会で計四回の字体小委員会の審議経過の報告がなされ、検討が行われている。さらに、第一七回委員会では、字体の問題と学校教育に関連する問題（主として「当用漢字別表」の扱

い）について、それまでに協議した事項を取りまとめている。この審議経過は、昭和五三年九月八日開催の第一〇八回総会に報告された。第一〇八回総会では、字体の示し方等についての考え方の中では、字体の「標準」という言葉をめぐって議論があったが、字体を示すのに明朝体活字の一例をもつてするという方針は了承された。表外字の字体に表内字の字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題については、将来の状況の推移を見てから国語審議会としての態度を決めるべきであり、今は特定の方角を示さないとするという考え方に賛成の意見が多かった。

第一五回委員会では、「当用漢字別表」の扱いについても協議が行われた。その結果、委員会としては、「学校で教える具体的な字種、字数については、教育課程審議会（初中局）で考えてもらうこととし、国語審議会としては、新漢字表の前文等において、教育に関することについての考え方を述べておくにとどめる（別表は廃止することとする）」という方針を確認している。また、この回から字種についての審議が再開され、法令・公用文書や新聞における用字の問題を中心に協議がなされている。第一六回委員会では、字種の問題について協議が行われ、官庁関係から強い要望のある字を漢字表に入れるか、それとも法令・公用文書で別枠を設けて使用すればよいとして表に入れないでおくか、という考え方をめぐって議論がなされている。教育と関連する字種・字数の問題についても第一〇八回総会に報告され、前述の委員会の考え方の方向が了承された。

第一八回から第二〇回委員会では、字種の問題について、事務局から、法令・公用文書等との関連で関係方面と協議した結果の報告がなされたのを受けて、字種の採否の第二読会としての検討がなされた。字種の採否の基本的な考え方としては、従来の協議の経緯を踏まえ、おおむね次のような方針によることが決められた。

- 1 字種の採否に関する各方面の意見のうち、新漢字表が適用される「一般の社会生活」の中の主要な分野

である法令・公用文書、新聞に関する意見、また一般国民を対象として実施された世論調査（昭和五二・八）の意見を重く見ること。

2 「新漢字表試案」において削除された字のうち、法令・公用文書、新聞において従来広く定着して使用されており今後も使用せざるを得ないものとして要望の強いものについては、これを削除することなく表にもどすこと。

3 新しい字種の追加は、相当な理由があるものに限り考慮することとし、全体の字数との関連を考慮して極力しほること。

4 試案に掲げた字を削除することは、相当の理由がない限りやめること。
字種・字数の検討の結果は次のとおりである。

○ 「新漢字表試案」で削除された当用漢字（三十三字）のうち、復活・採用候補とするもの。

芋 謁 毆 効 堪 藹 嗣 遵 嫡 通 痘 陪 畔 濫（一四字）

○ 「新漢字表試案」で取り上げられなかった補正漢字で採用候補とするもの。 矯 壞 偵 棧（四字）

○ 当用漢字、補正漢字以外の字で新たに採用候補とするもの。 拐 喝 曹 棚 搭 屯 抹 杵（八字）

○ 「新漢字表試案」にある字（一九〇〇字）は変更しない。

昭和五三年一〇月二七日開催の第一回全員協議会に委員会における字種の検討の経緯とその結果についての報告がなされた。すなわち、字種の採否の考え方と一九二六字の字種案が示された。全員協議会は、字種の採否の考え方については大筋としてこれを了承している。

第二一・二二回委員会では、「前文、表の見方」（案）、「字体についての解説資料」（案）について検討がなさ

れた。昭和五三年一月三・四日開催の第二回全員協議会に右の結果がまとめられて「前文、表の見方（案）」、「解説資料（案）」として提出された。これをめぐって意見交換がなされた。第二三回・二四回委員会では、第二回全員協議会で提出された意見に基づいて前文起草委員会で修正した「前文等修正案」について検討がなされた。また、第二四回委員会では、漢字表の名称について、従来各方面から出された意見、審議会で出された意見等に基づいて検討がなされた。その結果、名称について各委員に対してアンケートを実施することが決められた。第二五回委員会では、漢字表の名称についてはアンケートの結果に基づき、漢字表委員会としては「常用漢字表」という名称を全員協議会に提案することを決めている。次いで、前文等修正案及び解説資料について更に検討が加えられた。この結果をまとめて、昭和五四年一月二六日開催の第三回全員協議会には、①漢字表の名称、②前文、表の見方、③採用候補字の字体、音訓、語例等、④その他、として報告がなされた。全員協議会では意見交換の後、漢字表の名称は「常用漢字表」と決定されている。

第二六・二七回委員会での検討の結果がまとめられ、昭和五四年三月二日開催の第四回全員協議会に、①前文、表の見方、②採用候補字等、として報告がなされた。また、修正された前文等が了承された。更に、字種に関する意見については、漢字表委員会としてはすべて議論済みのものであり、特に取り上げるものはなく、一九二六字の原案は変えない、という漢字表委員会主査の報告が了承された。

昭和五四年三月三〇日開催の第五回全員協議会において、「今回の常用漢字表は……中略……審議会としては十分審議を尽くしたものはあるが、この際、慎重を期して、常用漢字表を公表し、正式答申に至るまでしばらくの期間を置きたい。」という福島慎太郎会長の提案がなされ、これについて意見交換を行い、大多数の支持が得られ、了承された。全員協議会の後、第一三期の最終の第一〇九回総会が開催され、「常用漢字表」が中間答申と

して報告されることが了承された。

中間答申「常用漢字表」は「前文（はじめに、常用漢字表作成の経緯、常用漢字表の性格、字種と音訓、字体、その他の関連事項（1 学校教育用の漢字、2 人名用の漢字、3 各種の基準等）」（付） 字体についての解説」、「表の見方」、「本表」（一九二六字）、「付表」（二一〇語）から成る。

中間答申「常用漢字表」に対して文書で文化庁が意見を求めたのは、「新漢字表試案」の時とほぼ同様で、各省庁、各都道府県、各教育委員会、報道出版関係、文字印刷関係、国語関係団体、教育関係団体、学会、大学など二〇〇余の機関・団体である。また、「常用漢字表案」説明協議会は五地区で開催されている。個人からも文書で意見が提出されている。主な意見の概要を次に掲げる。

提出された意見は、「常用漢字表案」作成、答申の適否の問題から個々の字の採用の賛否に関する具体的な問題に至るまで非常に広範多岐にわたっている。

基本的な性格に関しては、制限から「目安」に変わったことについては賛成とする意見が多い。ただし、端的に賛成とするものだけではなく、「目安」についての様々な考え方、要望、懸念などを付している意見もある。

反対意見としては、「目安」は漢字濫用につながり、法令・公用文の平明化は望めない、反対。」という意見、「内閣告示訓令として実施される以上、「目安」も社会的強制力を持つことになってしまう。」という意見、「漢字制限は撤廃すべきである。」という意見などが出されている。

字種・字数については、様々な意見が多く出されている。大別すると、おおむね妥当とするという意見、大幅に増やすべきという意見、逆に減らすべきという意見、中間答申の字数を超えるべきではないという意見、「当用漢字表」にあつて「常用漢字表」にない一九字について復活を希望する意見等である。ただし、「妥当」、「増

やすべき」、「減らすべき」とする意見も内容的には様々である。

字種については、具体的には様々あり、追加要望字は一四九字、削除要望字が七六字出されている。個別的には、「翁」、「奴」、「隸」、「婆」、「薪」などには復活の要望が多く出されている。削除予定の一九字全部を表に残すべきという意見も出されている。削除要望が多いのは、「屯」のみである。

音訓については、「音訓選定の考え方はおおむね妥当である。」、「音訓表の廃止を要望したが、顧みられなかったのはいかんである。」、「音訓と用例については再検討すべきである。」、「音訓の増加や付表の熟字訓・当て字の例は、漢字使用を複雑なものにひきもどすものであるから、反対である。」、「漢字の訓については、昭和二三年の旧音訓表の線まで減らすべきである。」などの意見が出されている。

字体については、おおむね好評で、「字体についての考え方や解説を付したことは適切である。」とする意見が非常に多い。一方、「骨組みとデザインの境界について更に明確な説明が必要ではないか。また、漢字表に使用された活字は一例であり、標準ではない旨の一層の強調を望む。」、「康熙字典体は字体変更があるものすべてに付すべきである。」、「部首について基準をたてるべきである。」等の、要望・批評を交えた意見もある。

教育の問題については、「児童生徒の負担が重くならないような適切な措置を望む。」という要望を交えた意見が多く出されている。一方、「義務教育用の漢字として一〇〇〇字から一五〇〇字の基本漢字の選定が大切である。」、「新しい教育漢字については、読むべき漢字と書くべき漢字の範囲を明確に区別すべきである。」、「別表の廃止は、義務教育における、負担の増加を招くものである。」、「国語審議会が義務教育用の漢字を選定すべきである。」、「国語審議会としては、教育漢字の在り方について更に積極的な意見の開陳をすべきである。」等の、要望・批判を交えた意見もある。

人名用漢字については、法務省民事行政審議会の人名用漢字の制限方式続行の方針に反対である旨の意見が幾つかの団体から出されている。「人名漢字に関する措置が、「常用漢字表」と歩調を合わせて決定されることを望む。」という、要望を交えた意見も出されている。

五 最終答申「常用漢字表」と内閣告示「常用漢字表」

第一四期においても引き続き「常用漢字表案」の検討が行われることになり、この検討のため、昭和五四年六月五日開催の第一一〇回総会で問題点整理委員会及び漢字表委員会の設置が決められた。

問題点整理委員会は遠藤慎吾主査以下一二名で構成され、任期中に四回開催された。「表の性格については、「目安」を「無制限」の意味で用いているのでないことが十分に世間に伝わるよう国語審議会の考えをまとめておく必要がある」として、「目安」の趣旨を補足した文案について検討を行い、次に示す成案「目安」についてを得て、これ等を昭和五五年七月三十一日開催の第一一二回総会に提出している。

1 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほしいままに漢字を使用してもよいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。

2 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取り決めにそれぞれ作成するなど、分野によつてこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものであること。

この総会では主として「目安」の問題について意見交換が行われ、おおむね委員会の報告が了承された。これをどのような形で答申に取り入れるかという具体的な扱いについては、更に漢字表委員会で検討が行われることとなった。

漢字表委員会は三根谷徹主査以下一六名で構成され、任期中に九回開催された。委員会（第一・二回）では、まず、「常用漢字表案」に関して寄せられた意見に基づいて、自由討議が行われた。字種・字数は、「当用漢字表」にあつて中間答申（常用漢字表案）に入っていない一九字の取扱いについて多く意見が交わされた。音訓、字体については、大体従来の方針でよいという方向であつた。この審議経過は、同総会に報告されている。

次に、委員会（第四から六回）では、漢字表の字種・字数の問題を中心に検討が行われている。「当用漢字表」にあつて中間答申に入っていない一九字の取扱いに議論が絞られ、「当用漢字表」にある字は削除することなく、すべて「常用漢字表」に入れておくという結論が出された。また、一九字以外の字種については、中間答申のまま、出し入れは行わないこととし、一九四五字を新しい漢字表の字種・字数とすることとしている。この結論に達したのは、一九字の復活についての要望が多く寄せられていること、過去三〇余年相応の役割を果たしてきた「当用漢字表」の中の漢字の削除により、諸方面に変化、混乱を与えることは避けるのが適切だと判断されたことによるためである。また、一九字以外の字種については中間答申のままとしたが、この理由は、第一三期の第四回全員協議会における漢字表委員会の主査の報告にあるとおりである。この審議経過は、昭和五五年一月一二日開催の第一回全員協議会に報告され、質疑応答の後、全会一致で了承された。

さらに、委員会（第七・八回）には、前文等起草委員会での「常用漢字表」の前文等の協議の結果が原案として出され、中間答申の前文等に必要な修正が施された。音訓の掲げ方等の問題についても最終的に協議し、結局、

「当用漢字音訓表」での扱いが踏襲された。この審議経過は、昭和五十六年二月一八日開催の第二回全員協議会に報告され、協議の結果、漢字表委員会の結論は大筋として了承された。ただし、前文の「常用漢字表の性格」の項に付け加えられた「注」の文言について修正意見が出され、その扱いは漢字表委員会に付託された。これを受けて、委員会（第九回）では、前文「常用漢字表の性格」の注の部分の修正が協議された。その結果、原案の「常用漢字表の性格である「目安」の趣旨を補足すると、次のようになる。」の箇所が次のように修正された。

常用漢字表の性格を制限的なものではなく、一般の社会生活における漢字使用の目安となるものとした、

この「目安」の趣旨を補足すると、次のようになる。

漢字表委員会の審議を受けて、昭和五十六年三月二三日に第一一三回総会（最終総会）が開催された。漢字表委員会の報告を基に協議が行われ、意見交換の後、「常用漢字表」の答申案を総会として採択することが全会一致で決定された。その後、会長から答申書が田中文字部大臣に提出された。

最終答申「常用漢字表」の構成は、中間答申「常用漢字表」と同じであるが、「前文」の「常用漢字表の性格」の箇所に「注」が加わったことと「当用漢字表」にあつて、中間答申「常用漢字表」にないが一九字入り、字種・字数が一九四五字になったことが異なっている。

審議会の答申を受けて、政府は昭和五十六年一〇月一日内閣告示・訓令を行った。内閣告示第一号には「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を、次の表のように定める。」として、「常用漢字表」が掲げられている。内閣告示の「常用漢字表」は、国語審議会答申の「常用漢字表」と「表の見方及び使い方」「本表」「付表」は同一である（厳密には、答申では「表の見方」となっていて、「1」項目の書き方が少し異なり、また、「字体の示し方」は「前文」の最後に置かれている。）が、「前書き」の示し方はかなり異なる。答申では「前文」となっていて、こ

こでは、国語審議会の「常用漢字表」の作成の経緯、「常用漢字表」の「性格」、「字種と音訓」、「字体」、関連する「学校教育用の漢字」、「人名用の漢字」に対する考え方が詳細に示されている。一方、告示の「前書き」では、答申の「常用漢字表の性格」を受けた、次の五項目が示されているのみである。

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。

- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。

- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

なお「1」には「当用漢字表」と同様に「現代の国語を書き表す場合の」という文言が入れている。これは、答申にある「分かりやすく通じやすい文章を書き表すための」に替わって入れられたものである。

六 「常用漢字表」の特徴

「常用漢字表」の特徴を「当用漢字表」との比較も加えながら見ておく。

- 一 「常用漢字表」は、四期八年にわたる審議の結果、作成されていて、慎重な姿勢が目立つ。しかも、二期、二期にわたり、広く各界・各層の意見を聴き、審議に採り入れた。これに対し、「当用漢字表」は

「標準漢字表」の審議期間を入れても、一年で作成され、広く各界、各層の意見を聴くという期間はなかった。

二 「常用漢字表」はその性格を「当用漢字表」のような「使用する漢字の範囲」「漢字の制限」とせず、「漢字使用の目安となることを目指した」ところに特徴がある。ただ、「常用漢字表」が内閣告示されてから二十余年が経過した。告示が行われた当時においては、国語審議会の答申において、「目安」を「無制限」の意味で用いているのではないこと」を「注」を付けてまで示して説明していたので、告示当時においては、表の「性格」が五項目のみで示されていても、世の理解は得られていたであろうが、告示から二十余年過ぎた上に、パソコン・ワープロ、電子辞書等の機器の普及により、手書きをするか否かは別として、「常用漢字表」外のかんりの字種・字数も使うようになり、文字生活が変化している現在、「目安」の意味が世の中できちんと理解されているのか問題となる。「目安」の解釈が変わってきている可能性もあろう。

三 「常用漢字表」は運用面においても、「個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。」とあって、「当用漢字表」と異なり、制限面、規制面において緩やかになっている。

四 「常用漢字表」の適用分野については、「科学、技術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。」「過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。」とあって、適用分野と不適用分野とを明確に示している。

五 字数は一九四五字で、「当用漢字表」に九五字を加えたものである。新たな九五字は各省庁、新聞社、出版社、放送各社等の各界、各層の要望を受け入れたものである。

六 「常用漢字表」には、いわゆる熟字訓等が「付表」の語として一一〇語が示されている。これは「当用漢字改定音訓表」の方針を受け継いでいるものである。

七 「常用漢字表」は字体については、「当用漢字字体表」の「字体は文字の骨組みである」とする考え方を受け継いでいるが、例示は「便宜上、明朝体活字のうちの一種を」用いている。実際に用いられている「明朝体活字の一種」を「現代の通用字体」として示し、明朝体の位置付けをしているところに特徴がある。そして、例示の明朝体が他の明朝体の活字を規制するものではないとしている。

八 「常用漢字表」には、いわゆる康熙字典体の活字が括弧に入れて添えてある。「これは明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものである」が、これは康熙字典体にある役割を与えたことになり、「当用漢字字体表」とは異なるところである。

九 「常用漢字表」には、「(付)字体についての解説」の「第二 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」があり、明朝体活字と筆写の楷書の形の間の違いについて、詳しい解説を行っている。そこでは印刷と手書きとは「それぞれの習慣の相違」があることを前提として、説明をしている。

七 人名用漢字問題

人名用漢字については、最終答申「常用漢字表」の「前文」の「その他の関連事項」の「2 人名用の漢字」において、「子の名に用いる漢字については、…中略…戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣

旨が十分参考にされることが望ましい。」とあり、国語審議会は、「人名用の漢字」の扱いについては、自らは関与せず、法務省・民事行政審議会にゆだね、「常用漢字表」の「目安」という性格を十分に考慮してほしいとだけ言うにとどめている。

一方、法務省の民事行政審議会は、国語審議会の最終答申より早く昭和五四年五月三十一日の総会で人名用の漢字の取り扱いは今後とも制限方式を維持することを確認している。これに対し、第一四期国語審議会の最終総会において、国語審議会会長名で遺憾である旨の意思表示をするという提案が出されたが、次の理由により国語審議会としては、法務省・民事行政審議会に特に申し入れ等は行わないことが了承された。

○ 民事行政審議会のその後の審議では人名用漢字の字数を増やす方向が伝えられていること。

○ 制限方式をとることについては民事行政審議会（二十名中十名は国語審議会委員と重複）が常用漢字表の趣旨を踏まえながらも戸籍実務等民事行政の観点から十分検討した結果の措置であること。

結局、子の名に用いる漢字（人名用の漢字）は、「戸籍法施行規則」第六〇条により、「常用漢字表（昭和五六、内閣告示第一号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）」一九四五字及び「別表第二に掲げる漢字」二八四字の合計二二一九字となる。なお、同施行規則の「附則2」には、「当分の間、子の名には、この省令による改正後の戸籍法施行規則第六十条各号に掲げる文字のほか、附則別表に掲げる漢字を用いることができる。」とあって、康熙字典体の一九五字（常用漢字表に掲げる漢字）及び一〇字（別表第二に掲げる漢字）、合計二〇五字が示されている。

八 教育用漢字問題

教育用漢字については、第一三期の漢字表委員会において、この際、「当用漢字別表」は廃止して、教育に関することは、教育課程審議会（初等中等局）に任せ、国語審議会としては考え方を述べるにとどめる、という意見が多く出された。第一四期においても、この考え方が受け継がれ、答申「常用漢字表」の「前文」の（その他の関連事項）の「二 学校教育用の漢字」で次のように述べられている。

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないとするものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

これを受けて、文部省は、小学校、中学校、高等学校における漢字の扱いを「学習指導要領」の「国語」の中で定めている。

文部省では、「常用漢字表」の実施と同日（昭和五六・一〇・一）に、文部省告示により小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の一部を改定した。この改定における最も大きな変更は、学年別漢字配当表の第四学年の欄にある「燈」を「灯」に改めるということである。それ以外は、学習指導要領の中にある「当用漢字」を「常用漢

字」に改めるなどといった、「常用漢字表」実施に伴う文言の変更であつた。

その後、平成元年に改定された学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校における漢字の学習について、次のように定めている。

まず小学校においては、「学年別漢字配当表」の漢字・九九六字から一〇〇六字に増やされた。なお、各学年において読み・書きする漢字は、各学年の「言語事項」の「文字に関する事項」に定められている。

中学校においても、次のように、各学年の「言語事項」の中で、当該学年において読み・書きする字種が決まっている。

第一学年

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア 小学校学習指導要領第二章第一節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示す漢字の読みに慣れ、更にその他の常用漢字のうち二五〇字程度から三〇〇字程度までの漢字を読むこと。

イ 学年別漢字配当表の漢字のうち九〇〇字程度の漢字を書き、文章の中で適切に使うようにすること。

第二学年

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア 第一学年で学習した常用漢字の読みに慣れ、更にその他の常用漢字のうち三〇〇字程度から三五〇字程度までの漢字を読むこと。

イ 学年別漢字配当表の漢字を身に付け、文章の中で適切に使うようにすること。

第三学年

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア 第二学年までに学習した常用漢字の読みに慣れ、更にその他の常用漢字の大体も読むこと。

イ 学年別漢字配当表に示されている漢字について使い慣れ、漢字を文章の中で適切に使うようにすること。

書く場合は「学年別漢字配当表」の漢字一〇〇六字で、小学校で学習した語彙を踏まえることが可能であるのに対し、読む場合は「常用漢字表」の漢字が加えられている。字数は各学年ごとに定まっているが、字種は提示されていない。しかも、「文章の中で使うこと」とあるので、その字種の用いられている語彙も問題となる。具体的にどのような字種、語彙を選定して指導するのは教育の現場及び教科書にかかってくることになる。

高等学校においても、やはり「言語事項」の中で漢字指導にすることが定められている。具体的には、「第二款 各科目」の「第一 国語」の「言語事項」に「エ 常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字が書けるようになること。」とあり、同じく「第五 現代語」の「2 内容」に「オ 漢字や漢語の特質を理解し、常用漢字の読み書きに慣れること。」とある。しかしながら、中学校学習指導要領と同様に、どのような字数・字種、語彙を選定して指導するのかが示されていない。ここでも教育の現場及び教科書の果たす役目が大きくなる。

第六節 「現代かなづかい」の改定

一 「現代かなづかい」の再検討

国語審議会は、昭和四一年の文部大臣の諮問以来行ってきた、戦後の国語施策の見直しの一環として、第一五期（昭和五七・三〇五九・三三）から一六期（昭和五九・四〇六一・四）にかけて、「現代かなづかい」（昭和二二・一一・一六、内閣告示・訓令）を取り上げ、その再検討を行った。

第一五期第一回総会（昭和五七・三・二三）では、有光次郎、前田陽一両委員が会長・副会長に選出され（以後第一六期まで）、同時に、「運営委員会」（八名）が設置された。同第二回総会（昭和五七・七・一六）では、「仮名遣い委員会」（林大主査、松村明副主査ほか一五名）が設置され、以後、「現代かなづかい」の問題点に関する技術的、専門的事項の検討に当たった。同第四回総会（昭和五八・九・二九）では、仮名遣い委員会の内部に「小委員会」（七名）が設けられ、以後、仮名遣い委員会で具体的な審議を進めていくためのたたき台を作る作業に当たった。

総会・各委員会の開催回数は、第一五期において、総会五回、運営委員会二回、仮名遣い委員会一回、仮名遣い委員会小委員会四回、第一六期において、総会六回、全員協議会三回、運営委員会六回、仮名遣い委員会一回、仮名遣い委員会小委員会一九回であった。

二 「現代かなづかい」実施以後の動き

「現代かなづかい」は、大筋としては、広く社会に受け入れられ、定着した。しかし、三三の細則と一〇の備考から成る複雑なものであり、また、一部、具体的な仮名の使い分けの上で分りにくいところがあることが当初から指摘されていた。文部省は、昭和二一年一二月に、「当用漢字表」「現代かなづかい」を簡略にまとめた、一枚刷りの「当用漢字表」「同音訓索引」「現代かなづかい」表を配布したり、昭和二三年三月一日に、やはり「現代かなづかい」を簡略にまとめた小冊子「現代かなづかいの要領」を配布したりして、「現代かなづかい」普及に努めた。特に後者には、「ぢ・づ」や助詞「は」の用例の面で「現代かなづかい」の用例を増補するところがあった。また、昭和三一年七月五日の、国語審議会報告「正書法について」は、日本語の正書法の在り方について考えをまとめたものであるが、語意識の概念を導入することによって、結果として、「現代かなづかい」の持つ疑問点（「いう」「おう／おお」「は・へ・を」「ぢ・づ」などに關する書き方）に理論的な解決を与えるところがあった。一方、「現代かなづかい」に関して、その適用範囲が不明確であり、例えば、個人の表記まで拘束するのではないかという疑問も出されていた。

三 「現代かなづかい」の基本的な問題点

仮名遣い委員会は、その第一五期第一回委員会（昭和五七・九・二八）において、「現代かなづかい」の基本的な問題点
第六節 「現代かなづかい」の改定

題点、共通理解を得るべき問題を、次の九項目に整理し、これについて直ちに討議に入ることとした。

- 一 「現代かなづかい」はどのくらい定着しているか。
- 二 「現代かなづかい」はどのような体系を持っており、その中にどのような矛盾があるか。
- 三 「現代かなづかい」の矛盾点はどのように受けとめられており、コミュニケーションの上でどのような問題を持っているか。

四 「現代かなづかい」の実施がどのような影響を日本人にもたらしたか、その得失。

五 規範性の問題（強い規範か、ゆとりのあるものか）。

六 適用分野をどう考えるか（公用文、新聞、学校教育など）。

七 現行告示の書き方の問題、規則の立て方、語例の挙げ方など。

八 固有名詞の表記、外来語の表記との関連。

九 仮名遣いと古典教育。

また、第五回仮名遣い委員会（昭和五八・二・二五）は、「現代かなづかい」による表記上の問題点として次のような項目を掲げ、以後検討を進めることとした。

- 1 助詞「を」「は」「へ」の問題。
- 2 オ列長音をめぐる問題。
- 3 ウ列拗長音の問題（「言う」を含む）。
- 4 「えい、けい、せい」の類とエ列長音の問題。
- 5 「ぢ・じ」「づ・ず」の書き分けに関する問題。

6 地方的発音としての「クワ」「グワ」「ヂ」「ヅ」の問題。

7 促音化する語中の「キ」「ク」の問題。

8 その他発音にゆれのある語の問題。

前記の諸問題点に関する仮名遣い委員会の討議の内容は、第一五期第三回総会（昭和五八・三・二二）以後の総会で順次報告され、審議に付されていた。

さらに、前記第三回総会、また改めて第四回総会の仮名遣い委員会主査報告の中で、更に具体的に討議すべき、共通理解のための事項として、次のようなものがあることが報告された。

- 1 「仮名遣い」という言葉の内容
- 2 現代語の音韻組織
- 3 音韻と仮名の対照
- 4 規則の立て方（構成、語例の挙げ方、許容事項、旧仮名遣いとの対照）
- 5 規範性
- 6 適用分野
- 7 その他

これらは、主として仮名遣い委員会小委員会（昭和五八・一一・八）で検討が進められた。

四 全委員対象のアンケートの実施

「現代かなづかい」の基本問題をめぐる仮名遣い委員会の討議の概要は、順次、主査報告の形で総会に報告され、討議に付されたが、この問題に対する全委員の意識・意見を更に詳しく集約するために、全委員を対象に、「現代かなづかい」を検討する上で問題となる事項に関するアンケートを実施することが、第四回総会で決められた。なお、総会では、それまで、前提となる国語政策の基本的な理念に関する議論が不足しているのではないかという意見が一委員から繰り返し提出されるということがあったので、アンケートでは、その点にも配慮して意見を徴することとなった。アンケートは、その後仮名遣い委員会で検討、作成され、昭和五八年一月に実施された。これに対して四五名中三六名の委員が回答を寄せた。その結果は、第五回総会において、仮名遣い委員会主査から報告された。

アンケート結果のうち「現代かなづかい」の基本的な部分にかかわるものについて、委員長報告を基に見ていくこととする。

○「現代かなづかい」実施の得失（功罪）について。また、失と考えられる面があるとすれば、それを補うための方策について

得（功）については、明らかに得である面が大きいとする意見、一般の社会生活にとっては、圧倒的に得が多く、失はほとんどない、一部に失を大きく感ずる人や社会がありうるが、本質的な意味では得と評価すべきだと考へるといふ意見など、得（功）が多大であるとする意見が多かった。

具体的には、旧仮名遣いの場合と比べ、日常生活で迷うことが少なく、能率的であるという意見、国民のだれもが現代の語音に基づいて自然に、かつ容易に文章を書き表すことができるようになったことは疑いのない事実であり、様々な分野の中で日本の文化水準を引き上げる上で「現代かなづかい」の果たした役割は大きいという意見など、能率の増進や文化水準の向上に役立ったとする意見が多い。

また、学校教育において国語表記の習得の負担を著しく軽減したという意見、殊に字音仮名遣いが簡単になったことは、かけがえのない利点であるという意見など、習得の負担を軽くしたとする意見が多い。

その他、混乱しがちな仮名の用法によりどこを与えるという効果は十分に上がっている、日本語に現代的な広がりを持たせた意義は非常に大きい、国際語に育つ方向に前進した、などの意見もあった。総じて、戦後の国語改革の中で、国民の生活の中に定着して成功したものの一つだと評価する意見が多かった。

一方、失（罪）については、失は少なかった、罪はむしろ漢字制限の方が多かったと思う、などの意見もあるが、古典や文化的伝統との断絶の面を挙げた意見もかなりあった。すなわち、「現代かなづかい」世代が旧仮名遣いで書かれた古典や戦前の文章に大きな違和感を持つようになったという意見、古典文法を現代文法との関連において考えたり、言葉の成り立ち、変化等について説明したりするのに遠回りしなければならなくなり、古典教育全般について、「現代かなづかい」施行以前に比べ、困難な問題が多くなったという意見、失の最大は文化伝統の弱化、断絶であり、殊に明治大正時代の諸文献が教育場面その他で全般的に「現代かなづかい」に改められたことに不満を抱くという意見、「現代かなづかい」は効率主義一点張りというべき思想に立つものである結果として、これをそのままにしておくと、国民が精神的なもの、うるおいとか優雅さとかを身につける機会を失わしめるばかりでなく、過去との断絶という取り返しのつかない結果を生むことになろうという意見などがあつ

た。

その他、文章のうるおいがなくなったこと、仮名文字の情緒性が薄れたことなどを挙げた意見があった。また、ただ一つの書き方だけが正しく、それ以外は間違いだという考え方、いわば画一的な強制を失として挙げた意見もあった。

一方、失があるとするれば、不徹底な表音主義であるため、いろいろな例外を設けて複雑にした点であるという意見、「現代かなづかい」の中に歴史的仮名遣いの残滓があり混乱する面があるという意見など、表音化の不徹底を挙げた意見もあった。

○仮名遣いの規範性について

この問いは、「ア 是非これに従うべきもの（強い規範）と考えたい。」「イ なるべくこれに従うのが望ましいもの（ゆとりのある規範）と考えたい。」「ウ その他。」の三つの中から、自分の考えに合うものを選択するという問いである。結果は、アが八名であるのに対し、イが二五名であった。

○適用分野について

「ア 現行のとおり、適用分野を特定しないでよい。」「イ 常用漢字表（及び送り仮名の付け方）のように「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」としておく方がよい。」「ウ その他。」から選択するという問いである。これについては、イが二八名、アが八名であった。

○専門分野や個々人の表記への適用について

「ア 現行のとおり、専門分野や個々人の表記については言及しないでよい。」「イ 常用漢字表（及び送り仮名の付け方）のように「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものでは

ない」としておくのがよい。」「ウ その他。」から選択するという問いである。結果は、アとイが多く、ほぼ拮抗していた。

○適用する文体等について

「ア 現行のとおり、「主として現代文のうち口語体のもの」に適用するとしておいてよい。」「イ 常用漢字表（及び送り仮名の付け方）のように「現代の国語」として文体には言及しないでよい。」「ウ その他。」から選択するという問いである。これについては、イの方が多少多いものの、アとイがほぼ拮抗していた。

○固有名詞について

「ア 現行のとおり、固有名詞には言及しないでよい。」「イ 常用漢字表（及び送り仮名の付け方）のように「固有名詞を対象とするものではない」としておくのがよい。」「ウ その他。」から選択するという問いである。これについては、アとイとが相対的に多く、ほぼ拮抗していた。なお、固有名詞も対象として明示すべきだという意見もあった。

○仮名遣いの内容（個々の語の仮名遣い）について

「ア 現行のまま変更しないでよい。」「イ 現行のあいまいなものははっきりさせるにとどめる。」「ウ 多少の変更は検討されてよい。」「エ 大幅な変更が検討されてよい。」「オ その他。」から選択するという問いである。これについては、イが二六名、ウが七名であった。

○規則の立て方について

「ア 現行の組織・構成のとおりでよい。」「イ 現行の不備な点を修正するにとどめる。」「ウ なるべく簡明なものにする等、全体の手直しを図る方がよい。」「エ その他。」から選択するという問いである。これについ

ては、ウが二一名、イが一二名であった。

○仮名遣いと古典教育の問題、その他の問題について

古典教育の重要性については、日本文化の継承、発展の基礎となるものであって、十分行う必要がある、「現代かなづかい」の学習にとっても不可欠である、などの意見があった。

古典教育は新旧いずれの仮名遣いを用いて行うべきかという問題については、旧仮名遣いで行うべきであるという意見、明治以降の文章でも国語教材として用いる場合は原文の仮名遣いのままで扱うのが望ましいという意見がある一方、特に専門的でない一般の古典教育においては、古典教材を「現代かなづかい」に改めて使用するのも一法であるという意見、古典に振り仮名を施す場合、字音については「現代かなづかい」でよいという意見、明治以降の文章を国語教材として用いる場合、口語文については「現代かなづかい」に改めることは一向差し支えないという意見などがあった。

歴史的仮名遣いを教えることについては、しっかり教えたい、少なくとも自由に読めるようにすべきであり、歴史的仮名遣いに対する違和感をなくすようにすべきであるという意見、歴史的仮名遣いを教えるのは理解力に余裕の生じる段階になってからでよい、進路や関心に応じて程度に差があつてよいという意見などがある。

古典教育については、「現代かなづかい」の実施によつて古典教育が著しく困難になつたという批評は当たらない、古典が現代人にとつてある程度疎いものになるのはどの国にもあることだという意見、古典が一般の現代人にとつて難しいのは、語彙、文法、社会的背景の相違など様々な要因によるものであつて、仮名遣いだけを元に戻して解決するという問題ではないなどの意見があつた。

その他の問題については、仮名遣いの答申に際しては、「常用漢字表」や「送り仮名の付け方」との関連を考

慮すべきであるという意見、「現代かなづかい」の問題点の処理に当たつては、性急に完全を求めるべきでなく、時間の経過にゆだねる部分があつてよいとする意見、言語については、実用性だけでなく、芸術性、歴史性をも尊重する必要がある、その意味で言語改革はなるべく保守的であるのが望ましいとする意見などがあつた。また、「現代かなづかい」の改定は、国民の大部分が「現代かなづかい」の下で育つた世代となる二〇年後を期して行うのがよいという意見もあつた。

五 国語審議会に寄せられた意見

第一五期第五回総会（昭和五九・二・二八）までに、国語審議会に対して寄せられた主な意見・要望書は、次のとおりである。

- A 日本点字委員会「『現代かなづかい』に関する意見書」（昭和五七・一〇・二二）
- B 日本書籍出版協会「『仮名遣い問題』についての意見書」（昭和五八・二・二二）
- A は、点字使用の立場から、
 - ① 歴史的仮名遣いとの決別
 - ② 表音性と表意性の調和ということを基本に
 - ③ 二語の連濁の基準の明確化
 - ④ 固有名詞の連濁の基準の明確化
 - ⑤ 同音の連呼の例外の廃止

第六節 「現代かなづかい」の改定

- ⑥ 助詞「は」「へ」の表音化
- ⑦ オ列長音の表音化（「おお」式にそろえる。）
- ⑧ 表意性を失わせるほどの促音化に対する歯止めの明確化などを要望している。

Bは、書籍出版の立場から意見を述べ、次のことを要望事項として掲げている。

- ① 「現代かなづかい」の原則は変えない。
- ② 「エ列・オ列長音」「じ・ぢ」「ず・づ」、助詞「は・へ・を」など、表記上にゆれのあるもの、使用上迷うものなどは、具体例を原則のあとに数多く示す。
- ③ 答申・内閣告示の際にまとめられる「仮名遣い」の内容に関しては、従来のような「歴史的かなづかい」と対比した形をとらず、現代語音に対応させた形式で示すことが望ましい。（その場合、「ぢ・づ」、助詞「は・へ・を」の扱いは例外とする。）
- ④ 従来の内閣告示「現代かなづかい」の中で用いられた「なるべく」「本則とする」「さしつかえない」などの語句を用いる場合は、慎重な配慮をされるよう要望する。

六 「改定現代仮名遣い（案）」

仮名遣い委員会（小委員会を含む。）は、前記の、全委員対象のアンケートの結果や、各界からの意見・要望書を考慮し、一方で、「現代かなづかい」関連の諸資料のほか、明治以来の仮名遣い関係諸案、仮名遣い問題の論

評、教育の現場現状を知る資料、教科書・辞書・新聞雑誌などにおける仮名遣いの現状調査資料などを参考にしつつ、審議を重ね、ようやく全体として一応の方向を見ることを得るに至った。第一六期第二回総会（昭和五九・一〇・二二）は、その検討の経過に関する報告を受けて、意見交換を行い、年内に試案をまとめ、それを世間に公表する運びとすることとした。第一六期第一回全員協議会（昭和六〇・一・二二）では、仮名遣い委員会の取りまとめた「改定現代仮名遣い（案）」が検討され、さらに、第一六期第三回総会（昭和六〇・二・二〇）では、その原案に一部修正を施した「改定現代仮名遣い（案）」を仮名遣い委員会試案として公表することが決定された。仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い（案）」（国語審議会報告書16「文化庁、昭和六二」の内容に関して、第二・第三回総会その他において主査の行った主な補足説明の内容は次のとおり。

○「改定現代仮名遣い（案）」作成の経緯

「現代かなづかい」実施以来、賛成・反対様々な意見があった。それらの意見に留意しつつ、国語審議会は「現代かなづかい」の問題点を整理し審議を重ねた。その審議の結果、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送などの一般社会生活における安定した使用状況から見て、「現代かなづかい」は大筋において改める必要はないと判断されたが、「現代かなづかい」を一層受け入れられやすく使いやすいものとするためには、その性格・構成・内容について、なお明確化・手直しが必要と考えて、改定案を作成した。

○性格

(1)では、現代仮名遣いが、現代語の音韻に従って書き表すことを本則とし、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けるという形のものであることを述べた。

(2)で適用範囲を「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において……」としたのは、「送り

仮名の付け方「常用漢字表」に合わせたものである。また「よりどころ」とは「送り仮名の付け方」以来使われている用語であり、「基づくところの規定」というほどの意味合いであると考えられる。

次に、擬声・擬態的描写や嘆声、特殊な方言音、外来語・外来音など、特別な音の表記について、その書き表し方を対象とするものではないことを述べた。なお、外来語の表記については、別の機会の問題とすることとした。

また、「ホオ・ホホ（類）」のように発音に揺れのある語に関して、その発音に応じて書き方を決めるという立場をとっていることについても述べている。

○構成

原則に基づきまわりを第1、表記の慣習による特例を第2とし、それに付表を付けるというふうにして、「現代かなづかい」に比べて構成を簡明なものにした。

○その他

「現代かなづかい」では、歴史的仮名遣いに関する言及がなかった。しかし、この案では、「1 歴史的仮名遣い」において、歴史的仮名遣いは、歴史や文化にかかわりの深いものとして尊重されるべきこと、これを理解することはこの仮名遣いの理解を深める上でも有用であること、今回この仮名遣いと歴史的仮名遣いとの対照を示したのはそのためであることなどを述べた。

「2 学校教育」では、学校教育において、歴史的仮名遣いを含めて、仮名遣いの教育が適切に行われることが期待されることを述べている。

○本文「第1」

「1 直音」において、拗音や促音に用いる「や・ゆ・よ」「つ」などを、なるべく小書きにすることとは、現在でもこれらを小書きにしない分野（法令など、またルビで）があるためである。

「5 長音」において、ウ列の長音では、拗長音について、「きゅうり」のような書き方も考えられるが、現在「きゅうり」のような書き方になっているので、これを変えないでおくことにした。

エ列の長音については、現在挙げられている語は、「ねえさん」「ええ」の二語だけである。なお、エ列の長音と紛らわしい「えいせい（衛生）」「けいせい（経営）」の類の表記については、別途付記で触れた。

オ列の長音では、「おお」式に合わせようという意見もあるが、現行の書き方を生かすこととした。なお、「現代かなづかい」にあるオ列長音（拗長音を含む。）について「おお」式の書き方をも許容すると読める文言は、「おう」式の書き方の現在における定着状況にかんがみて、これを省くこととした。

○本文「第2」

助詞の「を」「は」「へ」については、現行の書き方を残すこととした。なお「は」「へ」については、「現代かなづかい」にある「わ」「え」をも許容するという文言は、規則をなるべく複雑にしないことが望ましいということと、「は」「へ」という書き方の現在における定着状況にかんがみて、これを省くこととした。

4では、「言う」の書き方についても、現在の書き方を踏襲することとした。これは、主として、活用によって語幹が不統一になることを防ぐためである。

5では、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けについて、おおむね現行の書き方を踏襲することとした。同音の連呼では、「いちじく」「いちじるしい」はこの例に当たらないことを「なお書き」で付記した。（「いちじく」「いちじるしい」は、歴史的仮名遣いでもこのように表記され、「現代かなづかい」でも問題なくこのように表記されてきた。）

二語の連合では、「正書法について」で取り上げられている語の表記は、そのまま生かした。「正書法について」で取り上げられていない語で、紛らわしい語は、「ち」「じ」のどちらを用いて書くか（本則）を明らかにした。また、「連中」「融通」など漢語の書き方（本則）を明らかにした（奥音で濁る「地」などの書き方については、「現代かなづかいの要領」では語例によって「じ」で書くことが示されており、今回の審議でも口頭では同趣旨の説明が主査からなされているが、事実上、この仮名遣い案では、触れられていない）。

6では、「おお」式の書き方について、現行の書き方を変更せずそのまま踏襲するのが良いと考えた。なお、これらが歴史的仮名遣いで「ほ」又は「を」と書いたものであったことを「なお書き」で明記することとした。

○本文「付記」

1では、「えいせい（衛生）」「けいせい（経営）」の類の書き方についても、現行のままとすることにしたいと、従来疑義があったことにかんがみ、これについて、エ列の長音として発音されるか、エイ、ケイなどのように発音されるかにかかわらず、エ列の仮名に「い」を添えて書くことを付記の形で明記することにしたこと。

2では、促音化する語中・語尾の「き」「く」の書き方について、キ又はクで終わる字音が結合しているもののうち、広く完全に促音化していると認められるもの以外は、「き」又は「く」と書くこととし、それを付記の形で明記することにしたこと（この項は、最終答申の段階で削除された）。

七 「改定現代仮名遣い（案）」に対する意見

国語審議会は、仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い（案）」を公表後、事務当局を通して、各省庁関係三

六機関、地方自治体関係団体五三機関、報道・出版・印刷及び国語関係団体五九機関、都道府県教育委員会、教育関係団体六二機関、学術用語関係学会等五七機関、国公立大学・短大・高専及び文部省所轄機関等一〇七三機関、合計一三四〇機関に資料を送り、意見を求めた。その結果、各省庁三四機関、報道・出版・印刷及び国語関係団体一〇機関、都道府県教育委員会、教育関係団体三機関、学校関係五機関、合計五二機関から回答を得た。その他、個人から寄せられた意見が三〇件あった。その概要について、第一六期第四回総会で、文化庁国語課長からおおよそ次のような報告があった。

「改定仮名遣い（案）」についての全体的評価としては、各省庁・報道・出版・印刷及び国語関係団体はほとんど大筋として原案に賛成という意見であった。ただ、日本文芸家協会が、一般社会での使用状況が安定しているからといって、大筋として改める必要はないと判断できるものかどうか疑問であり、「現代かなづかい」の弱点を洗い出し、だれでも納得できる表記法を改めて考えることが必要だという意見を提出している。

仮名遣い案の、細部に対する意見としては、次のようなものがあった。

まず前文において、「現代仮名遣い」を「よりどころ」とすることについて、日本文芸家協会から、「よりどころ」とはあいまいな規定であり、字義どおり受け取ればどのような表記を行ってもかまわないことになる、しかし、これが告示として発表されれば事実上の強制力を伴うだろうという意見が出ている。

適用分野については、日本新聞協会から、適用分野の除外例（科学・技術・芸術その他の各種専門分野）は挙げておく必要はないという意見、日本雑誌協会から、ことさら適用範囲を明記する必要があるとは思えないという意見が出ている。

発音にゆれのある語については、日本書籍出版協会から、その発音をどちらかに決めようとするものではない

としたことに賛成という立場が示されている。ただ、その立場からすると、ゆれのある語形を一つの規定の事例として示すのはよくないという指摘が出されている。例えば、「ほお」「じんずうりき」などはすべて語例から除く方がよいという意見である。

助詞「は・へ」及びオ列の長音の「許容」を省いたことについては、日本点字委員会が、これらの許容を従来どおり存続することを強く要望している。そして、もし点字は別に取り扱えばよいというなら、その理由と対策とを明確にし、改定案の中に明記してほしいと述べている。

「稲妻」「領く」などの二語の連合の意識の薄い語について「じ・ず」を本則とし、「ぢ・づ」を許容するとしたことについて、日本新聞協会から、報道界でも一般社会でも既に実行されているところに混乱を招くだけであり、望ましくないという意見が出ている。また、日本軽印刷工業会からは、「ぢ」「づ」は全く廃止すべきだという意見、日本文芸家協会からは、いかなる根拠に基づいて二語の連合の意識の薄いものという判断が下せるのかについて説明があつてしかるべきだという意見が出ている。

付記2で、「的確」「三角形」のような「キ」又は「ク」で終わる字音が結合している語は促音化しているか否かにかかわらず、なるべく「き」又は「く」と書く(例 てきかく、さんかくけい)としたことについて、日本新聞協会から、改定仮名遣い案の書き方は現代語の音韻の状況と相反するという意見が出ている。その上で、中間的なものは「き」「く」で書いても「つ」で書いてもよいことにするのがよいとする案を示すとともに、この案が採用されないときは、付記2全体を削除することを望むとしている。

また、日本書籍出版協会からは、これらの語の発音は大いにゆれており、実態としてはむしろ促音化が強まっていること、また多くの類例をどう扱うかで混乱の生ずることが予想されることから、付記2は削除すべきであ

るという意見が出ている。さらに、日本雑誌協会からは、付記2の例は余りに少なく、判断のよりどころになりにくいので、例を可能な限り挙げられたいという意見が出ている。なお、日本点字委員会は、付記で促音表記の基準が示されたことは、語の表意性と表音性の調和を図られたという意味で評価できるとしている。

学校教育については、日本新聞協会から、報道界を含めた一般社会と学校教育における仮名遣いは一致することが望ましく、両者の関係にあいまいな点があつてはならないということを強調すべきであるという意見が出ている。

本文・付表の事項のうち、拗音・促音に用いる仮名の小書きについては、日本書籍出版協会から、「なるべく」の文言は削除すべきだという意見が出ている。

助詞「を・は・へ」の規定の文言 助詞の「は」は、「は」と書くについて、日本新聞協会からは「助詞「は(ワ)」は「は」と書く」という代案、日本軽印刷工業会からは「わ」と発音される助詞の「は」は「は」と書く」という代案が出されている。また、この規定の語例について、日本書籍出版協会からは、助詞の「は」は、副助詞と終助詞(又は間投助詞)を区別し、副助詞は「は」、その他は「わ」とするとした方がよいという意見が出ている。また、「いまわの際」「すわ一大事」「降るわ降るわ」「きれいだわ」を助詞「は」の仮名遣いに関する規定に当たらないものとして示していることに対して、その理由を簡潔に示すべきだという意見が、日本軽印刷工業会から出ている。

「いう」については、日本軽印刷工業会から、助詞の「いう」は、「ゆう」と発音されている場合があつても「いう」と書くときと改めてほしいという意見が出ている。

オ列の長音の仮名遣いについては、三つの機関から、オ列の長音はすべて「お」とする、又は「う」とすると

いうように統一すべきだという意見が出ている。

「かれい」「へい(塀)」などについて、長音として発音されるか「い」と発音されるかにかかわらずエ列の仮名に「い」を添えて書くという規定(付記^一)について、日本新聞協会から「えい(鰐)」「めい(姪)」を用例に追加してほしいという意見が出ている。

現代語の音韻・現代仮名遣い・歴史的仮名遣いを対照させた付表については、日本書籍出版協会から、付表冒頭に歴史的仮名遣いによる五十音図を掲げることが望ましいという意見が出されている。また併せて歴史的仮名遣いにおける「きゅう」「くわ」などの拗音・合拗音の示し方は、教育上、小書きで示しておく方がよいという意見も出ている。

なお、個人から文書で寄せられた意見は賛成・反対様々であったが、総じて「じ・ぢ」「ず・づ」の書き分けに関する意見が多かった。

以上のほか、新聞発表当時、諸新聞の社説で取り上げられたが、中央紙は、いずれも原案どおり賛成、ただ神社新報が反対の意見であった。

一方、「改定現代仮名遣い(案)」の説明協議会が全国五か所で開催された。北海道・東北地区(昭和六〇・二・二八、参加者二七六人)が福島県文化センターで、関東・甲信越地区(昭和六〇・三・一九、参加者八一九人)が東京九段会館で、東海・北陸・近畿地区(昭和六〇・三・二〇、参加者五八二人)が大阪府青少年会館で、中国・四国地区(昭和六〇・三・二五、参加者四二〇人)が香川県庁ホールで、九州地区(昭和六〇・三・八、参加者四〇三人)が福岡市「もちパレス」で開催された。ほかに、各省庁文書担当者向けの説明協議会(昭和六〇・五・八)が総理府で開催された。その概要についても、やはり第四回総会で、国語課長、林仮名遣い委員会主査、松村同副主査から、おおよそ次のような

報告があった。

五会場のうち、東京・大阪会場では、歴史的仮名遣いを是とする立場からの意見がかなり出たが、表音原理に徹底せよという立場からの意見・質問、点字表記との整合性を求める立場からの意見・質問もあった。しかし、どの会場でも、一番多く出された意見・質問は、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けに関するもの、付記^二に関するものであった。なお、目新しい意見・質問としては、仮名遣いとワープロにおける仮名漢字変換あるいはローマ字仮名漢字変換との関係をどう考えるかというものなどがあった。

八 試案の修正

仮名遣い委員会は、試案に対して寄せられた各方面の意見などを基に、「改定現代仮名遣い(案)」の修正の具体案をまとめ、これを第一六期第五回総会(昭和六〇・一〇・三)及び第二回全員協議会(昭和六〇・一二・一三)に諮った。この協議などを基に更に修正を施した原案が、第三回全員協議会(昭和六一・二・一三)で大筋として了承され、微調整を加えた後、次の総会に最終的に諮られることになった。なお、この間、第二回全員協議会で、国語問題協議会から提出された意見書「かな遣ひの問題は、どのやうに扱ふべきか」(昭和六〇・九・三〇)について意見交換を行ったが、仮名遣い案に大きな修正を加えるに至らなかった。そのほか、この時期に、「要望書二種」(科学技術の正書法を考える会世話人 玉木英彦、「改定現代仮名遣い(案)」に対する意見と要望」(昭和六一・二・一一、カナモジカ^一)、「改定現代仮名遣い(案)」についての申入書」(国語問題を考へる国会議員懇談会などの意見書が出された。試案以後の主な修正点は次のとおりである。

まず付記2を削除したこと。これは、現代の発音の傾向に合わない、どの範囲の語に適用するのか明らかでない、発音そのものを決めることになりやすいなどの批判があり、そのまま残すと、混乱を招くと判断したことによる。これに関連して、前文の「改定現代仮名遣い」の性格、構成及び内容」の1の(5)に、「テキカク、テツカク(的確)」を加え、次のようにした。

(5) この仮名遣いは、「ホオ、ホホ(頬)」「テキカク、テツカク(的確)」のような発音にゆれのある語について、その発音をどちらかに決めようとするものではない。

本文・第2の5(「じ・ぢ」「ず・づ」の四つ仮名)について説明の文言を分かりやすくしたこと。特に、なお書きに挙げた「世界中」「稲妻」などについて、「じ」「ず」で書くことを本則とするともに、「ぢ」「づ」で書くこともできる旨を明記した。また、新たに「注意」を設けて、「地面」などは、漢字の音読みでもともと濁っているものであり、5で述べられている四つ仮名の規定には当たらず、「じめん」のように書くという説明を加えた。これは、説明協議会等でも質問や意見が多く出され、より丁寧な説明が必要であると判断したことによる。

前文の「改定現代仮名遣い」の性格、構成及び内容」の1に、「この仮名遣いは、国語を書き表すのに仮名を用いる場合のよりどころとして示すものであり、点字、ローマ字等を用いる場合のきまりとは必ずしも対応するものではない。」の一項を補ったこと。これは、日本点字委員会から、点字表記の立場からの要望として、助詞「は」「へ」を「わ」「え」と書く許容、オ列長音を「とうきよう(東京)」でなく「とおきよお」のように「お」を用いて書く許容を残しておいてほしいという意見を提出したのに対し、仮名遣いと点字表記・ローマ字表記等とはシステムや慣習が異なるものであり、この仮名遣いによって点字表記・ローマ字表記等の独自性が損なわれるものではないという趣旨を表したものである。

本表・付表の両方について語例を整理したこと。これは、読みにくい語や難しい語が多い、複雑であるという批判にこたえたためである。

九 最終答申「改定現代仮名遣い」と内閣告示「現代仮名遣い」

国語審議会は、第一六期第六回総会(昭和六一・三・六)で、「改定現代仮名遣い」の答申案を採択することを全会一致で決定した。その後、これが会長から文部大臣に提出された。答申された「改定現代仮名遣い」(「国語審議会報告16」)は、前文の部分の要点を「前書き」の形に体裁を整えて、昭和六一年七月一日、内閣告示第一号、内閣訓令第一号「現代仮名遣い」として公布された。これに伴って、昭和二十二年内閣告示第三十三号、昭和二十二年内閣訓令第八号「現代かなづかい」は廃止された。

一〇 「現代かなづかい」と「現代仮名遣い」の対比

「現代仮名遣い」は、結果として、「現代かなづかい」をほぼ踏襲し、実質上大きな変更はなかったと言えるが、仮名遣いの規範性や適用分野、規則の立て方などに変更があり、さらに、細部において明確化が図られた点が少なくない。「現代かなづかい」と「現代仮名遣い」の主な相違点をまとめると、次のとおりである。

一 規範性を緩やかなものにしたこと。「現代かなづかい」では、「現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。」としてあり、ともすれば規則を一般に強制するものと受け取られがちであった

が、「現代仮名遣い」では、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の仮名遣いのよりどころを示すもの」であり、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない」として、適用を必ずしも各種専門分野や個人々の表記に及ぼすものでないことを明記するとともに、「準則」という語を避けて「よりどころ」という語を使用している。

二 適用分野を限定して示したこと。「現代かなづかい」では、適用分野が示されておらず、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記まで拘束するように受け取られがちであったので、必ずしもそのような意図を持つものでないことを明記している。なお、科学や技術などは適用範囲に含めてよいという意見もあるが、この扱いは、基本的には、「送り仮名の付け方」や「常用漢字表」と歩調をそろえたものであり、また、科学の中に人文科学が含まれること、技術方面ではいわゆる棒引き方式が使われる可能性があることなども考慮された。

三 固有名詞など、これによりがたいものや、特殊な音、外来語の音などの書き表し方を対象とするものではないことを明記したこと。

四 規則の立て方を簡明にしたこと。「現代かなづかい」は、例えば「あ、ゑ、をはい、え、おと書く。たゞし助詞のをを除く。」といった具合に、歴史的仮名遣いと対比する形で説明していて、若い世代には分かりにくいものであった上に、細則が三三項目（下位項目を併せると百二十余項目）もあつて複雑であったが、「現代仮名遣い」では、「現代語の音韻に従って書き表す」という原則に基づきまりを「第1」とし、原則からはずれて、表記の習慣による特例六項目を「第2」として、すっきりした形にまとめている。

五 歴史的仮名遣いも尊重されるべきことを明記し、歴史的仮名遣いとの対照表を付表として添えたこと。

「現代かなづかい」には、「主として現代文のうち口語体のものに適用する」という文言はあるが、歴史的仮名遣いについてははっきりした言及がなく、これを否定するものであるかのように受け取られがちであった。

六 「現代かなづかい」で、助詞の「は」「へ」、オ列の長音（拗長音を含む）について付されていた許容、また、現に言い分けている地方に限り認めていた「くわ・か」「ぐわ・が」「ぢ・じ」「づ・ず」の書き分けの許容を省いたこと。これらは、本則の書き方の定着状況にかんがみて、不要と判断されたことによる。

七 「じ・ぢ」「ず・づ」の書き分けについて語例を多く示したこと、また、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けに関して、現代語の意識で二語に分解しにくい語（これについても多く語例を示す）について、「じ」「ず」を用いることを本則とし、「ぢ」「づ」を用いることを許容したこと。「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けは、「現代かなづかい」施行以来問題になってきた事項の一つで、その明確化を図る意味がある。なお、後者は、昭和三十一年国語審議会報告「正書法について」に示されている方針を踏襲したものである。

八 「とけい（時計）」「ていねい（丁寧）」のような語について、エ列の長音として発音されるか否かにかかわらず、常に「エイ」式に書く旨を付記したこと。このことは、「現代かなづかい」に明示がなく、従来疑義があつたことにかんがみ、「第2」の末尾で付記の形を取って特に言及したものである。

九 「現代かなづかい」の前書きで「現代語音にもとづいて」としていたものを、「現代仮名遣い」で「現代語の音韻に従って」と言い換えたこと。これは、学問的により明確な言い方に改めたものといえる。

第七節 『外来語の表記』の制定

〔執筆後注〕 今回の答申及び内閣告示・訓令においては、『外来語の表記』と『外来語の表記』という二様の書き方が使い分けられている。「外来語の表記」は事柄としての外来語、外国の地名・人名の書き表し方を意味し、『外来語の表記』は答申・告示の本体である文書名としての外来語の表記を意味する。

一 第一七期及び第一八期国語審議会の概要

第一七期国語審議会は昭和六一年一月一〇日から同六三年二月九日まで、第一八期国語審議会は平成元年二月一六日から同三年二月一五日まで、それぞれ二年間ずつを任期とし、この二期を通じて答申『『外来語の表記』について』に至る審議が行われた。

この審議は、昭和四一年六月一三日の文部大臣諮問「国語施策の改善の具体策について」に付された諮問理由中に、「検討すべき問題点」として掲げられた、「1 当用漢字について 2 送りがなのつけ方について 3 現代かなづかいについて 4 その他上記に関連する事項について」の「4」に当たり、3の「現代かなづかい」に関連する事項としての、『外来語の表記』の問題を取り上げて行ったものである。

第一七期においては、総会を七回、全員協議会を一回、運営委員会を六回、外来語表記委員会を一六回、小委員会を六回、合計三六回の会議を開いた。この間、外来語表記委員会を中心に、外来語の表記をめぐる基本的な

諸問題や具体的問題について検討を行い、また、アンケート形式で各委員の意見を聞いて、共通理解を深め審議の方向付けを行うとともに、審議の参考とした。この期には外来語表記についての具体案をまとめるには至らず、最終の第七回総会で外来語表記委員会の審議経過報告を行って、次期に引き渡した。

第一八期においては、前期の審議検討を引き継ぎ、総会を七回、全員協議会を二回、運営委員会を七回、外来語表記委員会を一八回、小委員会を一六回、合計五〇回の会議を開いた。その間、平成二年三月一日の第四回総会で、外来語表記委員会の試案「『外来語の表記（案）』について、これを公表して広く各方面の意見を求めること」が了承され、文化庁では同年三月中に全国五か所で説明協議会を開くとともに、各方面に試案を送付して意見を求めた。国語審議会では同年六月以降、各方面から寄せられた意見を参考に更に審議を重ね、翌平成三年二月七日、第七回総会で答申案『『外来語の表記』について』を採択、国語審議会会長から文部大臣に答申を行った。

政府はこの答申を尊重して、同年六月二八日付けで、内閣告示・訓令によって『外来語の表記』を実施に移した。また、文部省は、学校教育における外来語の取扱いについて教育委員会等に通知した。

二 外来語の表記に関する審議の背景

昭和六二年一月一四日、第一七期国語審議会第一回総会の冒頭、塩川正十郎文相はあいさつの中で、「『外来語の表記』の問題について、「かねて本審議会においても審議事項として取り上げるべきである」との御意向があり、また、社会の各方面からも同様の要望が寄せられている」との理由を挙げて審議を依頼した。このあいさつ

を敷衍して文化庁文化部長から行われた、審議依頼に当たった説明の中には、従来の審議過程で出された外来語表記にかかわる左のような具体的な指摘や意見が例示されている。

・ 外来語の表記の問題は、この諮問にある「現代かなづかいについて」の中に入るのか、それとも別の問題であるのか

・ 外来語の表記の問題は、新しい世代にとってはある意味で仮名遣い以上に大きな問題ではないか。

・ 外来語の表記の問題には、仮名遣いとも関連して検討されなければならない問題がある。

・ 外来語の表記は、本来、仮名遣いの中に入るべきものではないのか。和語の仮名遣い、漢語の仮名遣い、洋語あるいは外来語の仮名遣い、この三つがあると考えられる。

昭和六〇年二月に公表された「改定現代仮名遣い（案）」に対する各界からの意見の中でも、日本書籍出版協会、日本速記協会等から、外来語の表記の問題を審議することへの要望が寄せられていた。

このように、外来語の表記については検討の必要性が度々指摘されながら、当面の課題への対応のため先送りされてきた。昭和六一年の内閣告示「現代仮名遣い」は、「前書き」の5に、「この仮名遣いは、擬声・擬態的描写や嘆声、特殊な方言音、外来語・外来音などの書き表し方を対象とするものではない。」と、外来語が対象外であることを明記している。

以上のような背景から、昭和四一年の諮問に際し「検討すべき問題点」として掲げられた各項目のうち、「改定現代仮名遣い」の答申をもって1から3までの審議を完了したこの時点で、文部大臣は国語審議会に、4に当たる「外来語の表記の問題」の審議を求めたのである。

三 第一七期国語審議会における審議

1 第一七期国語審議会の出発

第一七期国語審議会の第一回総会では、右の大臣あいさつと文化部長説明との間に会長・副会長の互選が行われ、会長にはNHK名誉顧問（前NHK会長）の坂本朝一委員が、副会長には共同通信社社長の酒井新二委員が選出された。文化部長の説明に続き、国語課長が昭和二九年の術語・表記合同部会報告「外来語の表記について」の内容を詳しく紹介し、さらに配布資料を用いて、外来語表記の審議に当たった留意点を説明した。次いで、会長が運営委員六名を指名し、若干の意見交換を行って閉会した。

2 外来語表記委員会における審議

（一）外来語表記委員会の発足と、初期の論議

次の第二回総会は昭和六二年三月一〇日に開催され、運営委員会での協議（昭和六二・二・二二）に基づき、外来語表記委員会の設置が提案、承認され、会長から所属委員一八名が指名された。同委員会は、外来語の表記について専門的・技術的な検討を行うための委員会、石綿敏雄（茨城大学教授）、斎賀秀夫（大妻女子大学教授）、林大（前国立国語研究所長）、松村明（東京大学名誉教授）など国語学者を中核に、他言語の研究者、工学系研究者、学校教育、報道・出版関係者で構成された。

同委員会は同年四月二八日に第一回の会合を開き、主査に林大委員、副主査に松村明委員を選出し、続く第二

回、第三回の委員会まで自由討議を行ってその概要を次の六項目にまとめ、「外来語表記委員会での討議の概要」として、第三回総会（昭和六二・七・二三）に報告した。

- 1 外来語とは何か。どのようなものを取り上げるか。
- 2 地名・人名の表記の取扱い方について
- 3 外来語の表記における慣用とゆれについて
- 4 外来語の表記について、どのような表記原則を立てるか。
- 5 外来語の表記についての取決めをすることについて
- 6 外来語、外国語のいわゆる氾濫（はんらん）の問題について

例えば、右の1は、その問題に関して話題になろうと思われる項目(1)～(3)を伴って次のように整理され、その後、委員会の中で出された意見が列挙されている（原文横書き）。2～6も同形式である。

1 外来語とは何か。どのようなものを取り上げるか。

(1) 外来語の定義。

(2) 外来語と外国語の区別ができるか。

日本語になりきっているもの、そうでないもの。
和製外来語。省略語。流行語。新語。

小型国語（現代語）辞典の収録語。

(3) 漢字仮名交じり文の中のアルファベット表記について。片仮名でなく、アルファベットやローマ字つづりで書かれている語の取扱い方。
(A組・B組 JR NHK OA KIOSK・・・)

この項目について列挙された意見は、「①外来語の定義に関しては、和製外来語も外来語の中に入れるかどうかという問題がある。（それは入れてよいのではないか。）②「マージャン」のような語も外来語の中に入れてよいだろう（中国語や韓国語）③外来語と外国語を区別する立場からすれば、「洋語」より「外来語」の方がよいと思う。「洋語」だと両者の区別ができない。」以下、⑬まで続く。まとめにかかる以前の、幅広く意見を集めた段階である。しかし、この「討議の概要」で立てられた六項目は、第一七期末の外来語表記委員会審議経過報告における「第2 外来語の表記をめぐる問題点とその取扱い」の柱立てとして、そのまま生かされていくことになる。

(二) 「外来語表記委員会での討議の概要（その2）」と第四回総会

外来語表記委員会は、第三回総会以後も引き続き自由討議を行い、同委員会所属外の委員から文書で提出された意見も参考にしつつ、問題点の整理を行った。第三回総会から四か月余りの間に、三回の委員会を通してまとめられ、第四回総会（昭和六二・一二・三）に提出された「外来語表記委員会での討議の概要（その2）」は、各問題

点について整理が加えられ、結論に向かって少しずつ方向性が表れ始めたものである。例えば、先の六項目の「1」は次のようになった。

1 外来語とは何か、どのようなものを取り上げるか。

(1) 外来語の定義や、外来語と外国語の区別については、いろいろな考え方があがるが、当面、考察の対象とするのは、現代語中心の小型国語辞典に片仮名で採録されているような語と考えてよいのではないかという意見が出されている。(問題点を検討するための素材としての一応の上限。なお、もっと対象を絞る方がよいという意見もある。)

(2) 片仮名で書く場合を対象とし、アルファベットやローマ字つづりで書かれている語の取扱い方の問題については、外来語の表記ということでは対象外とするという方向が出ている。

(3) 和製外来語(和製洋語)も対象に含めるという方向が出ている。

表記の慣用がゆれている場合の扱いについては、「なるべく原音に近く表記する。」「なるべく平易な方を選ぶ。」「など様々な意見が出たことが紹介され(3の(2)、また、具体的な書き方に関して、例えば次の4の(4)に、審議の進行状況が表れている。

音韻と表記の関係については、音韻の区別が可能なものは区別する方がよいという意見が出されており、例えば、「シエ」「ジェ」と「セ」「ゼ」、「ファ:フォ」と「ハ:ホ」、「ティ」「ディ」と「チ」「ジ」などは区別する方がよいという意見が出ている。ヴァ行については、バ行と区別する方がよいという意見と、バ行で代用させる方がよいという意見が出ている。

外来語表記の取決めをすることについては、それが「必要だ」という意見が多いことを述べ(5の(1)、その

性格に関し、「規範性については、「目安」「よりどころ」でよいとする意見が多く出されている。」(5の(2)と

総会では、林主査の説明に対する質疑が行われ、バ行とヴァ行の問題や「ヂ」「ヅ」の復活の是非などが話題となったが、その中で、1の(2)で「対象外」の方向とした「J R」や「O L」などの和製語について、その氾濫は好ましくないとする発言が相次いだ。

(三) 小委員会における検討と、問題点の整理

その後、外来語表記委員会は、現代の小型国語辞典に採録されている外来語を取り出した資料を素材として、外来語表記の具体例を検討するとともに、地名・人名の表記の取扱い方等に関し、審議会委員全員を対象に実施したアンケート(外来語委員会内容について協議し、事務局が昭和六三年一月一八日付けで送付したもの。))について審議し、その結果を第五回総会(昭和六三・三・二四)に報告した。アンケートにおいては、一般の外来語のほかに地名・人名の表記についても「取り上げる必要がある。」とした回答が圧倒的に多く(三六名、「取り上げる必要はない。」とした回答は少なかった二名。また、取り上げる場合、中国・韓国等の地名・人名の原音による片仮名表記については「何らかの形で取り上げる必要がある」と回答したもの(二八名と「何らかの形で取り上げる必要があるが、後回し又は別の機会にするのがよい」と回答したもの(二八名)が同数であった「取り上げなくてよい」は三名。

同年四月八日の第一〇回外来語表記委員会で、「小型国語辞典に採録されている外来語」(約六八〇語)を主な資料として具体的な問題の検討を行うため、作業グループとしての小委員会を設置することとなり、所属委員八名を主査が指名した。メンバーは、林主査、松村明副主査のほか、石綿敏雄、斎賀秀夫、辻村敏樹、永田実、林巨樹、三根谷徹の各委員で、日本経済新聞社論説委員の永田委員を除き、国語あるいは言語研究の専門家であ

る。小委員会は四月下旬から六月上旬にかけて四回開催され、外来語を受け入れるための国語の音韻について検討し、また、「小型国語辞典に採録されている外来語」によって、表記や語形の安定しているもの、ゆれているものの状況を検討した。三種の国語辞典のいずれにも本見出しとして出ており、その表記も同一で異表記形の注記のないものが約二二〇語、また、三種の国語辞典のいずれにも本見出しとして出ているが、その表記に異同があったり、異表記形の注記や空見出しのあるものが約三五〇語であり、後者について問題別に分類したものを検討した。

この検討作業の結果を受け、外来語表記委員会は二回の会合で意見交換を行ってその概要をまとめ、「外来語表記委員会の審議状況について」として、林主査が七月二〇日の第六回総会に報告した。

この段階で、問題となる音韻・表記が一覧の形で整理された。国語の音韻の中に外来語音としてのどのようなものを取り入れることができるか、その仮名表記にはどのようなものがあるかについての検討の中で、問題になった音韻（仮名表記）は次のとおりである。これらは、「現代仮名遣い」（昭和六一年内閣告示・訓令）に示された直音・拗音等の一覧の範囲を超えて、外来語音を受け入れるときに用意すべき受け皿の候補として検討されたものと言えることができる。

- | | | | | |
|-----------------|------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| (1) シエ、ジェ | (2) ツア、ツイ、ツエ、ツオ | (3) チェ | (4) テイ、ディ | (5) トウ、ドウ |
| (6) ファ、フィ、フエ、フォ | (7) ヴア、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォ | (8) テユ、デユ | (9) フユ、ヴユ | |
| (10) ウィ、ウエ、ウオ | (11) クア、クイ、クエ、クォ・グア、グイ、グエ、グォ | | | |
- (12) その他（スイ、ズイ、イエなど。なお、ヂ、ヅも話題になった。）
- これらについて、「シェーカー」「ジェット機」「カデンツァ」「人名 マレンツィオ」など、それぞれを含む語

例も示された。

また、「小型国語辞典に採録されている外来語」の検討の中で問題となった表記や語形のゆれとして、次のものが挙げられている。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|-------------------------|-------------|
| ① 長音の有無 | ② 促音の有無 | ③ 撥音の有無 | ④ 「ア」か「ヤ」か。 |
| ⑤ 「チ」か「テイ」か。 | ⑥ 「デ」「ジ」か「デイ」か。 | ⑦ 「チュア」か「チャー」か。 | |
| ⑧ 「キサ」「キシ」…か「クサ」「クシ」…か。 | ⑨ 「カ」か「キヤ」か。 | | |
| ⑩ 「ハ」行か「ファ」行か。 | ⑪ 「バ」行か「ヴァ」行か。 | ⑫ 「セ」「ゼ」か「シェ」「ジェ」か。 | |
| ⑬ 清音か濁音か。 | ⑭ 母音のとらえ方等 | ⑮ 「イ」か「ウィ」か、「ウオ」か「ウオ」か。 | |
| ⑯ 「um」の書き方 | ⑰ 連声の有無 | ⑱ その他 語形の異同等 | |
- これらについても、例えば「コンピュータ」コンピュータ（①の例）、「エキサイト」エクサイト（⑧の例）、「ハンカチ（ハンカチーフ）」ハンケチ（⑭の例）、「パイナップル」パインアップル（⑰の例）など、語例が具体的に挙げられている。

3 「外来語表記委員会の審議経過について（報告）」

第六回総会の後、九月中旬に、それまで総会や委員会では話題になっていた問題の扱い方や、外来語の表記について取決める場合の規範性、適用分野の問題等について、全委員に対する二回目のアンケートを実施した。外来語表記委員会ではその結果を分析するとともに、小委員会での二回にわたる検討及び全員協議会（昭和六三・一一・一七）における審議を経て、第一七期における外来語表記委員会の審議経過について、一一月二五日の第一

六回委員会で最終的な調整を行い、報告をまとめた。

昭和六三年一月二日、林外來語表記委員会主査は、第七回総会に、外來語表記委員会の審議経過を報告した。報告の構成は次のとおりである。

外來語表記委員会の審議経過について（報告）

第1 概況

1 審議の状況 2 審議資料等

第2 外來語の表記をめぐる問題点とその取扱い

- 1 外來語とは何か。どのようなものを取り上げるか。
- 2 地名・人名の表記の取扱い方について
- 3 外來語の表記における慣用とゆれについて
- 4 外來語の表記について、どのような表記原則を立てるか。
- 5 外來語の表記についての取決めをすることについて
- 6 外來語、外國語のいわゆる氾濫（はんらん）の問題について
- 7 外來語の表記と外國語学習や國際化の進展などとの関連について

第3 外來語の表記についての基本的な考え方

- 1 外來語とは何か。 2 外來語表記の沿革
- 3 外來語の音と仮名表記 4 外來語の仮名表記の考え方

第4 意見調査による委員の意見の概要

第5 まとめ

「第1」は、外來語表記委員会設置以来の會議開催状況の説明と、参照・検討した資料及び作成中の資料の紹介である。

「第2」に挙げられた各問題点の取扱いは、既に方向の定まったものもあるが、アンケートにおける意見の傾向を記述するにとどまったものもある。その「7」の項目は、アンケート（第一回）で自由記述の項目としたもので、ここには五つの「主な意見」が掲出されている。その中には、「エ 外國語学習や國際化の進んでいる状況に応じて、外來語の表記は一段と音韻を広げる方向に進むべきであり、原音や原つづりに近い表記をとるべきである。」「オ 外國語学習における発音と、外來語の発音・表記とは異なったものであり、過度の原音主義は好ましくない。外來語である限り、日本人の音韻意識に基づくべきである。」のように、対立的な意見も並び記されている。

「第3」は、外來語の定義や分類、外來語表記の簡潔な史的概観、國語の音韻と外來語音表記に用いる仮名の整理、音韻との対応及び表記の慣習に基づく外來語仮名表記の考え方について述べたもので、全体として、二年後の答申「外來語の表記」の「前文」のうち、「外來語の表記」についての考え方」に当たる内容に、ほぼ近いものとなっている。これらは、既に総会で検討されてきた材料のほか、第六回総会以降に行われた外來語表記委員会や小委員会で検討された資料を基に作成されている。

「第4」は、第二回アンケートに寄せられた回答の項目別分析であり、「第5」のまとめではこのアンケート

の結果について、「各委員の意見の傾向は多くの点で大体一致しているが、問題によっては傾向の分かれるものもある。」と指摘し、「今期は外来語の表記についての成案を取りまとめるには至らなかったが、今期の審議を土台として、今後、慎重な検討が進められることを期待するものである。」と報告を締めくくっている。

このようにして第一七期国語審議會は仕事を終え、「外来語の表記」に関する審議は次期に引き継がれた。

四 第一八期国語審議會における審議

1 第一八期国語審議會の出発

第一八期国語審議會の第一回総会は、平成元年三月二日に開かれた。全委員四五名のうち今回新たに就任した委員は三名、残り四二名は前期からの継続で、会長、副会長も坂本朝一委員、酒井新二委員が再選され、前期に引き続き「外来語の表記」の問題に取り組むこととなった。第一回総会において、運営委員会と外来語表記委員会の設置も決定され、会長がそれぞれの委員を指名した。運営委員会は前期と全く同一の顔ぶれ、外来語表記委員会も、審議会委員そのものの交代に伴う一名の異動があったのみである。

第一回の外来語表記委員会（平成元・三・二二）で、主査、副主査の互選が行われ、前期に引き続き林大委員が主査に、松村明委員が副主査に選出された。また、前期同様小委員会を設けることもこの会議で決定し、主査の指名で前期と同じメンバー八名が小委員会委員となった。

2 委員会・総会における審議の経過

第一回と第二回の総会の間に外来語表記委員会と小委員会はそれぞれ四回開催され、外来語の音と仮名表記の問題や、規則の立て方を今後どう考えていけばよいかについて話し合われた。検討・話し合いの中で出された主要な観点は次のようなものであった。

- (1) まず音韻の面から考えてみる。国語（和語・漢語）の音韻のほかに、外来語の音として国語の中に取り入れることができるものにどのようなものがあるかを検討する。
- (2) その上で、外来音と仮名表記との対応の仕方に応じて、規則の骨格を考えてみる。
- (3) 一般の外来語と地名・人名とを併せて規則を立てるという方向で考える。
- (4) 慣用は尊重する。
- (5) 語形のゆれの問題には立ち入らないでよいのではないか。
- (6) 各外来語に特有な問題については、必要に応じて、別に言及することになるのではないか。
- (7) その際、余り特殊な音の書き表し方については立ち入らないでよいのではないか。

これらの観点と、(1)、(2)についての検討経過概要を、林主査が第二回総会（平成元・七・二二）に報告した。検討経過の例として、例えば、昭和二九年の部会報告「外来語の表記」で、「原音における「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」・「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」「ヴェ」「ヴォ」の音は、なるべく「ハ」「ヒ」「ヘ」「ホ」・「バ」「ビ」「ブ」「ベ」「ボ」と書く。」「ただし、原音の意識がなお残っているものは、「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」・「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」「ヴェ」「ヴォ」と書いてもよい。」とした事項については、次のような考え方を示している。すな

わち、「FA」「FI」「FE」「FO」の発音は既に国語の中に取り入れられていると考え、「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」の表記を認知し、従来の習慣で「ハ」「ヒ」「ヘ」「ホ」と書いてあるものはそう書いてもよいとする。「ヴ」の方は、表記上の問題か音韻の問題か、「B」のほかに「V」の発音を立てるかどうか、外来語表記委員会でも小委員会でも、更に議論を深める必要があるとして保留にしている。このほか、「ツァ」「ツイ」「ツェ」「ツォ」も国語に取り入れられていると考えられるが「ツイ」については若干問題がある、「シエ」「ジェ」や「チェ」は既に国語に取り入れられているのではないかなど、具体的に詳細な報告がなされた。

これに対し、外来音を仮名で表記し得るのか（江藤淳委員）、法則を立てるより現存する各外来語について表記の目安を決めていく方が実際的ではないか（広瀬一郎委員）などの根本的な疑問や意見が出され、若干の応答があった。

この総会の後、外来語表記委員会及び小委員会では、引き続き外来語の音と仮名表記の問題に取り組み、外来語や外国の地名・人名の表記の実態と慣用を考慮しつつ仮名の分類を行い、それに基づいて規則の立て方を検討した。また、今次作成する案の性格（規範性）や適用分野の問題についても検討を行った。

仮名の分類は、多くの人の聞き慣れ・言い慣れ・目慣れを考慮し、第一類 外来語として国語の中に取り入れられており、発音のし分けも耳での聞き分けも無理なくできると考えられるもの（「シエ」「ジェ」「チェ」など）、第二類 外来語としてある程度国語の中に取り入れられているとは認められるものの、言い分け・聞き分けの上で第一類ほど安定していないもの（「イエ」「ワイ」「ウエ」「ウオ」など）、第三類 国語の中に取り入れられているとは考えられず、言い分け・聞き分けの習慣が余りないもの（「イユ」「ウユ、スユ、ズユ、ツユ」など）、の三類とした。これに基づく規則の立て方は、第一類は、外来語や外国地名・人名を書き表すために、現代仮名遣いに掲げる仮名とともに

最も一般的に用いる仮名とし、第二類は、第一類のほかで従来の慣用によって原音・原つづりになるべく近いものに当てて書き表す場合に用いる仮名とし、第三類は一層特別な語、主として地名・人名に限って用いる仮名とすることとした。また、原音・原つづりになるべく近い表記をする必要がある場合、第二類・第三類に属する仮名を用いず現代仮名遣いに掲げる仮名で書き表せることにする（「イエ」を「イエ」、「ウオ」を「ウオ」など）という方針とした。

以上の検討結果は林主査から第三回総会（平成元・一・一六）に報告された。総会では日本文芸家協会理事の江藤淳委員や国文学者の村松定孝委員、紅野敏郎委員から、歴史的な文献に現れる濁点の付いたワ行の仮名の扱いについて質問や意見が出された。前期のアンケートで、これを「使わないでよい」とする意見が多数だったことから、外来語表記委員会では議論してこなかったが、伝統を意識する立場などから、ここで改めて問題にされたものであった。

3 委員会試案から答申へ

（一）外来語表記委員会試案「外来語の表記（案）」の作成

第三回総会以降、平成元年一月から翌二年一月にかけて、外来語表記委員会はこれまでの審議の積み重ねの上に立ち、「外来語の表記（案）」の作成に取り掛かった。具体的には、「外来語の表記（案）」の構成と前文の組立てについて検討し、本文（仮名表、留意事項）、付録（用例集）の作成について審議を進めた。この間、外来語表記委員会四回のほか、小委員会も四回開いた。この結果を取りまとめ、「外来語の表記（案）」の「前文（案）」、「本文（案）」、「付録 用例集（案）」として、第一回全員協議会（平成二・一・二五）に報告した。

全員協議会では、林主査が「前文（案）」、「本文（案）」、「付録 用例集（案）」の順に説明し、これをめぐり質疑及び意見交換を行った。そして、ここで出された意見等に基づいて外来語表記委員会が原案を修正した上、これを外来語表記委員会の試案として公表することを、第四回総会に諮ることとした。これを受け、二月二日の第一二回外来語表記委員会では、主として前文について修正を行い、「外来語の表記（案）」を取りまとめた。

三月一日に開かれた第四回総会では、外来語表記委員会が提出した「外来語の表記（案）」について、全員協議会における意見等に基づく修正箇所を中心に林主査から説明があり、協議の後、この案を外来語表記委員会の試案として公表することを、総会として了承した。

(二) 外来語表記委員会試案「外来語の表記（案）」の内容

(1) 「外来語の表記（案）」の構成

試案は「前文」、「本文」、「付録 用例集」から成る。前文と本文の構成は次のとおりである。

前 文

〔はじめに〕

〔「外来語の表記（案）」の作成の経緯〕

〔「外来語の表記」についての考え方〕

1 外来語について 2 外来語を片仮名で書く習慣について 3 外来語の音と仮名表記

〔「外来語の表記（案）」の性格、構成及び内容〕

1 性 格 2 構 成 3 内 容

〔その他〕

1 学校教育 2 外来語、外国語のいわゆる氾濫の問題について

本 文

〔「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表（第1表、第2表）

留意事項その1（原則的な事項）

留意事項その2（細則的な事項）

I 第1表に示す「シェ」以下の仮名に関するもの

II 第2表に示す仮名に関するもの

III 撥音、促音、長音その他に関するもの

(2) 「前文」の内容

「前文」は、冒頭に、昭和四一年の文部大臣の諮問に応じた「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」〔昭和四七〕以来「現代仮名遣い」〔昭和六二〕に至る一連の答申、そして今回の試案までの流れを簡潔に記した「はじめに」を置き、試案作成の経緯、外来語とその表記についての考え方、試案の性格や構成・内容などについて記し、「本文」中に示された表記の原則や細則の背景にある考え方が理解できる内容となっている。

「〔「外来語の表記」についての考え方〕の「1 外来語について」で、外来語は次の三つに分類されている。(1) 国語に取り入れた時代が古く、国語に融合しきって、外国語に由来する感じが余り残っていないもの。

- (2)既に国語として熟しているが、なお外国語に由来するという感じが残っているもの。
(3)外国語の感じが多分に残っているもの。

この分類は、前期末の審議経過報告における「第3 外来語の表記についての基本的な考え方」の「1 外来語とは何か」「2 外来語表記の沿革」の内容を踏襲したものである。ここには、(1)の「たばこ、煙草」「てんぷら、天麩羅」などは平仮名や漢字で書かれることも多く、語形も書き表し方も十分国語化しており、(2)の「ラジオ」「ナイフ」などは語形のゆれが比較的少なく、比較的よく国語化した語形で片仮名書きされ、(3)は「ジレンマ」「ディレンマ」「エトランゼ」「エトランジェ」のように語形のゆれが多く見られ、現代の和語や漢語にない音が用いられることもある、といった解説がある。また、この「1 外来語について」には、今回の審議の対象として、外国の地名・人名を含めたこと、中国・韓国等の地名・人名は直接の対象とはしなかったこと、P T A、C M、kgなどのアルファベット表記は問題の外に置くこととしたことも述べられている。

「2 外来語を片仮名で書く習慣について」は、欧米系外来語が流入し始めた室町末期以来、昭和戦後に片仮名書きが決定的になるまでの外来語表記の歴史をごく簡潔に記述したものであり、やはり前期末報告における「外来語表記の沿革」の記述を受け継いでいる。

「3 外来語の音と仮名表記」は、外来語の原音に応じて取り入れられた、現代の和語・漢語の音にない音の仮名表記が工夫されてきたこと(「フィルム」の「フィ」「メロディー」の「ディ」など)、外来語の長音表記には「ー」の使用が定着していること、各方面で実施されてきた外来語の仮名表記が必ずしも一致したものでなく、今回改めて現代にふさわしいその在り方を考えてみたことなどを述べている。そして、「外来語の表記」を検討するに当たり、仮名を音との対応において用いるという考え方に立つとともに、慣用を尊重することを基本的な方針とし

たとしている。さらに、实例に即した検討の結果、在来の国語の音のほかに、(1)言い分け聞き分けの上で余り無理がなく、外来音として国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名、(2)言い分け聞き分けの上では十分安定していないが、外来音としてある程度国語の中に入っていると考えられるものに対応する仮名を取り上げることとし、それら以外の音を仮名で書き表す必要が生じた場合の書き表し方は取り決めず、自由とした。すなわち、第三回総会における外来語表記委員会の審議状況報告にあった外来語の三分類のうち、第三類の語には、取決めを設けなかったのである。

「[外来語の表記(案)]の性格、構成及び内容」の「1 性格」は、この決まりの性格について、(1)法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示すものであり、(2)科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人の人々の表記にまで及ぼそうとするものではなく、(3)過去に行われた様々な表記を否定しようとするものでもなく、また、固有名詞など(例えば人名、会社名、商品名等)でこれによりがたいものには及ぼさない、と規定している。これらは、昭和四一年の諮問以来これまで定められてきた「送り仮名の付け方」、「常用漢字表」、「現代仮名遣い」の性格と共通している。なお、(3)の「過去に行われた様々な表記」には注が付いており、明治以来の文芸作品に表れた「スウィフトの「ガリバー旅行記」」「エルテル」「ギオロン」「ケンブリッヂ」などの例が挙げられている。

「3 内容」は、今回の「外来語の表記(案)」と昭和二九年国語審議会部会報告「外来語の表記について」(以下「部会報告」という。)との比較を、次の三点について述べたものである。

- (1)「部会報告」は外国の地名・人名を対象外としていたが、今回はこれを含めた。
(2)「部会報告」は、「シユ、ジェ」「ティ、ディ」「ファ、フィ、フエ、フォ」はなるべく「セ、ゼ」「チ、

ジ」「ハ、ヒ、ヘ、ホ」と書き、「デュ」は「ジュ」と書くとしていたが、今回は、「シエ、ジェ」「テイ、ディ」「ファ、フィ、フェ、フォ」「デュ」の仮名を、外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名とした。(ただし、従来「セ、ゼ」「チ、ジ」「ハ、ヒ、ヘ、ホ」「ジュ」と書く慣用のある場合は、それによる。)

(3)「部会報告」は、「ウイ、ウエ、ウオ」「クア、クイ、クエ、クオ」「ヴァ、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォ」はなるべく「ウイ、ウエ、ウオ」「カ、クイ、クエ、コ」「バ、ビ、ブ、ベ、ボ」と書き、「トウ、ドウ」「テュ」「フュ」「ヴュ」は「ト、ド又はツ、ズ」「チュ」「ヒュ」「ビュ」と書くとしていたが、今回は、「ウイ、ウエ、ウオ」「クア、クイ、クエ、クオ」「ヴァ、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォ」や「トウ、ドウ」「テュ」「フュ」「ヴュ」等の仮名を、外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名とした。

「その他」の「1 学校教育」では、この「外来語の表記(案)」は、「現代の一般の社会生活における「外来語の表記」のよりどころを表したものである」、「学校教育においては、この趣旨を考慮して適切な取扱いをすることが望ましい。」とした。また、「2 外来語、外国語のいわゆる氾濫の問題について」は、「この問題は直接表記に結び付くものではないが」と断った上で、「必要以上に外国語を使うことは望ましいことではないという意見とともに、必ず自然に淘汰され必要なものだけが定着していくだろうという意見がある。」と、審議会内の両論を併記した形になっている。

(3) 「本文」の内容

本文の冒頭には、次に掲げる「「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表」が置かれている。この表は第1表

と第2表から成り、第1表に示す仮名は「外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名」、第2表に示す仮名は「外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる

「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表

第1表									
ア	イ	ウ	エ	オ	ツ	シ	エ	ツ	フ
カ	キ	ク	ケ	コ	チ	チ	エ	エ	フ
サ	シ	ス	セ	ソ	ツ	ツ	エ	エ	フ
タ	チ	ヌ	テ	ト	エ	エ	エ	エ	フ
ナ	ニ	フ	ネ	ホ	エ	エ	エ	エ	フ
ハ	ヒ	ム	ヘ	モ	エ	エ	エ	エ	フ
マ	ミ	ユ	メ	ヨ	エ	エ	エ	エ	フ
ヤ	リ	ル	レ	ロ	エ	エ	エ	エ	フ
ラ	ギ	グ	ゲ	ゴ	エ	エ	エ	エ	フ
ワ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	エ	エ	エ	エ	フ
ガ	ビ	ブ	ベ	ボ	エ	エ	エ	エ	フ
ダ	ビ	ブ	ベ	ボ	エ	エ	エ	エ	フ
バ	ビ	ブ	ベ	ボ	エ	エ	エ	エ	フ
パ	ビ	ブ	ベ	ボ	エ	エ	エ	エ	フ
キ	キ	キ	キ	キ	エ	エ	エ	エ	フ
ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	エ	エ	エ	エ	フ
シ	シ	シ	シ	シ	エ	エ	エ	エ	フ
チ	チ	チ	チ	チ	エ	エ	エ	エ	フ
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	エ	エ	エ	エ	フ
ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	エ	エ	エ	エ	フ
ミ	ミ	ミ	ミ	ミ	エ	エ	エ	エ	フ
リ	リ	リ	リ	リ	エ	エ	エ	エ	フ
ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	エ	エ	エ	エ	フ
ギ	ギ	ギ	ギ	ギ	エ	エ	エ	エ	フ
ジャ	ジャ	ジャ	ジャ	ジャ	エ	エ	エ	エ	フ
ビ	ビ	ビ	ビ	ビ	エ	エ	エ	エ	フ
ビ	ビ	ビ	ビ	ビ	エ	エ	エ	エ	フ
ン	ン	ン	ン	ン	エ	エ	エ	エ	フ
ッ	ッ	ッ	ッ	ッ	エ	エ	エ	エ	フ
ー	ー	ー	ー	ー	エ	エ	エ	エ	フ

仮名」である。これらの仮名では書き表せないような、特別な音の書き表し方については、「ここでは取決めを行わず、自由とする。」とされる。そして、「第1表・第2表によって語を書き表す場合には、おおむね留意事項を適用する。」とされ、以下に「留意事項」が列挙されている。

留意事項は「その1（原則的な事項）」六項と、「その2（細則的な事項）」二四項とから成る。

「その1」は、この「外来語の表記（案）」が、外来語や外国の地名・人名を片仮名で書き表す場合のことを扱うこと、「ハンカチ」と「ハンケチ」のように語形のゆれがあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていないこと、語形の書き表し方の慣用が定まっているものはそれにより、分野により異なる慣用が定まっている場合はそれぞれの慣用によって差し支えないことなど、原則的な事項を掲げている。

「その2」は、「I 第1表に示す「シエ」以下の仮名に関するもの」六項、「II 第2表に示す仮名に関するもの」一〇項、「III 撥音、促音、長音その他に関するもの」八項から成る。

I は、「1 「シエ」「ジェ」は、外来音シエ、ジェに対応する仮名である。〔例〕シェーカー シエード ジェットエンジン（以下、例略） 注 「セ」「ゼ」と書く慣用のある場合は、それによる。〔例〕ミルクセーキ ゼラチン」、「2 「チエ」は、外来音チエに対応する仮名である。〔例〕チエーン チエス チエック マンチエスター（地） チェーホフ（人）」以下、「ツァ」「ツエ」「ツォ」「テイ」「ディ」など、第1表右上段に示された仮名に関して定めたものである。

II の各項は、原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる第2表の仮名に関する事項であるため、外来音に対応する仮名とその使用語例を掲げた上で、それらの仮名を用いる必要がない場合の、第1表に掲げる仮名を用いた表記例を付け加えた形になっている。例えば次のようである。

1 「イエ」は、外来音イエに対応する仮名である。〔例〕イエーツ（人） イエスベルセン（人）

注 一般的には、「イエ」又は「エ」と書くことができる。

〔例〕イエナ（地） イエローストーン（地） エルサレム（地）

続く2の「ウイ」「ウエ」「ウオ」の場合、1と同様の形式で、一般的には「ウイ」「ウエ」「ウオ」と書くことができることも示し（例は「ウイスキー」「ウイスキ」「ストップウォッチ」「ストップウオッチ」など、更に「ウ」を省いて書く慣用のある場合には、それによる。とし（例は「サンドイッチ」「スイッチ」など）、加えて「地名・人名の場合は、「ウイ」「ウエ」「ウオ」と書く慣用が強い。」という解説的な注も付している。

III も、I・IIと同様、異なる慣用を許容する内容となっている。例えば、「3 長音は、原則として長音符号「ー」を用いて書く。」と原則を示して「エネルギー」「オーバーコート」「グループ」などの例を掲げた後に、「注1 長音符号の代わりに母音字を添えて書く慣用もある。」と言い添えて「バレエ（舞踊） ミイラ」の例を、「注2 「エー」「オー」と書かず、「エイ」「オウ」と書くような慣用のある場合は、それによる。」と付け加えて「エイト ペイント ボウリング（球技）」などの例を挙げている。さらに、「注3 英語の語末の *or, at* などに当たるものは、原則としてア列の長音とし長音符号「ー」を用いて書き表す。ただし、慣用に依りて「ー」を省くことができる。」として、「エレベーター ギター コンピューター マフラー/エレベーター コンピュータ スリッパ」を例示している。IIIの6は、「英語のつづりのxに当たるものを「クサ」「クシ」「クス」「クソ」と書くか、「キサ」「キシ」「キス」「キン」と書くかは、慣用に従う。」とした（例は「タクシー」「ボ

クシング」「エキストラ」「タキシード」など。Ⅲの8は、「複合した語であることを示すための、つなぎの符号」について取り上げている。これは、昭和二十九年の部会報告で決定を留保していた問題であるが、今回も、「それぞれの分野の慣用に従うものとし、ここでは取決めを行わない。」とした(例は「ケース バイ ケース」「ケース・バイ・ケース」「マルコ・ポーロ」「マルコ＝ポーロ」)。

(4) 「付録 用例集」の内容

「付録 用例集」は、日常よく用いられる外来語を主に、本文の留意事項その2(細則的な事項)の各項に例示した語や、その他の地名・人名の例などを五十音順に掲げたものである。「アーケード」「アイスクリーム」に始まり「ワット」(人名に終わる五〇〇語で、うち三二〇語が一般語、一〇〇語が地名、八〇語が人名である。昭和二十九年の部会報告の用例集三八〇語のうち、一八〇語が今回の用例集にも採られている。本文の留意事項その2に両様の書き方が示してある語のうち主なものについては、「バイオリン／ヴァイオリン」のように両者を併記している。さらに「凡例」は、「ここに示した語形やその書き表し方は、一例であって、これ以外の書き方を否定するものではない。」と断っている。

(三) 説明協議会と意見収集

文化庁ではこの「外来語の表記(案)」を、関係機関・団体に送付して意見を求めるとともに、説明協議会を開催した。説明協議会は「外来語の表記(案)」の趣旨・内容について参加者に直接説明するとともに、意見を求め今後の審議に反映させるため全国五か所で実施したもので、日程は次のとおりである。文化庁の作成した案内状によれば、主催は「文化庁・開催地の府県教育委員会」、参加者の範囲は「(1)国・各地方公共団体の文書・

国語審議会外来語表記委員会試案「外来語の表記(案)」説明協議会一覽

地 区 (都道府県名)	開催期日	会 場 (定 員)
北海道・東北(北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	三月一五日(木)	宮城県庁講堂(四五〇)
関東・甲信越(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟)	三月一九日(月)	九段会館(七〇〇)
東海・北陸・近畿(富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	三月二〇日(火)	大阪府立青少年会館(六〇〇)
中国・四国(鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	三月二六日(月)	広島市青少年センター(四五〇)
九州(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	三月二八日(水)	福岡市立早良市民センター(五〇〇)

広報担当者 (2)新聞・放送・出版関係者 (3)学校教育・社会教育関係者 (4)その他国語に関心のある者」である。各会場で、林外来語表記委員会主査が説明を行い、東京・大阪の二会場には松村副主査も出席した。

文書による意見提出の依頼の方は、一四六六の機関・団体に送付され、寄せられた意見数は一三件、意見を寄せた機関・団体は、外務省、郵政省、衆議院事務局、日本新聞協会編集委員会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、教科書協会、日本文芸家協会、東京農工大学、奈良教育大学、皇学館大学、日本言語学会、国語学会であった。このほか、各省庁等三一の国家機関からは、「外来語の表記(案)」について意見のない旨、連絡があった。

また、個人から寄せられた意見が二二件あった。

(四) 最終調整と答申

文化庁では、これらを「『外来語の表記(案)』に寄せられた意見」という冊子資料にまとめ、第五回国語審議会総会(平成二・六・二七)に提出し、国語課長から概要を説明した。また、説明協議会の状況については同総会に、林主査、松村副主査などから報告があった。この総会を受け、外来語表記委員会は七月から一〇月にかけて四回の会合を持ち、小委員会もこの間に三回開催して、「外来語の表記(案)」について見直すべきところ、修正すべきところはないか検討した。その結果、①全体的な評価としては、試案は大体世間に受け入れられたと見てよいと考えられること、②前文に掲げる事項については、試案の考え方を特に変更しなければならぬものはないと考えられること、ただし、細かい表現上の問題については、今後、前文を答申用に書き直す際に考慮すること、③本文については、仮名と符号の表、留意事項その1・その2の各項について検討した結果、おおむね試案のとおりでよいという結論となった(付録の用例集も同じ)。この審議状況は、試案の本文・付録の若干の変更箇所とともに林主査から一月八日の第六回総会に報告され、修正について了承を得た。行われた修正は、例えば「イエ」の仮名に関する留意事項中の語例として「イエーツ イェスベルセン」と人名のみ二語拳がついていたところにつき、「イエスベルセン」を「イエールサレム」に替えて地名の例も入れる配慮をしたり、「付録 用例集」で「イエーツ(人)」とあったところを「イエーツ/イエーツ(人)」として、第1表・第2表の仮名を用いた両様の表記を示すようにしたりといった非常に細かな数箇所のみで、決まりとしての内容・構成には全く変更がなかった。

その後、二回の外来語表記委員会(第二七回、第一八回)と小委員会(第一六回)で、主として前文の細かい表現上の

問題について検討し、答申原案の形に取りまとめて第二回全員協議会(平成三・一・一七)に提出、全員協議会ではこれを答申案として最終(第七回)総会に諮ることを了承した。ここまで行われた修正も、例えば、前文中の説明の中でタイトルを「外来語の表記(案)」としていたのを、委員会試案から答申にするのに伴って「外来語の表記」としたり、「『外来語の表記』の作成の経緯」に試案公表以後の経緯を盛り込んだりするなどの調整で、決まりとしての内容・構成に全く変更はない。

第七回総会(平成三・二・二七)では、事務局が答申案の前文を朗読した後、答申案を全会一致で採択し、坂本朝一会長から井上裕文部大臣にあてた答申書を、酒井副会長から中山成彬文部政務次官に提出した。

この答申をもつて、昭和四十一年の中村梅吉文部大臣の諮問に応じ、戦後の国語施策を見直して、新たに国語表記の目安やよりどころを打ち出してきた、四半世紀にわたる一連の審議が完結した。この後、国語審議会は、現代の国語をめぐる諸問題を検討・整理し、新しい時代に応じた国語施策を追求する新たな時期を迎えることになる。第一八期の第六回以降の総会や全員協議会では、将来国語審議会を取り上げていくべき問題や、国語審議会の在り方等についても話し合われたが、その中では、敬語や言葉遣い、ワープロ等による表記、外来語の氾濫^{はんらん}、姓名のローマ字表記、「美しい日本語」など、その後の国語施策の課題となる事柄も話題となった。

五 内閣告示・内閣訓令と、学校教育における取扱い

政府は、国語審議会が答申した『外来語の表記』の趣旨を尊重し、これを採択して、平成三年六月二十八日、内閣告示第二号『外来語の表記』を制定・公布し、実施に移した。また、この『外来語の表記』を各行政機関にお

ける「外来語の表記」のよりどころとすべきことを、同日付けの内閣訓令第一号「『外来語の表記』の実施について」で定めた。

国語審議会答申『外来語の表記』は、同答申について、「現代の一般の社会生活における『外来語の表記』のよりどころを示したものである」、「学校教育においては、この趣旨を考慮して適切な取扱いをすることが望ましい。」と述べていた（前文）の（その他）。文部省では、「外来語の表記（案）」公表後の平成二年五月に「学校教育における外来語及び音訓の取扱いに関する調査研究協力者会議」（主査 齋賀秀夫）を設けてこのことを検討し、同会議の取りまとめに従い、内閣告示・内閣訓令と同じ平成三年六月二十八日、初等中等教育局長名で、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事などにあてて、「学校教育における外来語の取扱いについて（通知）」を発した。同通知は、高等学校の段階までに「『外来語の表記に用いる仮名と符号の表』」に示された仮名の読み書きができるよう指導することを基本とし、併せて日常使われる外来語の読み書きができるよう指導すること。」として、各学校段階における指導の指針と範囲とを示したものである。

第六章 新しい時代に応じた国語施策

— 国語審議会から文化審議会国語分科会へ —

第一節 現代の国語をめぐる諸問題

— 新しい時代に応じた国語施策への出発 —

一 第一九期国語審議会の審議経過

第一九期国語審議会（平成三・九・二、五・八・三）は、総会を八回、全員協議会を一回、運営委員会を六回、問題点整理委員会を一二回、合計二七回の会議を開いた。

今期、第一回総会において、時の井上裕文部大臣から審議すべき問題等についての説明があった。その一節に、

（前略）絶え間なく進展する現代の社会の中で、国語をめぐる様々な問題が論じられていることは、皆様御承知のとおりであります。言葉は人間を人間たらしめる基本的要素であり、また、一国の文化の礎をなすものであります。したがって、それぞれの時代の進展に応じて言葉に対する関心が高まることは大変好ましいことですが、同時に、言葉の乱れということがしばしば話題になり、また情報機器の発達や日本